

保 健 所 年 報

令和7年度



和歌山市健康局健康推進部

この保健所年報は表紙及び目次を頁番号に含んでいます。

令和7年度版目次

第1編 総合編

第1章 和歌山市の概要

第1節 位置及び規模	1 2
第2節 面積及び人口密度年次推移	1 2
第3節 人口推移	1 3
第4節 地区別人口等及び保健センター担当地区図	1 4

第2章 健康推進部の概要

第1節 沿革	1 5
第2節 保健所及び衛生研究所機構図	1 7
第3節 保健所及び衛生研究所関係施設	1 7
第4節 保健所及び衛生研究所の事務分掌	1 8
第5節 保健所及び衛生研究所職員配置表	2 3
第6節 健康推進部関係決算・予算状況	2 4
1. 歳入（一般会計）	2 4
2. 歳出（一般会計）	2 4
第7節 健康推進部の関係附属機関等	2 5

第2編 統計編

第1章 保健衛生統計の概要

第1節 国が行う各種統計調査年間事業概要	2 8
1. 国民生活基礎調査	2 8
2. 患者調査	2 8
3. 医療施設調査	2 8
4. 人口動態調査	2 8
5. 病院報告	2 8
6. 医師、歯科医師、薬剤師等調査	2 8
7. 地域保健・健康増進事業報告	2 8
8. 衛生行政報告例	2 8
9. 食中毒統計	2 8
第2節 主な衛生統計の概要	2 9
1. 人口動態統計	2 9
(1) 用語の解説	2 9
(2) 各比率の算出方法	2 9
2. 医療施設統計	3 0
(1) 用語の解説	3 0
(2) 各比率の算出方法	3 0

3. 病 院 報 告 統 計	3 1
(1) 用 語 の 解 説	3 1
(2) 各 比 率 の 算 出 方 法	3 1

第2章 人口動態統計

第1節 主 たる 人 口 動 態 統 計	3 2
1. 人口動態統計年次推移(和歌山市)	3 2
2. 人口動態統計年次推移(県・全国)	3 3
第2節 出 生 統 計	3 6
1. 年 次 別 ・ 性 別 出 生 数	3 6
2. 出 生 児 の 体 重 分 布	3 6
3. 母の年齢・出生順位別出生表	3 7
4. 年次別・出生順位別出生表、出生割合	3 7
5. 年次別・場所別・立会者別出生数	3 7
第3節 死 亡 統 計	3 8
1. 年 次 別 ・ 性 別 死 亡 数	3 8
2. 年 齢 階 級 別 死 亡 数	3 8
3. 主要死因別死亡数順位別年次推移	3 9
4. 死因別構成割合及び性別ごとの死亡数	4 0
5. 選択死因別・年齢別・性別死亡数	4 3
第4節 乳 児 死 亡 統 計	4 8
1. 乳児死亡数・率及び新生児死亡数・率の年次推移	4 8
第5節 死 産 統 計	4 9
1. 種 類 別 死 産 数 ・ 率 の 年 次 推 移	4 9
2. 自然人工別・妊娠期間別死産数と割合	4 9
第6節 周 産 期 死 亡 統 計	4 9
1. 周産期死亡数・率の年次推移	4 9
2. 妊娠週数死産数・構成割合年次推移	4 9

第3章 医療施設統計

第1節 医 療 施 設 等 の 年 次 推 移	5 0
1. 医 療 施 設 数	5 0
2. 1 0 万 人 対 医 療 施 設 数	5 0
3. 病 床 数	5 0
4. 1 0 万 人 対 病 床 数	5 0
第2節 医 療 施 設 の 内 容	5 1
1. 診 療 科 目 別 に 見 た 施 設 数	5 1
2. 病 院 一 覧 表	5 2

第4章 病院報告統計

第1節 病 院 の 利 用 状 況	5 6
-------------------------	-----

第5章 医療従事者統計

第1節	医療従事者年次別推移	56
第2節	医師・歯科医師業務従事状況（届出）	57
第3節	薬剤師業務従事状況（届出）	57
第4節	歯科衛生士業務従事状況（届出）	58
第5節	歯科技工士業務従事状況（届出）	58
第6節	保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事状況（届出）	58

第6章 食中毒統計

食中毒発生状況（過去5年間）	59
----------------	----

第3編 事業編

第1章 対人保健

第1節	母子保健	62
1.	乳幼児健康診査	62
(1)	4か月児健康診査	62
(2)	10か月児健康診査	63
(3)	1歳6か月児健康診査	64
(4)	3歳児健康診査	65
2.	発達相談事業	68
3.	こども家庭センター母子保健部門	69
4.	妊婦教室（マタニティサークル）	69
5.	両親教室	69
6.	育児支援事業	70
7.	子育てサポート連絡会	70
8.	思春期健康相談	70
9.	健全母性育成事業	71
10.	新生児訪問指導事業	71
11.	こんにちは赤ちゃん事業	71
12.	未熟児養育医療給付事業	71
13.	妊産婦健康診査等事業	71
14.	B型肝炎対策事業	72
15.	不妊治療対策事業	72
16.	不妊相談件数	72
17.	産後ケア・育児不安のある産婦へのサポート	73
18.	妊婦支援給付金等事業	73
第2節	栄養改善・健康づくり	74
1.	栄養改善に関する講習会実施状況	74
2.	給食施設の栄養指導実施状況	74
3.	栄養指導実施状況	74

第3節	歯科保健	76
1.	妊婦歯科健康診査	76
2.	妊婦教室(マタニティサークル)歯科保健指導	76
3.	4か月児・10か月児健康診査	76
4.	1歳6か月児歯科健康診査	76
5.	2歳6か月児歯科健康診査	77
6.	3歳児歯科健康診査	77
7.	歯科健康教育	78
8.	歯科健康相談	78
9.	歯科訪問指導	78
10.	街角歯科健診	78
11.	いい歯いきいきフェア	78
第4節	成人保健	79
1.	健康教育	79
2.	健康相談	79
3.	健康診査	80
	(1) がん検診	80
	(2) がん検診推進事業	83
	(3) アピアランスケア支援事業	83
	(4) 肝炎ウイルス検診	83
	(5) 歯周病検診	83
4.	訪問指導	84
5.	骨密度及び骨強度測定実施状況	84
第5節	介護予防事業	85
1.	健康教育	85
2.	健康相談	85
第6節	その他対人保健事業	86
1.	巡回保健相談指導事業実施状況	86
2.	熱中症予防対策ひとやすみ所(クーリングシェルター)の設置	86
3.	望まない受動喫煙の防止への取組	86
4.	健康づくりイベント	87
第7節	健康わかやま21推進事業	87
第8節	地区保健師活動	88
1.	保健師業務活動	89
2.	家庭訪問状況	90
第9節	精神保健福祉	91
1.	精神保健福祉法等に基づく処遇件数	91
2.	嘱託医による定期相談	91
3.	定期相談以外の相談及び家庭訪問状況	92
4.	精神保健関係事業	93
5.	重度心身障害児者医療費助成制度 (精神障害者保健福祉手帳1級所持者)	93
6.	障害福祉サービス(精神障害のある方)	93

7. 地域自殺対策強化事業	9 4
第10節 医療社会事業	9 6
1. 原子爆弾被爆者援護関係	9 6
2. 指定難病関係	9 6
3. 骨髄バンク登録事業	9 7
4. 小児慢性特定疾病関係	9 7
5. 育成医療支給認定状況	9 8

第2章 感染症予防

第1節 感染症予防	9 9
1. 感染症発生動向調査	9 9
2. 感染症の原因調査及び主な措置	1 0 2
3. 蚊媒介感染症予防対策	1 0 2
4. 急性呼吸器感染症の予防啓発	1 0 2
5. 薬剤耐性菌感染症の対策	1 0 2
6. 社会福祉施設等の集団発生・対応状況	1 0 3
7. 性感染症の相談及び抗体検査実施状況	1 0 3
8. エイズ相談及びH I V抗体検査件数	1 0 3
9. エイズ対策促進事業	1 0 4
10. 肝炎対策事業	1 0 5
11. 風しん抗体検査	1 0 5
第2節 予防接種	1 0 6
1. 定期の予防接種	1 0 6
(1) 五種混合第1期予防接種	1 0 6
(2) 四種混合第1期予防接種	1 0 6
(3) 三種混合第1期予防接種	1 0 6
(4) 二種混合第2期予防接種	1 0 7
(5) 不活化ポリオ予防接種	1 0 7
(6) 麻しん風しん予防接種	1 0 7
(7) 日本脳炎予防接種	1 0 8
(8) 結核予防接種	1 0 8
(9) Hib（ヒブ）感染症予防接種	1 0 8
(10) 肺炎球菌感染症予防接種（小児がかかるものに限る）	1 0 8
(11) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（HPV ワクチン）	1 0 8
(12) 水痘予防接種	1 0 9
(13) B型肝炎予防接種	1 0 9
(14) ロタウイルス感染症予防接種	1 0 9
(15) インフルエンザ予防接種	1 1 0
(16) 肺炎球菌感染症予防接種（高齢者がかかるものに限る）	1 1 0
(17) 新型コロナウイルス感染症予防接種	1 1 0
(18) 風しん第5期予防接種	1 1 0
(19) 带状疱疹	1 1 1

2.	予 防 接 種 費 用 助 成 事 業	1 1 1
(1)	風 し ん 予 防 対 策 事 業	1 1 1
(2)	造 血 幹 細 胞 移 植 等 後 の 再 接 種 費 用 助 成	1 1 1
第 3 節	結 核 予 防	1 1 2
1.	結 核 健 康 診 断	1 1 2
(1)	定 期 結 核 健 康 診 断、予 防 接 種	1 1 2
(2)	接 触 者 等 健 康 診 断	1 1 2
(3)	管 理 検 診	1 1 2
(4)	定 期 健 康 診 断 状 況	1 1 3
(5)	定 期 予 防 接 種 状 況	1 1 3
(6)	接 触 者 健 康 診 断 状 況	1 1 4
(7)	管 理 検 診 状 況	1 1 4
2.	結 核 患 者 医 療 費 公 費 負 担	1 1 5
(1)	一 般 患 者 に 対 す る 医 療	1 1 5
(2)	入 院 勧 告 患 者 に 対 す る 医 療	1 1 5
3.	結 核 登 録 患 者 状 況	1 1 6
(1)	新 登 録 患 者 年 齢 別 状 況	1 1 6
(2)	年 末 現 在 登 録 者 年 齢 別 状 況	1 1 6
(3)	結 核 罹 患 率・有 病 率 の 推 移	1 1 7
(4)	新 登 録 患 者 喀 痰 塗 抹 陽 性 肺 結 核 罹 患 率	1 1 7
(5)	結 核 登 録 患 者 の 動 向	1 1 7
4.	訪 問 指 導	1 1 7
5.	結 核 対 策 特 別 促 進 事 業	1 1 7
(1)	結 核 関 係 職 員 研 修	1 1 7
(2)	コ ホ ー ト 検 討 会	1 1 7
(3)	服 薬 支 援 D O T S 事 業	1 1 8
(4)	予 防 可 能 例 検 討 会	1 1 8
(5)	普 及 啓 発	1 1 8
(6)	高 齢 者 介 護 福 祉 施 設 結 核 研 修 会	1 1 8

第 3 章 食 品 衛 生

第 1 節	食 品 衛 生	1 1 9
1.	旧 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 許 可 を 要 す る 施 設 数	1 1 9
2.	旧 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 許 可 を 要 す る 施 設 の 監 視 状 況 及 び 行 政 処 分 等 件 数	1 2 0
3.	改 正 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 許 可 を 要 す る 施 設 数	1 2 1
4.	改 正 食 品 衛 生 法 に 基 づ く 許 可 を 要 す る 施 設 の 監 視 状 況 及 び 行 政 処 分 等 件 数	1 2 2
5.	届 出 を 要 す る 食 品 関 係 営 業 施 設 数	1 2 3
6.	食 品 等 検 査	1 2 4
(1)	検 査 件 数	1 2 4
(2)	検 査 結 果	1 2 4
7.	違 反 食 品 処 理 状 況	1 2 5
8.	苦 情 処 理 状 況	1 2 5

9.	食中毒発生状況	125
10.	講習会実施状況	126
11.	ふぐ処理施設状況	126
	(1) 和歌山県フグ処理等に関する指導要綱に基づく処理施設数	126
	(2) 改正食品衛生法に基づく処理施設数	126
12.	家庭用品試買検査状況	126

第4章 薬事・毒劇物

第1節	薬	事	127
第2節	毒	劇物	127

第5章 環境衛生

第1節	環境衛生施設状況	128
第2節	ねずみ昆虫駆除状況	129
1.	昆虫駆除状況	129
2.	ねずみ駆除状況	129
第3節	埋葬及び火葬の死体・死胎数	129

第6章 動物保健

第1節	狂犬病予防及び動物愛護事業	130
1.	犬の登録頭数・予防注射数	130
2.	犬の収容状況及び咬傷犬届出件数	130
3.	猫の収容状況	130
4.	犬の苦情状況	130
5.	猫の苦情状況	130
6.	地域猫対策状況	130
7.	動物愛護教室等開催状況	131
8.	第一種動物取扱業者登録件数	131
9.	第二種動物取扱業者届出件数	131
第2節	化製場等施設状況	131
1.	死亡獣畜取扱場	131
2.	化製場	131
3.	動物の飼養・収容施設	131

第7章 医事・地域医療

第1節	医療施設監視業務	132
1.	医療監視及び検査・処分状況	132
2.	医療従事者免許取扱状況	133
第2節	救急医療	134
1.	1次救急医療	134
第3節	献血	135
1.	献血実施状況	135
第4節	小児成育医療支援事業	135

第 5 節	和歌山・有田保健医療圏における周産期医療ネットワーク事業	1 3 5
第 6 節	保健所実習・研修受入状況	1 3 6

第 8 章 衛生研究所

第 1 節	施設概要	1 3 7
第 2 節	試験検査事務	1 3 7
1.	食品等化学検査	1 3 7
2.	水質検査	1 3 9
3.	微生物検査	1 3 9
4.	環境検査	1 4 1

第 9 章 健康危機管理

第 1 節	健康危機管理	1 4 2
1.	会議、研修会及び訓練	1 4 2
(1)	保健所が実施した会議、研修等	1 4 2
(2)	研修会・会議等への派遣	1 4 3
(3)	訓練等	1 4 3

第 10 章 付属資料

○	和歌山市健康危機管理基本指針	1 4 6
○	和歌山市保健所運営協議会条例	1 5 1
○	和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会条例	1 5 4
○	和歌山市健康わかやま 21 推進協議会条例	1 5 6

第 1 編 総 合 編

第 1 章 和 歌 山 市 の 概 要

第 2 章 健 康 推 進 部 の 概 要

第 1 章 和歌山市の概要

第 1 節 位置及び規模

本市は、紀伊半島の北西部に位置し、北はみどり豊かな和泉山脈ののどかな山並みに囲まれ、西は、風光明媚な紀淡海峡に面し、紀の川の河口に位置する和歌山県の県都です。東西約 29 km、南北約 17.5 km で面積 208.84 km²を有し、人口 340,948 人、世帯数 159,490 世帯（令和 7 年 12 月 31 日現在）を擁しています。



方 位	地 名	緯度・経度
極 東	上三毛	東経 135 度 19 分
極 西	加太(沖の島)	東経 135 度 00 分
極 南	毛 見	北緯 34 度 9 分
極 北	滝 畑	北緯 34 度 19 分

距 離	海 抜
東 西 29.0 k m	最 高 490.2 m
南 北 17.5 k m	最 低 0.6 m

第 2 節 面積及び人口密度年次推移

(各年 12 月末日現在)

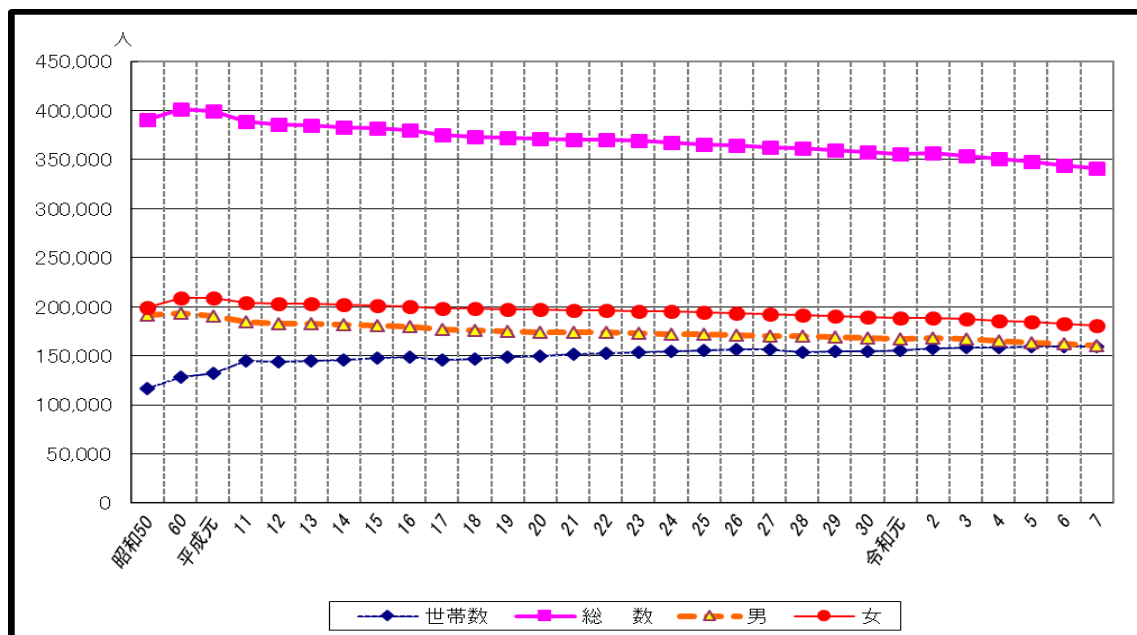
年度	面積	人口密度 (1 k m ² 当)	1 世帯 平均人数
昭和 5 0	206.68	1890.7	3.35
6 0	207.41	1936.1	3.12
平成 元	207.45	1924.7	3.03
1 2	210.23	1837.4	2.69
1 3	210.23	1831.3	2.66
1 4	210.24	1823.7	2.62
1 5	210.24	1814.8	2.59
1 6	210.24	1808.5	2.56
1 7	210.24	1785.0	2.58
1 8	210.24	1777.3	2.54
1 9	210.24	1770.7	2.51
2 0	210.25	1764.6	2.47
2 1	210.25	1759.9	2.45
2 2	210.25	1760.3	2.42
2 3	210.25	1754.5	2.40

年度	面積	人口密度 (1 k m ² 当)	1 世帯 平均人数
平成 2 4	210.25	1747.5	2.38
2 5	210.25	1740.4	2.35
2 6	210.31	1731.2	2.33
2 7	208.84	1733.9	2.31
2 8	208.84	1731.4	2.35
2 9	208.84	1721.7	2.33
3 0	208.84	1710.9	2.31
令和 元	208.85	1701.8	2.28
2	208.85	1693.4	2.26
3	208.85	1694.9	2.24
4	208.85	1680.5	2.21
5	208.85	1665.2	2.19
6	208.85	1648.3	2.16
7	208.84	1632.6	2.14

※市域の面積は、国土地理院公表の「全国都道府県市区町村別面積調」によるものとする。

第3節 人口推移（各年12月末日現在）

年度	世帯数	人口（人）		
		総数	男	女
昭和50	116,732	390,780	191,372	199,408
60	128,511	401,576	193,045	208,531
平成元	131,851	399,281	190,608	208,673
11	145,180	388,597	184,634	203,963
12	143,846	386,286	183,151	203,135
13	144,869	385,002	182,243	202,759
14	146,157	383,420	181,322	202,098
15	147,248	381,539	180,299	201,240
16	148,594	380,216	179,657	200,559
17	145,634	375,287	176,643	198,644
18	147,029	373,663	175,713	197,950
19	148,561	372,275	174,863	197,412
20	149,923	371,001	174,147	196,854
21	151,167	370,014	173,550	196,464
22	152,693	370,101	173,951	196,150
23	153,606	368,894	173,137	195,757
24	154,467	367,407	172,410	194,997
25	155,465	365,910	171,756	194,154
26	156,194	364,097	170,870	193,227
27	156,762	362,102	169,887	192,215
28	153,594	361,578	169,968	191,610
29	154,139	359,561	168,847	190,714
30	154,676	357,310	167,758	189,552
令和元	155,691	355,411	166,883	188,528
2	157,796	356,496	167,805	188,691
3	158,128	353,976	166,706	187,270
4	158,651	350,968	165,159	185,809
5	158,947	347,768	163,577	184,191
6	159,169	344,256	161,898	182,358
7	159,490	340,948	160,494	180,454

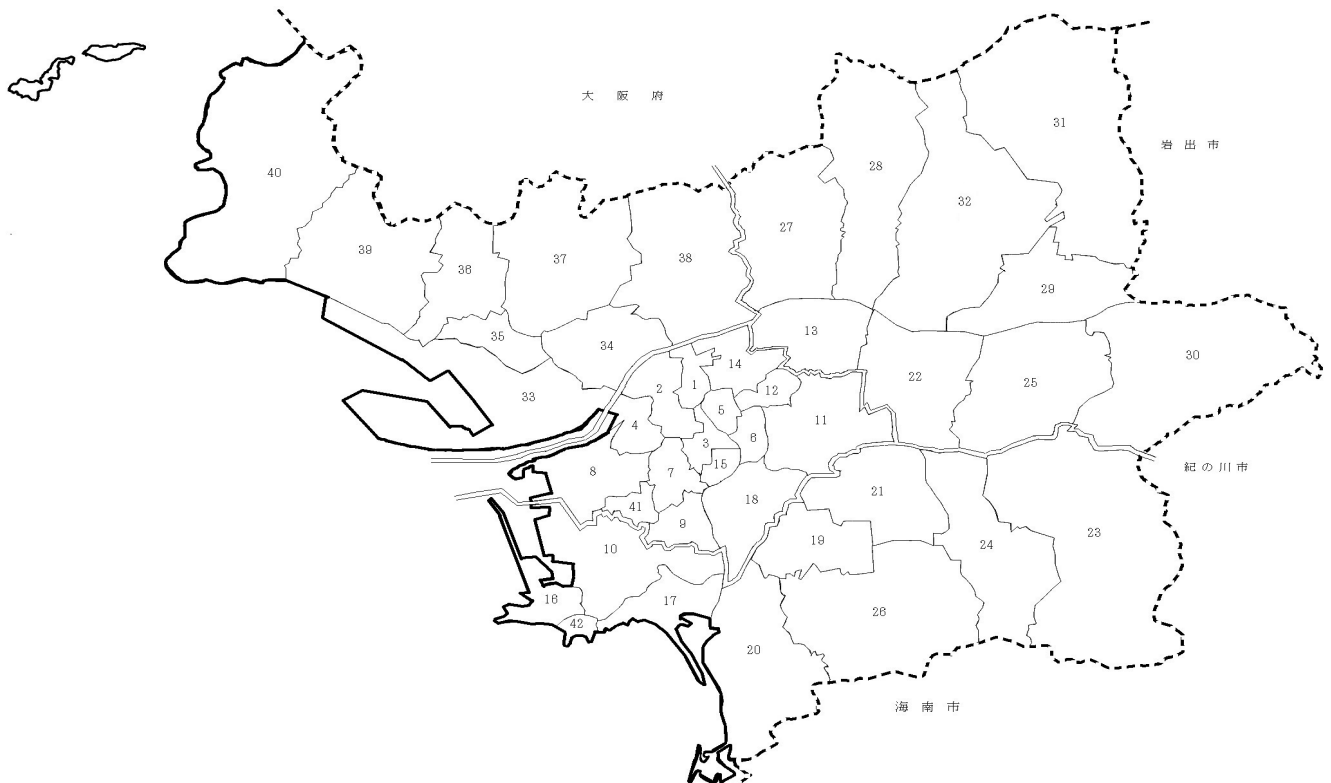


第４節 地区別人口等及び保健センター担当地区図

(令和８年１月１日現在)

担当	区分		世帯数	人 口		
	地区別	記号		男	女	計
中保健センター	本町	1	1,610	1,362	1,656	3,018
	城北	2	2,466	2,008	2,240	4,248
	広瀬	3	2,437	2,158	2,482	4,640
	雄湊	4	2,613	2,451	2,793	5,244
	新大	5	1,635	1,339	1,471	2,810
	南上	6	2,344	2,001	2,118	4,119
	吹上	7	2,747	2,517	3,073	5,590
	砂山	8	3,116	2,922	3,338	6,260
	今福	41	1,581	1,481	1,739	3,220
	高松	9	3,535	3,423	4,032	7,455
	宮北	11	10,596	10,528	11,851	22,379
	中之島	12	3,812	3,103	3,591	6,694
	原	14	3,214	2,896	3,199	6,095
	芦原	15	1,131	815	1,032	1,847
	宮前	18	7,107	6,968	7,736	14,704
	計		49,944	45,972	52,351	98,323
南保健センター	三田	19	2,879	3,108	3,511	6,619
	岡崎	21	3,865	4,354	4,769	9,123
	安原	26	3,462	4,215	4,602	8,817
	西山東	24	1,903	2,043	2,241	4,284
	東山東	23	948	1,178	1,401	2,579
	雑賀	10	7,093	7,144	8,243	15,387
	雑賀崎	16	493	409	481	890
	田野	42	151	169	237	406
	和歌浦	17	3,449	3,220	3,786	7,006
	名草	20	8,173	8,059	8,986	17,045
	計		32,416	33,899	38,257	72,156

担当	区分		世帯数	人 口		
	地区別	記号		男	女	計
西保健センター	湊	33	1,278	1,261	1,357	2,618
	野崎	34	7,369	7,198	7,868	15,066
	松江	35	4,031	4,152	4,596	8,748
	木本	36	7,454	7,589	8,306	15,895
	貴志	37	9,690	11,055	11,459	22,514
	楠見	38	8,509	8,357	9,561	17,918
	西脇	39	5,369	5,739	6,543	12,282
	加太	40	1,053	918	1,116	2,034
	計		44,753	46,269	50,806	97,075
北保健センター	四箇郷	13	7,849	8,060	9,365	17,425
	西和佐	22	2,626	2,972	3,119	6,091
	和佐	25	2,431	2,538	2,974	5,512
	有功	27	6,802	6,847	7,571	14,418
	直川	28	1,618	1,812	1,956	3,768
	川永	29	2,405	2,559	2,949	5,508
	小倉	30	3,328	3,613	4,007	7,620
	山口	31	1,183	1,344	1,678	3,022
	紀伊	32	4,135	4,609	5,421	10,030
	計		32,377	34,354	39,040	73,394
総 合 計			159,490	160,494	180,454	340,948



第 2 章 健康推進部の概要

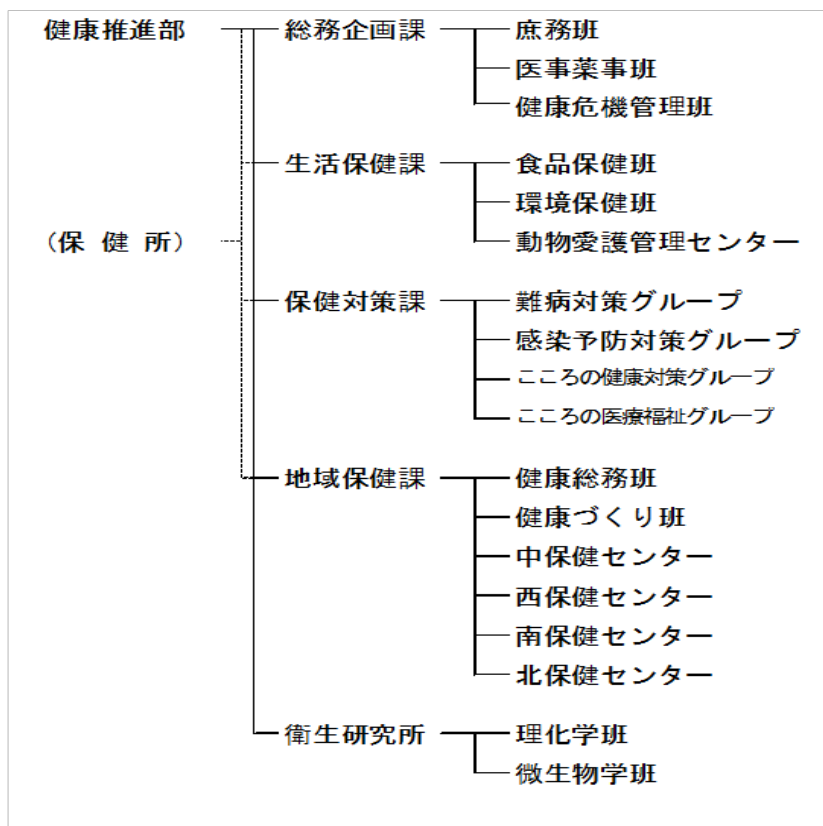
第 1 節 沿 革

昭和 22 年	保健所法の制定により政令市として指定を受ける。
昭和 22 年 8 月	当時の市立城東病院を転用し、和歌山市保健所(A級、和歌山市友田町 3 丁目 16)の名称で本市全区域(26 地区)を管轄地域として発足する。
昭和 29 年	市周辺町村編入に伴い 2 地区(西和佐、岡崎)管轄地域増加。
昭和 31 年	5 地区(西脇、和佐、安原、西山東、東山東)管轄地域増加。
昭和 33 年	6 地区(有功、直川、川永、小倉、加太、山口)管轄地域増加。
昭和 34 年	1 地区(紀伊)管轄地域増加に伴い、40 地域を管轄する。
昭和 36 年 7 月	庁舎の老朽化により鉄筋コンクリート造り 3 階建に改築し、機能の拡充、設備の強化を図る。
昭和 40 年 12 月	西保健所(U4 型、和歌山市松江東 3 丁目 2-63)開設に伴い 8 地区(湊、野崎、松江、木本、貴志、楠見、西脇、加太)を管轄地域とし、従来の保健所を中央保健所(U1型)と改名し、33 地区を管轄地域とする。 同時に機構改革に伴い、部制となり保健部が発足する。
昭和 44 年 9 月	人口増加に対処し、機能拡大のため西保健所3階を増築する。(昭和 45 年 2 月完成)
昭和 47 年 8 月	保健部から保健衛生部に改称。
昭和 49 年 4 月	和歌山市中央保健所衛生検査室(和歌山市西浜 1660 番地の 401)を和歌山市卸売市場に設置する。
昭和 49 年 12 月	和歌山市立夜間急患センター(和歌山市吹上 5 丁目 2 番 7 号)が発足する。
昭和 51 年 4 月	機構改革に伴い、公害対策室が保健衛生部へ移管され、食肉処理場が農林部へ移管される。
昭和 52 年 4 月	和歌山市衛生研究所(和歌山市松江東 3 丁目 2-67)が発足する。
昭和 61 年 5 月	中央保健所南支所(和歌山市和歌浦東 1 丁目 1 番 13 号)が開所する。
平成 7 年 10 月	和歌山市中央保健所、和歌山市夜間・休日応急診療センター(和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号)を新築開所する。
平成 9 年 4 月	和歌山市が中核市に移行する。 地域保健法の施行に伴い、和歌山市中央保健所、中央保健所南支所、西保健所及び保健所管理課を統合し、和歌山市保健所として和歌山市全域を管轄する。併せて保健所内に中保健センター、(旧)西保健所に西保健センター、(旧)中央保健所南支所に南保健センターを設置する。
平成 9 年 4 月	トラホーム治療所を眼疾患予防所に改称する。
平成 13 年 4 月	機構改革に伴い、食品衛生検査室を廃止する。
平成 15 年 3 月	杭ノ瀬眼疾患予防所を廃止する。
平成 16 年 3 月	芦原眼疾患予防所及び城南病院を廃止する。
平成 19 年 4 月	機構改革により局制を導入、健康福祉局に健康推進部が設置され、保健所 4 課及び衛生研究所を所管する。
平成 21 年 3 月	安原眼疾患予防所を廃止する。
平成 22 年 3 月	食肉衛生検査所を廃止する。

- 平成 23 年 5 月 北保健センターをさんさんセンター紀の川内(和歌山市直川 326 番地 7)に新築開設する。
- 平成 27 年 2 月 南保健センターを新築移転(和歌山市田尻 493 番地 1)する。
- 平成 29 年 5 月 西保健センターを新築移転(和歌山市松江 775 番地 1)する。
- 令和 元年 10 月 動物愛護管理センターを新築開設(和歌山市松江東 3 丁目 2 番 63 号)する。
- 令和 2 年 3 月 鳴神及び楠見眼疾患予防所を廃止する。
- 令和 3 年 1 月 保健所内に新型コロナワクチン接種調整課を設置する。
- 令和 5 年 3 月 新型コロナワクチン接種調整課を廃止する。

第２節 保健所及び衛生研究所機構図

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



第３節 保健所及び衛生研究所関係施設

施設所在地等

施設名	所在地	開設年月 改築年月	建物床面積 敷地面積 (m ²)	電話
保健所	吹上 5 丁目 2-15 中保健センター・夜間休日応急診療 センター併設	S.22. 8 H. 7.10 新築	5,237.35 9,390.13	073-433-2261
中保健センター	吹上 5 丁目 2-15	H. 9. 4	保健所内に併設	073-488-5122
南保健センター	田尻 493-1	H. 9. 4 H.27. 2 新築	938.40 5,454.10	073-499-5566
西保健センター	松江 775-1 (河西ほほえみセンター内)	H. 9. 4 H.29. 5 新築	専用床面積 978.44 8,751.23	073-455-4181
北保健センター	直川 326-7 (さんさんセンター紀の川内)	H.23. 5	専用床面積 500.00 10,950.16	073-464-5051
衛生研究所	松江東 3 丁目 2-67	S.52. 4	1,482.23 1,253.12	073-453-0055
夜間・休日応急診療センター	吹上 5 丁目 2-15	S.49.12 H. 7.10 新築	建物床面積 1,337.95	073-425-8181
動物愛護管理センター	松江東 3 丁目 2-63	R.元.10 新築	707.84 1,683.16	073-488-2032

第4節 保健所及び衛生研究所の事務分掌

1 保健所

保健衛生に関する企画及び調整、医療機関等の監視及び指導並びに健康危機管理対策を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
総務企画課	庶務班 (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (2) 保健所の運営、企画及び調整に関すること。 (3) 地域保健に係る情報の収集、整理及び活用並びに各種調査研究に関すること。 (4) 保健、福祉及び医療従事者の研修に関すること。 (5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (6) 保健所運営協議会に関すること。 (7) 自動車の運行管理に関すること。 (8) 課内他班の所管に属しないこと。
	医事薬事班 (1) 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること。 (2) 保健医療従事者に関すること。 (3) 医療安全相談に関すること。 (4) 地域医療の推進に関すること。 (5) 在宅医療の推進に関すること。 (6) 献血推進業務に関すること。 (7) 薬局に関すること。 (8) 医薬品の店舗販売業に関すること。 (9) 毒物劇物販売業及び業務上取扱者に関すること。 (10) 医療機器の販売業・貸与業に関すること。 (11) 関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。 (12) その他医療及び薬事に関すること。
	健康危機管理班 (1) 健康危機管理対策に関すること。 (2) 救急医療対策に関すること。 (3) 夜間・休日応急診療センターに関すること。 (4) 夜間・休日急患対策協会に関すること。 (5) 災害医療対策に関すること。 (6) 感染症（結核、性感染症及び肝炎を除く）の予防に関すること。 (7) 感染症（結核を除く）の発生動向調査に関すること。 (8) 感染症（結核を除く）治療費の公費負担に関すること。 (9) 新型インフルエンザに関すること。

生活保健課	食品衛生及び生活環境衛生の向上並びに動物愛護思想の普及を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
	食品保健班	(1) 食品衛生施設等の営業許可等に関すること。 (2) 食品衛生施設等の監視指導に関すること。 (3) 飲食に起因する健康被害の原因究明に関すること。 (4) 食品の収去検査に関すること。 (5) 不良食品の調査等に関すること。 (6) 食品衛生啓発に関すること。 (7) 食品衛生関係団体の指導及び育成に関すること。 (8) その他食品衛生に関すること。 (9) 食鳥処理に関すること。 (10) と畜場等に関すること。 (11) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 (12) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく特別用途食品、栄養表示及び食品の誇大表示に関すること。 (13) 課内他班の所管に属しないこと。
	環境保健班	(1) 理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。 (2) 公衆浴場、興行場及び旅館に関すること。 (3) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。 (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。 (5) 専用水道及び簡易専用水道に係る検査等に関すること。 (6) 温泉の利用に関すること。 (7) 飲用井戸等の衛生指導に関すること。 (8) 遊泳プールの衛生指導に関すること。 (9) ねずみ族及び衛生害虫に関すること。 (10) 消毒(患家消毒を除く)に関すること。 (11) 生活衛生関係団体の指導及び育成に関すること。
	動物愛護管理センター	(1) 狂犬病予防に関すること。 (2) 動物の愛護及び管理に関すること。(他課の所管に属するものを除く) (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (4) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に関すること。

保健対策課	感染症、精神保健、難病等に関する対策を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
	難病対策グループ	(1) 難病に関すること。 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という)に関すること。 (難病患者等に係るものに限る) (3) 小児慢性特定疾病に関すること。 (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。 (5) 自立支援医療(育成医療に限る)に関すること。 (6) 未熟児養育医療に関すること。 (7) 骨髄バンク登録に関すること。 (8) 課内他班の所管に属しないこと。
	感染予防対策グループ	(1) 結核の予防及び医療に関すること。 (2) 後天性免疫不全症候群等性感染症の予防に関すること。 (3) ウイルス性肝炎の予防に関すること。 (4) 感染症の診査に関する協議会に関すること。 (5) 予防接種に関すること。
	こころの健康対策グループ	(1) 精神保健福祉に係る相談及び啓発に関すること。 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関すること。 (3) 自殺対策に関すること。 (4) その他精神保健に関すること。
	こころの医療福祉グループ	(1) 障害者総合支援法のうち精神保健福祉に関すること。 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付事務に関すること。 (3) 精神障害者の社会参加に関すること。 (4) 重度心身障害児者医療費助成制度に関すること。 (5) その他精神障害者医療福祉に関すること。

地 域 保 健 課	市民の健康保持及び増進を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。	
	健康総務班	(1) 母子保健に関すること。(他班の所管に属するものを除く) (2) 保健センターの施設に関すること。 (3) 母子保健協議会に関すること。 (4) 課内他班の所管に属しないこと。
	健康づくり班	(1) 成人保健に関すること。 (2) 健康づくり推進事業に関すること。 (3) 地域・職域連携推進協議会に関すること。 (4) がん検診に関すること。 (5) 健康わかやま21推進事業に関すること。 (6) 歯科保健指導に関すること。 (7) 国民健康・栄養調査等に関すること。 (8) 管理栄養士免許及び栄養指導に関すること。 (9) 食生活改善推進協議会に関すること。
	中保健センター 西保健センター 南保健センター 北保健センター	(1) 保健指導に関すること。 (2) 総合相談窓口に関すること。 (3) 医療及び福祉との連絡調整に関すること。 (4) 栄養指導及び栄養相談に関すること。 (5) 歯科保健指導に関すること。 (6) 発達相談に関すること。 (7) 乳幼児健康診査に関すること。 (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 衛生研究所

市民生活の健康危機管理に関する試験研究を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。		
衛生研究所	理化学班	(1) 手数料の徴収及び収納状況の報告に関すること。 (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。 (3) 健康危機管理(食中毒、毒物等)における理化学的試験検査及び情報収集に関すること。 (4) 食品等の理化学的衛生試験検査に関すること。 (5) 家庭用品の理化学的衛生試験検査に関すること。 (6) 浴場水等の理化学的衛生試験検査に関すること。 (7) 工場、事業場排水等の試験検査に関すること。 (8) 大気等の試験検査に関すること。 (9) 公共用水域の水質等の試験検査に関すること。 (10) 調査研究及び研修に関すること。 (11) 所内他班の所管に属しないこと。
	微生物学班	(1) 健康危機管理(食中毒、感染症等)における微生物学的試験検査に関すること。 (2) 調理従事者等の検便に関すること。 (3) 食品等の微生物学的衛生試験検査に関すること。 (4) 浴場水、公共用水域の水質等の微生物学的衛生試験検査に関すること。 (5) HIV 抗体、寄生虫等の試験検査に関すること。 (6) 公衆衛生情報の収集及び解析に関すること。 (7) 調査研究及び研修に関すること。

第5節 保健所及び衛生研究所職員配置表

(令和8年3月31日現在)

組織 職種	保健所										衛生研究所			健康推進部計														
	所長	部長	主幹	総務企画課				生活保健課				保健対策課				地域保健課												
				課長・副課長	庶務班	医事薬事班	健康危機管理班	課長・副課長	食品保健班	環境保健班	動物愛護管理センター	課長・副課長	難病対策グループ		感染症対策グループ	こころの健康対策グループ	こころの医療福祉グループ	課長・副課長・相談専門員	健康総務班	健康づくり班	中保健センター	西保健センター	南保健センター	北保健センター				
一般事務員				1	3	1			1	1		1	2	2		1	3	1	1	1					21	-		
一般技術員		1						1	1	3													3	3	6	12		
社会福祉士																2									2	-		
薬剤師						3	2	1	6													1	2	1	4	16		
管理栄養士																			1	1	1				4	-		
診療放射線技師						1																			1	-		
歯科衛生士																		1		1					2	-		
保健師				1	2	4							4	6	3	4	1	3	3	7	7	4	6			55	-	
看護師																									-	-		
精神保健福祉相談員													1	1	3										5	-		
発達相談員																	1	2	1	1	1	1			7	-		
獣医師					1				1	1	3												1		2	8		
医師	1		1														1								3	-		
班別計	1	1	1	2	3	7	7		2	9	5	3	2	6	9	6	7	4	8	6	9	11	7	8	12	136		
課別計	1	1	1				19					19				30							12		136			

第6節 健康推進部関係決算・予算状況

1. 歳入（一般会計）

（単位：円）

科 目	令和6年度決算額	令和7年度決算見込額	令和8年度当初予算額
総 額	840,256,835	772,178,695	696,316,000
分 担 金 及 び 負 担 金	4,261,329	3,959,369	3,450,000
使 用 料 及 び 手 数 料	40,818,838	39,180,558	45,109,000
国 庫 支 出 金	496,618,736	403,910,776	429,226,000
県 支 出 金	109,274,253	89,873,770	78,967,000
財 産 収 入	13,655	120,820	779,000
寄 附 金	1,515,400	150,201,000	200,000
繰 入 金	2,326,563	2,085,675	8,296,000
諸 収 入	174,628,061	14,146,727	6,089,000
市 債	10,800,000	68,700,000	124,200,000

2. 歳出（一般会計）

（単位：円）

科 目	令和6年度決算額	令和7年度決算見込額	令和8年度当初予算額
総 額	4,005,375,214	3,954,339,173	4,026,118,000
地 域 医 療 対 策 費	66,762,728	218,154,618	142,710,000
保 健 所 費	1,095,918,036	1,222,261,803	1,239,161,000
地 域 保 健 費	30,815,373	22,044,664	33,887,000
予 防 対 策 費	1,542,555,434	1,303,259,515	1,353,623,000
母 子 衛 生 費	829,404,025	752,160,157	772,995,000
結 核 予 防 費	21,392,989	18,657,291	19,607,000
成 人 保 健 対 策 費	235,829,245	233,768,313	252,649,000
食 品 衛 生 費	4,921,330	4,464,301	4,801,000
狂 犬 病 予 防 費	40,393,791	42,993,242	44,484,000
環 境 衛 生 費	2,183,014	2,428,750	1,565,000
衛 生 研 究 所 費	135,199,249	134,146,519	160,636,000

第 7 節 健康推進部の関係附属機関等

(令和 7 年 4 月現在)

名 称	設 置 目 的	構 成	委員数	所管課
和歌山市保健所運営協議会	所管区域内の地域保健及び当該保健所の運営に関する事項を審議するため。	行政機関、教育機関、医療機関、社会福祉、事業所等の代表者、学識経験者	15 名	総務企画課
和歌山市献血推進協議会	献血推進に関する広報活動及び献血組織の指導育成等、献血推進事業の円滑化を図るため。	医療関係団体、学校関係、公的及び事業団体等の代表者、関係行政機関の職員、その他会長が適当と認める者等	22 名	総務企画課
公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会	夜間、休日における急患医療体制の確立を図るため、夜間・休日応急診療センターを開設し、管理運営を行うことにより、地域住民の健康増進に寄与する。	医療関係団体、公的事業団体の代表者、行政機関の職員	51 名	総務企画課
和歌山市地域保健医療協議会	疾病構造の変化、人口構成の高齢化に伴って多様化する保健医療需要に適切に対応する保健医療供給体制を確立し、市民の健康を確保する。	市医師会代表者、県病院協会の推薦者、医療関係団体代表者、行政機関の代表者、市職員、その他市長が必要と認める者	15 名	総務企画課
和歌山市健康わかやま 21 推進協議会	健康づくりに関する基本計画「健康わかやま 21」の活動計画や進捗状況を検討し、社会全体が一体となって推進するために協議する。	保健医療関係代表者、学識経験者、地域組織団体代表者、行政機関の代表者	20 名	地域保健課
和歌山市予防接種推進に係る連絡調整会議	予防接種の推進に係る意見の交換又は情報の共有を図る。	学識経験者、市医師会、保健所長、市職員	9 名	保健対策課
和歌山市感染症の診査に関する協議会	一類、二類感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項等について審議する。	感染症指定医療機関医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、医療以外学識経験を有する者	5 名	保健対策課
和歌山市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法の規定による給付の申請に係る健康被害及び和歌山市行政措置予防接種による健康被害に関して調査審議する。	学識経験者、市医師会、保健所長、市職員	9 名	保健対策課
小児慢性特定疾病審査会	小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る審査を行う。	医師	3 名	保健対策課

名 称	設 置 目 的	構 成	委員数	所管課
和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会	本市の自殺の現状と取組を勘案しながら、それぞれの専門的見地から自殺対策について協議し、計画の策定を行い進捗について調査審議する。	精神保健福祉や法律に関する学識経験者、保健、医療、福祉、教育、労働、警察の関係者	15 名	保 健 対 策 課
和歌山市胃がん検診精度管理に係る連絡調整会議	胃がん検診の精度管理に係る意見の交換又は情報の共有を図る。	学識経験者、市医師会、保健所長、市職員	12 名	地 域 保 健 課
和歌山市糖尿病予防対策に係る連絡調整会議	糖尿病の予防対策に係る意見の交換又は情報の共有を図る。	学識経験者、保健医療関係代表者、地区組織団体、保健所長、市職員	18 名	地 域 保 健 課
和歌山市がん対策推進連絡調整会議	がん検診の受診率向上及び精度管理、がん予防に係る意見の交換又は情報の共有を図る。	市医師会、医療関係者、産業保健関係者、保健所長、がん対策協定企業、市職員	19 名	地 域 保 健 課
和歌山市動物愛護管理連絡協議会	人と動物が共生できる社会の実現に向け、動物愛護管理センターで保護された犬及び猫の殺処分ゼロを目指すために意見を聴取する。	有識者、県獣医師会会長、市臨床獣医師会会長、動物愛護関係ボランティア団体代表者	10 名	生 活 保 健 課

第 2 編 統 計 編

第 1 章 保 健 衛 生 統 計 の 概 要

第 2 章 人 口 動 態 統 計

第 3 章 医 療 施 設 統 計

第 4 章 病 院 報 告 統 計

第 5 章 医 療 従 事 者 統 計

第 6 章 食 中 毒 統 計

本章の統計資料は、厚生労働省の調査票情報を独自集計したものである（食中毒統計を除く）。

第 1 章 保健衛生統計の概要

第 1 節 国が行う各種統計調査年間事業概要

1. 国民生活基礎調査（指定統計第 116 号）

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。

（調査基準日 令和 7 年 6 月 5 日）

調査対象地区数	調査世帯数	調査人員
37 地区	2,226 世帯	27 人

2. 患者調査（指定統計第 66 号）

医療施設を利用する患者について、その疾病の状況等を明らかにする。

（入院・外来票）

令和 5 年 10 月 17 日～19 日（病院）令和 5 年 10 月 17 日～20 日
（診療所）のうち医療施設ごとに定める 1 日（3 年ごと）

病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
31	51	11

（退院票）

令和 5 年 9 月 1 日～9 月 30 日の 1 か月間（3 年ごと）

病 院	一 般 診 療 所
31	5

3. 医療施設調査（指定統計第 65 号）

医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

（1）医療施設静態調査（令和 5 年 10 月 1 日 3 年ごと）

病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
37	427	224

（2）医療施設動態調査（随時）

4. 人口動態調査（指定統計第 5 号）

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出により人口現象を常時把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得る。（毎月）

5. 病院報告（承認統計）

病院の病床数、入院患者数、外来患者数及び従事者数を把握する。（毎月、ただし従事者票については 10 月 1 日現在のみ）

6. 医師、歯科医師、薬剤師等調査（届出統計）

医療関係者について数、業務の種類、従事先等を調査する。

7. 地域保健・健康増進事業報告

地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策のための基礎資料を得ることを目的とする。（年度報）

8. 衛生行政報告例（届出統計）

公衆、環境衛生、医務及び薬務関係行政の業務実態を把握する。（月報、四半期報、年度報）

9. 食中毒統計（届出統計）

食中毒患者及び食中毒による死者の発生状況を系統的に把握する。（発生報告）

第2節 主な衛生統計の概要

1. 人口動態統計

人口動態統計は本市において、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の「人口動態現象」について、その実態を明らかにするために、各届出によって作成された人口動態調査票を取りまとめたものである。

(1) 用語の解説

自 然 増 加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡をいう。
早 期 新 生 児 死 亡	生後1週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠12週以後の死産の出産をいい、死児とは、出生後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自 然 死 産 と 人 工 死 産	人工死産とは、胎児の母胎内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児または附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより、死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産という。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産という。 1) 胎児を出生させることを目的とした場合 2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
後 期 死 産	妊娠満22週以後の死産の出産をいう。
周 産 期 死 亡	後期死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。

(2) 各比率の算出方法

率算出の基礎人口は本市の企画政策部企画政策課調べによる国勢調査基準人口を基礎とする。

令和6年10月1日現在人口 344,920人

出生（または死亡）率	$\frac{\text{年間の出生（または死亡）数}}{\text{人 口}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
自 然 増 加 率	$\frac{\text{年間の出生数－年間の死亡数}}{\text{人 口}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
死 因 別 死 亡 率	$\frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人 口}} \times 100,000$
乳 児 死 亡 率	$\frac{\text{年間の1歳未満の死亡数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
新 生 児 死 亡 率	$\frac{\text{出生後4週未満の死亡数}}{\text{その年の出生数}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
死 産 率	$\frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数（年間の出生数＋年間の死産数）}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
人 工 妊 娠 中 絶 率	$\frac{\text{年間の人工妊娠中絶届出数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
周 産 期 死 亡 率	$\frac{\text{妊娠22週以後の死産数＋生後1週未満新生児死亡数}}{\text{出生数＋妊娠22週以後の死産数}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$
婚姻（または離婚）率	$\frac{\text{年間の婚姻（または離婚）件数}}{\text{人 口}} \times 1,000 \text{ 又は } 100,000$

2. 医療施設統計

(1) 用語の解説

・施設の種類

病	院	医師または歯科医師が医業又は歯科医業をなす場所であつて病床 20 床以上の医療施設である。	
一	般	診療所	医師が医業をなす場所であつて、病床を有しない医療施設又は病床 19 以下の医療施設である。
歯	科	診療所	歯科医師が歯科医業をなす場所であつて、病床を有しない医療施設又は病床 19 以下の医療施設である。

・病院の種類

精	神	病	院	精神病床のみを有する病院	
感	染	症	病	院	感染症病床のみを有する病院
結	核	病	院	結核病床のみを有する病院	
一	般	病	院	上記以外の病院	

・許可病床数

医療法第 7 条の規定により許可を受けた病床数である。病院の病床は次の 5 種に分類している。

精	神	病	床	精神疾患を有する者を入院させるためのもの
感	染	症	病	一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの
結	核	病	床	結核の患者を入院させるためのもの
療	養	病	床	上記以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの
一	般	病	床	上記以外の病床以外のもの

(2) 各比率の算出方法

人口 10 万対施設数	$\frac{\text{施設数}}{\text{人口（その年の 12 月 31 日現在人口）}} \times 100,000$
人口 10 万対病床数	$\frac{\text{病床数}}{\text{人口（その年の 12 月 31 日現在人口）}} \times 100,000$

3. 病院報告統計

(1) 用語の解説

・患者の定義

在 院 患 者	毎日 24 時現在、病院に在院中の患者をいう。入院してその日のうちに退院あるいは死亡した患者は含めていない。
新入院患者・退院患者	新たに入院した患者・退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院あるいは死亡したものも含む。
外 来 患 者	新来・再来患者及び往診、巡回診療、健康診断、人間ドック等を行い、診療録の作成又は記載の追加を行った患者をいう。同一患者を二つ以上の診療科で診療し、それぞれの診療科で診療録の作成又は記載の追加を行った場合それぞれの外来患者として取り扱う。また、入院中の患者及び在院新生児が他の診療科で診療を受けた場合、当該診療科において診療録の作成又は記載の追加を行った場合のみ、外来患者として取り扱う。

(2) 各比率の算出方法

病 床 利 用 率	$\frac{\text{月間在院患者延数の 1～12 月の合計}}{\text{(月間日数} \times \text{月末病床数) の 1～12 月の合計}} \times 100$
-----------	---

第2章 人口動態統計

第1節 主たる人口動態統計

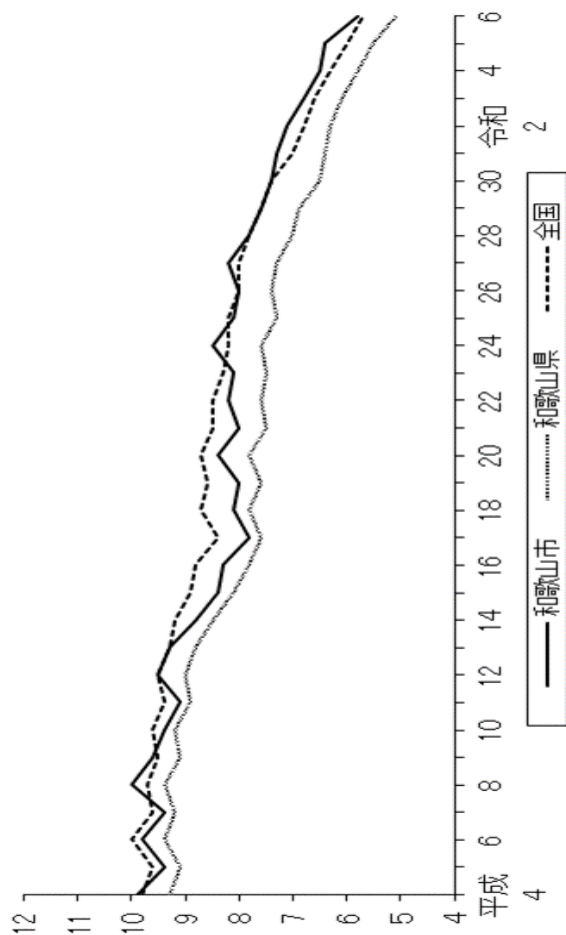
1. 人口動態統計年次推移 実数 率 和歌山市

年	出生		死亡		乳児死亡		自然増加		死産		婚姻		離婚	
	実数	人口千対	実数	人口千対	実数	人口千対	実数	人口千対	実数	人口千対	実数	人口千対	実数	人口千対
昭和														
45	7,574	20.6	2,603	7.1	121	16.0	4,971	13.5	500	61.9	4,042	11.0	434	1.18
46	7,639	20.4	2,409	6.4	95	12.4	5,230	14.0	495	60.9	4,160	11.1	515	1.37
47	7,854	20.6	2,478	6.5	94	12.0	5,376	14.1	529	63.1	4,123	10.8	489	1.28
48	7,813	20.2	2,558	6.6	89	11.4	5,255	13.6	473	57.1	3,806	9.9	502	1.30
49	6,975	17.9	2,449	6.3	70	10.0	4,526	11.6	418	56.5	3,553	9.1	483	1.24
50	6,337	16.2	2,422	6.2	79	12.5	3,915	10.0	355	53.0	3,341	8.5	452	1.16
51	6,296	16.0	2,676	6.8	64	10.2	3,620	9.2	342	51.5	2,926	7.4	503	1.28
52	5,830	14.7	2,561	6.5	80	13.7	3,269	8.2	349	56.5	2,857	7.2	546	1.38
53	5,772	14.5	2,486	6.2	49	8.5	3,286	8.2	324	53.1	2,735	6.9	581	1.46
54	5,356	13.4	2,675	6.7	46	8.6	2,681	6.7	307	54.2	2,669	6.7	602	1.50
55	5,140	12.8	2,795	7.0	39	7.6	2,345	5.8	248	46.0	2,607	6.5	672	1.67
56	5,005	12.4	2,645	6.6	53	10.6	2,360	5.9	288	54.4	2,656	6.6	749	1.86
57	5,064	12.6	2,713	6.7	49	9.7	2,351	5.8	260	48.8	2,795	6.9	778	1.93
58	4,866	12.1	2,850	7.1	40	8.2	2,016	5.0	245	47.9	2,676	6.6	882	2.19
59	4,972	12.4	2,794	6.9	17	3.4	2,178	5.4	225	43.3	2,586	6.4	803	2.00
60	4,617	11.5	2,900	7.2	31	6.7	1,717	4.3	232	47.8	2,630	6.5	653	1.63
61	4,586	11.4	2,883	7.2	27	5.9	1,703	4.2	219	45.6	2,418	6.0	716	1.78
62	4,342	10.8	2,846	7.1	29	6.7	1,496	3.7	182	40.2	2,381	5.9	690	1.72
63	4,247	10.6	2,878	7.2	26	6.1	1,369	3.4	180	40.7	2,372	5.9	624	1.56
平成														
元	3,989	10.0	2,937	7.4	17	4.3	1,052	2.6	198	47.3	2,361	5.9	683	1.71
2	3,924	9.9	2,862	7.2	20	5.1	1,062	2.7	166	40.6	2,471	6.2	656	1.65
3	4,001	10.1	3,021	7.6	15	3.7	980	2.5	159	38.2	2,488	6.3	729	1.84
4	3,905	9.9	3,105	7.8	14	3.6	800	2.0	157	38.7	2,615	6.6	859	2.17
5	3,704	9.4	3,176	8.0	15	4.0	528	1.3	133	34.7	2,530	6.4	755	1.91
6	3,860	9.8	3,259	8.2	21	5.4	601	1.5	139	34.8	2,649	6.7	821	2.07
7	3,721	9.4	3,231	8.2	12	3.2	490	1.2	105	27.4	2,612	6.6	805	2.04
8	3,929	10.0	3,130	8.0	15	3.8	799	2.0	119	29.4	2,650	6.8	859	2.19
9	3,746	9.6	3,155	8.1	16	4.3	591	1.5	106	27.5	2,461	6.3	834	2.13
10	3,641	9.3	3,224	8.3	13	3.6	417	1.1	132	35.0	2,531	6.5	926	2.38
11	3,524	9.1	3,375	8.7	12	3.4	149	0.4	97	26.8	2,450	6.3	906	2.33
12	3,667	9.5	3,362	8.7	10	2.7	305	0.8	129	34.0	2,391	6.2	994	2.57
13	3,568	9.3	3,409	8.9	13	3.6	159	0.4	103	28.1	2,431	6.3	1,068	2.77
14	3,379	8.8	3,320	8.7	8	2.4	59	0.2	102	29.3	2,236	5.8	1,127	2.94
15	3,190	8.4	3,443	9.0	7	2.2	-253	-0.7	106	32.2	2,114	5.5	1,000	2.62
16	3,163	8.3	3,479	9.2	6	1.9	-316	-0.8	101	30.9	2,008	5.3	935	2.46
17	2,932	7.8	3,678	9.8	9	3.1	-746	-2.0	86	28.5	2,004	5.3	880	2.34
18	3,025	8.1	3,689	9.9	12	4.0	-664	-1.8	72	23.2	2,067	5.5	932	2.49
19	2,996	8.0	3,791	10.2	14	4.7	-795	-2.1	112	36.0	2,111	5.7	873	2.35
20	3,106	8.4	3,793	10.2	4	1.3	-687	-1.9	76	23.9	2,045	5.5	857	2.31
21	2,947	8.0	3,978	10.8	2	0.7	-1,031	-2.8	71	23.5	1,974	5.3	801	2.17
22	3,052	8.2	3,941	10.6	2	0.7	-889	-2.4	68	21.8	2,034	5.5	841	2.27
23	3,002	8.1	4,199	11.4	9	3.0	-1,197	-3.2	77	25.0	2,004	5.4	758	2.05
24	3,111	8.5	4,303	11.7	5	1.6	-1,192	-3.2	68	21.4	2,036	5.5	805	2.19
25	2,948	8.1	4,332	11.8	9	3.1	-1,384	-3.8	71	23.5	1,994	5.4	775	2.12
26	2,921	8.0	4,330	11.9	7	2.4	-1,409	-3.9	65	21.8	1,869	5.1	765	2.10
27	2,958	8.2	4,285	11.8	6	2.0	-1,327	-3.7	82	27.0	1,856	5.1	757	2.09
28	2,812	7.8	4,350	12.1	4	1.4	-1,538	-4.3	68	23.6	1,753	4.9	698	1.94
29	2,727	7.6	4,449	12.4	5	1.8	-1,722	-4.8	50	18.0	1,819	5.1	727	2.03
30	2,627	7.4	4,547	12.8	4	1.5	-1,920	-5.4	56	20.9	1,664	4.7	700	1.97
令和														
元	2,578	7.3	4,486	12.7	4	1.6	-1,908	-5.4	63	23.9	1,751	5.0	649	1.84
2	2,523	7.1	4,328	12.2	4	1.6	-1,805	-5.1	43	16.8	1,597	4.5	586	1.66
3	2,401	6.8	4,596	13.1	4	1.7	-2,195	-6.2	43	17.6	1,460	4.2	607	1.73
4	2,288	6.5	5,119	14.6	1	0.4	-2,831	-8.1	46	19.7	1,500	4.3	579	1.65
5	2,235	6.4	5,238	15.1	1	0.4	-3,003	-8.7	45	19.7	1,379	4.0	586	1.69
6	2,003	5.8	5,222	15.2	4	2.0	-3,219	-9.4	50	24.4	1,361	4.0	610	1.78

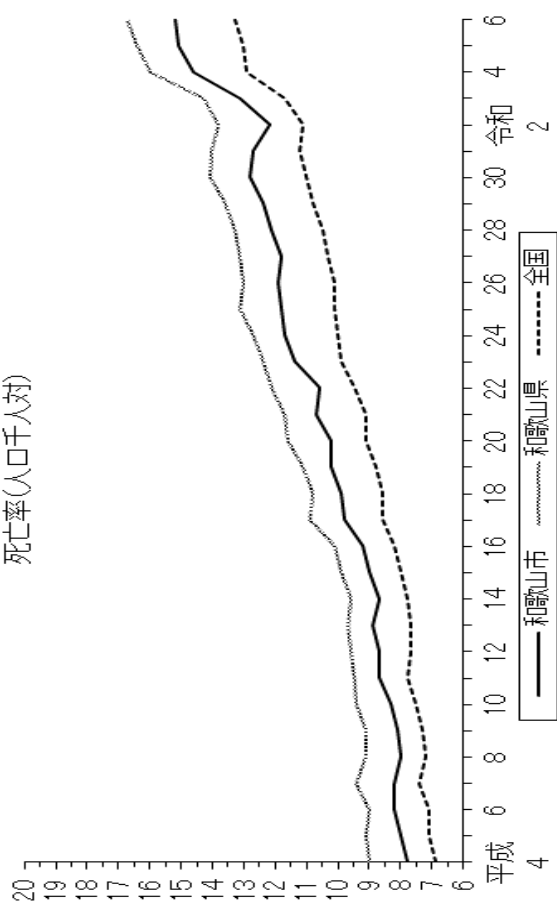
人口動態統計年次推移 率 県・国

年	出生		死亡		乳児死亡		自然増加		死産		婚姻		離婚	
	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国	県	国
昭和														
45	17.2	18.8	8.4	6.9	15.6	13.1	8.8	11.9	64.3	65.3	9.2	10.0	1.00	0.93
46	17.5	19.2	8.2	6.5	14.9	12.4	9.3	12.6	60.5	61.4	9.3	10.5	1.11	0.99
47	17.5	19.3	8.1	6.5	14.1	11.7	9.4	12.8	59.3	57.8	9.1	10.4	1.00	1.02
48	17.6	19.4	8.2	6.6	12.5	11.3	9.4	12.8	56.1	52.6	8.7	9.9	1.00	1.04
49	16.9	18.6	8.1	6.5	12.5	10.8	8.8	12.1	53.4	51.3	8.1	9.1	1.02	1.04
50	15.3	17.1	7.9	6.3	12.5	10.0	7.4	10.8	50.3	50.8	7.4	8.5	1.04	1.07
51	14.6	16.3	7.9	6.3	10.9	9.3	6.7	10.0	54.9	52.7	6.9	7.8	1.04	1.11
52	13.7	15.5	7.7	6.1	12.1	8.9	6.0	9.4	53.5	51.5	6.5	7.2	1.15	1.14
53	13.5	14.9	7.5	6.1	10.5	8.4	6.0	8.8	50.1	48.7	6.4	6.9	1.20	1.15
54	12.6	14.2	7.8	6.0	10.0	7.9	4.8	8.3	49.8	47.7	6.1	6.8	1.17	1.17
55	12.4	13.6	8.1	6.2	8.4	7.5	4.3	7.3	42.0	46.8	6.0	6.7	1.31	1.22
56	11.9	13.0	7.9	6.1	9.8	7.1	4.0	6.9	48.8	49.2	6.0	6.6	1.36	1.32
57	12.0	12.8	7.8	6.0	8.9	6.6	4.2	6.8	50.8	49.0	6.1	6.6	1.47	1.39
58	11.9	12.7	8.1	6.2	8.7	6.2	3.9	6.5	42.6	45.5	6.0	6.4	1.59	1.51
59	11.6	12.5	8.0	6.2	5.7	6.0	3.7	6.3	42.0	46.3	5.7	6.2	1.60	1.50
60	11.1	11.9	8.2	6.3	6.5	5.5	2.9	5.6	45.0	46.0	5.7	6.1	1.40	1.39
61	11.0	11.4	8.4	6.2	4.6	5.2	2.6	5.2	41.2	45.3	5.3	5.9	1.48	1.37
62	10.5	11.1	8.3	6.2	5.9	5.0	2.1	4.9	40.1	45.3	5.3	5.7	1.33	1.30
63	10.1	10.8	8.6	6.5	5.3	4.8	1.6	4.3	40.9	43.4	5.3	5.8	1.34	1.26
平成														
元	9.6	10.2	8.3	6.4	5.3	4.6	1.4	3.7	40.6	42.4	5.2	5.8	1.31	1.29
2	9.5	10.0	8.7	6.7	4.9	4.5	0.8	3.3	39.1	42.1	5.3	5.9	1.37	1.27
3	9.5	9.9	8.8	6.7	3.8	4.4	0.7	3.2	36.9	39.7	5.5	6.0	1.48	1.37
4	9.3	9.8	9.0	6.9	4.1	4.5	0.3	2.9	35.7	38.9	5.5	6.1	1.63	1.45
5	9.1	9.6	9.1	7.1	3.9	4.3	0.0	2.5	33.3	36.6	5.7	6.4	1.57	1.52
6	9.4	10.0	9.0	7.1	4.5	4.2	0.5	2.9	32.4	33.5	5.7	6.3	1.69	1.57
7	9.2	9.6	9.4	7.4	5.0	4.3	-0.2	2.1	28.6	32.1	5.7	6.4	1.66	1.60
8	9.4	9.7	9.1	7.2	2.7	3.8	0.4	2.5	28.2	31.7	5.9	6.4	1.69	1.66
9	9.1	9.5	9.1	7.3	4.4	3.7	0.0	2.2	31.4	32.1	5.6	6.2	1.76	1.78
10	9.2	9.6	9.4	7.5	3.4	3.6	-0.1	2.1	30.9	31.4	5.7	6.3	1.99	1.94
11	8.9	9.4	9.5	7.8	2.9	3.4	-0.6	1.6	30.1	31.6	5.4	6.1	1.99	2.00
12	9.0	9.5	9.6	7.7	2.7	3.2	-0.6	1.8	30.3	31.2	5.5	6.4	2.26	2.10
13	8.8	9.3	9.7	7.7	3.4	3.1	-0.9	1.6	29.3	31.0	5.6	6.4	2.45	2.27
14	8.5	9.2	9.6	7.8	2.6	3.0	-1.2	1.4	28.6	31.1	5.2	6.0	2.54	2.30
15	8.1	8.9	9.9	8.0	3.0	3.0	-1.8	0.9	32.1	30.5	4.9	5.9	2.39	2.25
16	7.8	8.8	10.1	8.2	2.6	2.8	-2.3	0.7	30.0	30.0	4.8	5.7	2.31	2.15
17	7.6	8.4	10.9	8.6	3.3	2.8	-3.3	-0.2	29.6	29.1	4.8	5.7	2.12	2.08
18	7.8	8.7	10.8	8.6	2.8	2.6	-3.0	0.1	25.3	27.5	4.9	5.8	2.21	2.04
19	7.6	8.6	11.1	8.8	3.5	2.6	-3.5	-0.1	30.6	26.2	4.9	5.7	2.20	2.02
20	7.8	8.7	11.6	9.1	2.3	2.6	-3.8	-0.4	27.6	25.2	4.9	5.8	2.16	1.99
21	7.5	8.5	11.7	9.1	2.4	2.4	-4.2	-0.6	24.8	24.6	4.7	5.6	2.03	2.01
22	7.6	8.5	12.1	9.5	2.1	2.3	-4.5	-1.0	22.7	24.2	4.8	5.5	2.08	1.99
23	7.5	8.3	12.4	9.9	3.1	2.3	-4.9	-1.6	21.3	23.9	4.6	5.2	1.91	1.87
24	7.6	8.2	12.7	10.0	2.0	2.2	-5.1	-1.7	21.0	23.4	4.7	5.3	1.99	1.87
25	7.3	8.2	13.1	10.1	2.1	2.1	-5.8	-1.9	23.7	22.9	4.7	5.3	2.01	1.84
26	7.4	8.0	13.0	10.1	2.5	2.1	-5.7	-2.1	20.3	22.9	4.6	5.1	1.98	1.77
27	7.3	8.0	13.1	10.3	1.8	1.9	-5.8	-2.3	24.6	22.0	4.5	5.1	1.97	1.81
28	7.0	7.8	13.3	10.5	1.8	2.0	-6.3	-2.6	22.8	21.0	4.3	5.0	1.87	1.73
29	6.9	7.6	13.6	10.8	1.9	1.9	-6.7	-3.2	22.7	21.1	4.3	4.9	1.83	1.70
30	6.5	7.4	14.1	11.0	1.6	1.9	-7.5	-3.6	20.2	20.9	4.1	4.7	1.81	1.68
令和														
元	6.4	7.0	14.0	11.2	1.2	1.9	-7.6	-4.2	20.7	22.0	4.2	4.8	1.74	1.69
2	6.3	6.8	13.8	11.1	1.4	1.8	-7.5	-4.3	19.0	20.1	3.8	4.3	1.67	1.57
3	6.1	6.6	14.3	11.7	2.7	1.7	-8.2	-5.1	16.2	19.7	3.6	4.1	1.59	1.50
4	5.8	6.3	16.0	12.9	1.7	1.8	-10.2	-6.6	20.9	19.3	3.6	4.1	1.55	1.47
5	5.5	6.0	16.4	13.0	1.4	1.8	-10.9	-7.0	19.2	20.9	3.3	3.9	1.66	1.52
6	5.1	5.7	16.7	13.3	3.1	1.8	-11.6	-7.6	17.2	21.8	3.4	4.0	1.70	1.55

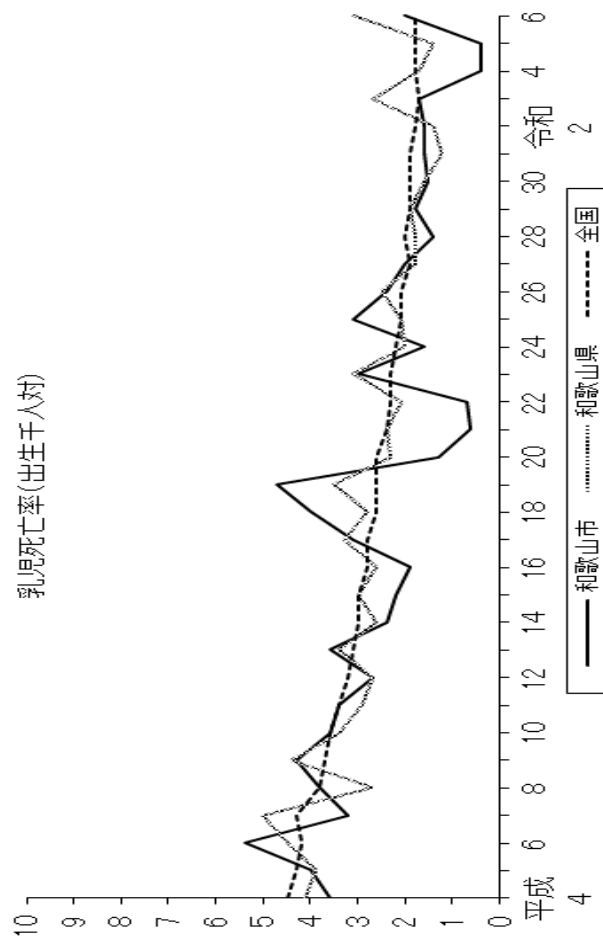
出生率(人口千人対)



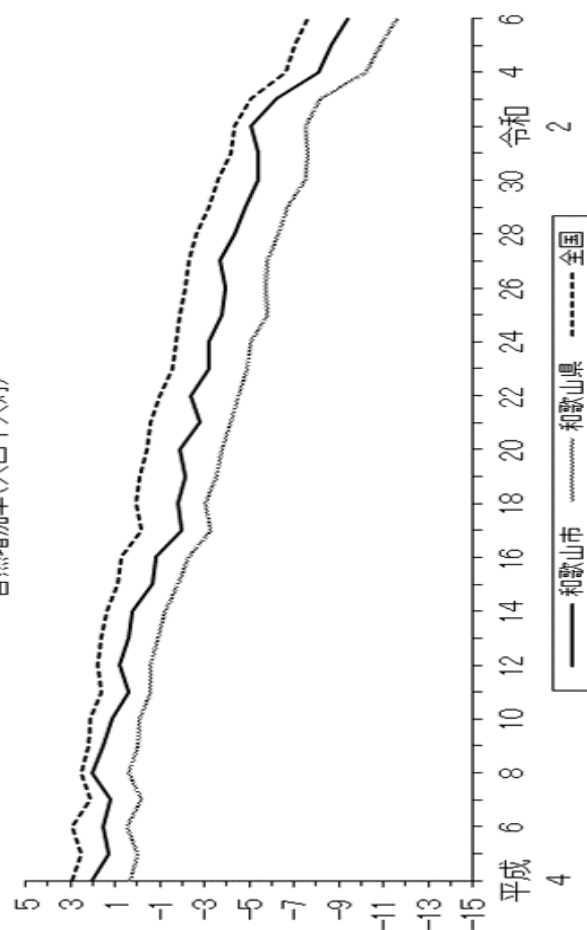
死亡率(人口千人対)

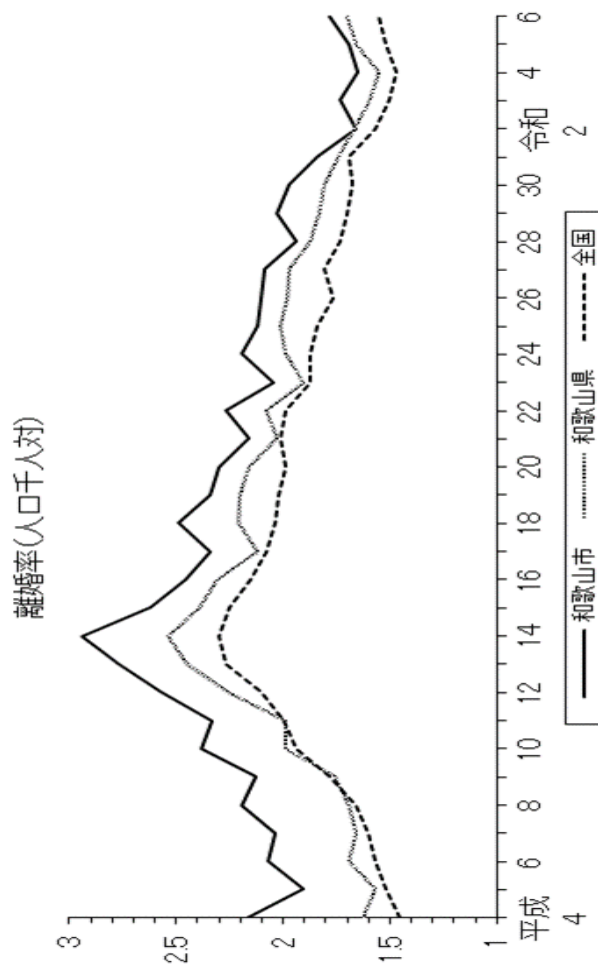
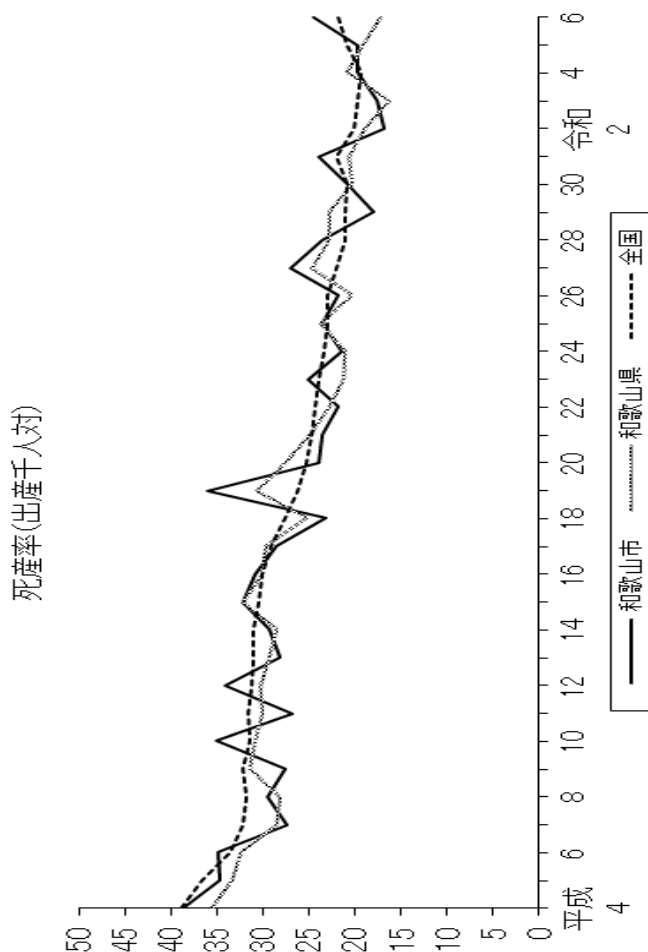
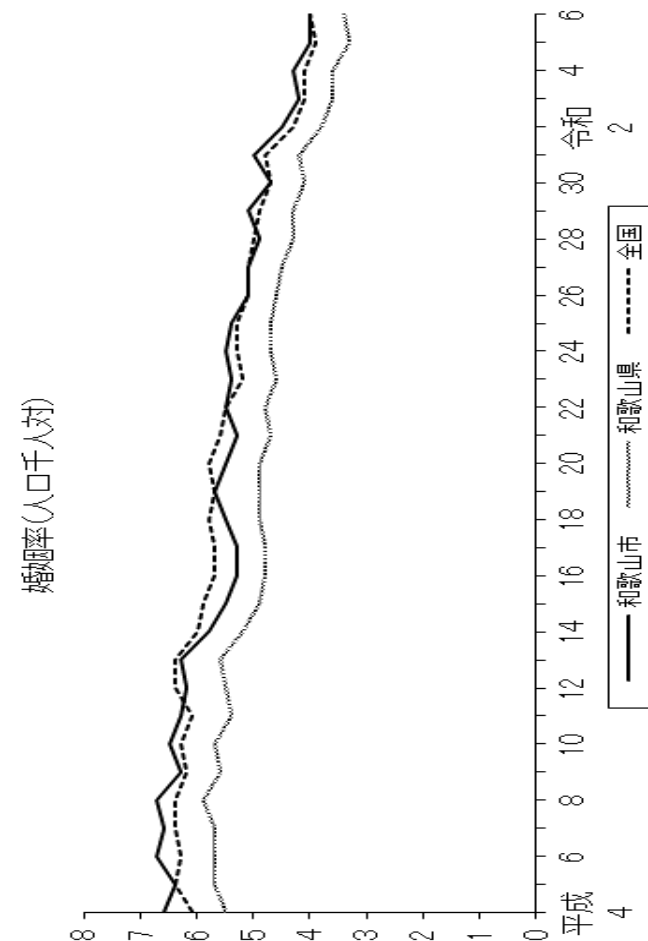


乳児死亡率(出生千人対)



自然増加率(人口千人対)





第2節 出生統計

1. 年次別・性別出生数

単位 人

年	総 数			中 央 保 健 所			西 保 健 所		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成2	3,924	1,995	1,929	2,810	1,437	1,373	1,114	558	556
3	4,001	2,085	1,916	2,920	1,539	1,381	1,081	546	535
4	3,905	1,998	1,907	2,806	1,443	1,363	1,099	555	544
5	3,704	1,893	1,811	2,624	1,334	1,290	1,080	559	521
6	3,860	2,017	1,843	2,707	1,415	1,292	1,153	602	551
7	3,721	1,886	1,835	2,628	1,362	1,266	1,093	524	569
8	3,929	2,030	1,899	2,714	1,396	1,318	1,215	634	581
9	3,746	1,949	1,797						
10	3,641	1,864	1,777						
11	3,524	1,786	1,738						
12	3,667	1,832	1,835						
13	3,568	1,812	1,756						
14	3,379	1,711	1,668						
15	3,190	1,649	1,541						
16	3,163	1,666	1,497						
17	2,932	1,514	1,418						
18	3,025	1,471	1,554						
19	2,996	1,550	1,466						
20	3,106	1,611	1,495						
21	2,947	1,492	1,455						
22	3,052	1,556	1,496						
23	3,002	1,509	1,493						
24	3,111	1,571	1,540						
25	2,948	1,523	1,425						
26	2,921	1,491	1,430						
27	2,958	1,528	1,430						
28	2,812	1,426	1,386						
29	2,727	1,397	1,330						
30	2,627	1,357	1,270						
令和元	2,578	1,310	1,268						
2	2,523	1,268	1,255						
3	2,401	1,289	1,112						
4	2,288	1,166	1,122						
5	2,235	1,125	1,110						
6	2,003	1,068	935						

(注意) 平成9年から保健所統合のため、総数(和歌山市保健所)のみ

2. 出生児の体重分布

区分：体重別(g)	総数	構成比
999以下	7	0.35
1,000～1,499	15	0.75
1,500～1,999	28	1.40
2,000～2,499	153	7.64
2,500～2,999	853	42.58
3,000～3,499	783	39.09
3,500～3,999	157	7.84
4,000～4,499	7	0.35
4,500以上	-	-
不明	-	-
2,500(再掲)	6	0.30
2,500未満(再掲)	203	10.13

3. 母の年齢・出生順位別出生表

区分(年齢)	総数	百分率%	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子	第8子
	2,003		878	740	286	71	21	5	2	-
15～19	18	0.9	15	2	1	-	-	-	-	-
20～24	153	7.6	88	54	10	-	1	-	-	-
25～29	583	29.1	313	197	58	8	6	1	-	-
30～34	704	35.2	287	282	103	27	4	1	-	-
35～39	441	22.0	141	167	92	30	9	2	-	-
40～44	102	5.1	33	38	21	6	1	1	2	-
45～49	2	0.1	1	-	1	-	-	-	-	-
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「14以下」の出生数及び百分率は「15-19」と含算、「50以上」の出生数及び百分率は「45-49」と含算して計上。

4. 年次別・出生順位別出生表、出生割合（百分率%）

区 分		総 数	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子	第6子	第7子～
令和元	実 数	2,578	1,211	951	332	60	19	3	2
	百 分 率	100.0	47.0	36.9	12.9	2.3	0.7	0.1	0.1
2	実 数	2,523	1,182	899	351	71	14	3	3
	百 分 率	100.0	46.8	35.6	13.9	2.8	0.6	0.1	0.1
3	実 数	2,401	1,104	876	344	63	13	1	-
	百 分 率	100.0	46.0	36.5	14.3	2.6	0.5	0.04	-
4	実 数	2,288	1,069	835	299	64	17	3	1
	百 分 率	100.0	46.7	36.5	13.1	2.8	0.7	0.1	0.04
5	実 数	2,235	1,027	828	285	69	23	1	2
	百 分 率	100.0	46.0	37.0	12.8	3.1	1.0	0.04	0.09
6	実 数	2,003	878	740	286	71	21	5	2
	百 分 率	100.0	43.8	37.0	14.3	3.5	1.0	0.30	0.10

5. 年次別・場所別・立会者別出生数

区分	出 生 の 場 所						立 会 者		
	総 計	病 院	診 療 所	助 産 所	自 宅	そ の 他	医 師	助 産 師	そ の 他
令和元	2,578	1,028	1,529	18	3	-	2,130	448	-
2	2,523	995	1,502	25	1	-	2,074	448	1
3	2,401	885	1,493	17	5	1	1,966	433	2
4	2,288	857	1,403	26	2	-	1,875	413	-
5	2,235	843	1,366	22	3	1	1,847	388	-
6	2,003	762	1,221	19	1	0	1,679	323	1

第3節 死亡統計

1. 年次別・性別死亡数

単位 人

年	総 数			中 央 保 健 所			西 保 健 所		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成2	2,862	1,563	1,299	2,279	1,235	1,044	583	328	255
3	3,021	1,540	1,481	2,374	1,181	1,193	647	359	288
4	3,105	1,601	1,504	2,466	1,240	1,226	639	361	278
5	3,176	1,643	1,533	2,504	1,253	1,251	672	390	282
6	3,259	1,724	1,535	2,507	1,294	1,213	752	430	322
7	3,231	1,702	1,529	2,527	1,316	1,211	704	386	318
8	3,130	1,641	1,489	2,436	1,276	1,160	694	365	329
9	3,155	1,669	1,486						
10	3,224	1,743	1,481						
11	3,375	1,804	1,571						
12	3,362	1,768	1,594						
13	3,409	1,798	1,611						
14	3,320	1,748	1,572						
15	3,443	1,810	1,633						
16	3,479	1,879	1,600						
17	3,678	1,886	1,792						
18	3,689	1,968	1,721						
19	3,791	2,019	1,772						
20	3,793	1,962	1,831						
21	3,978	2,044	1,934						
22	3,941	1,984	1,957						
23	4,199	2,146	2,053						
24	4,303	2,194	2,109						
25	4,332	2,143	2,189						
26	4,330	2,132	2,198						
27	4,285	2,197	2,088						
28	4,350	2,203	2,147						
29	4,449	2,180	2,269						
30	4,547	2,286	2,261						
令和元	4,486	2,276	2,210						
2	4,328	2,159	2,169						
3	4,596	2,266	2,330						
4	5,119	2,571	2,548						
5	5,238	2,593	2,645						
6	5,222	2,601	2,621						

(注意) 平成9年から保健所統合のため、総数(和歌山市保健所)のみ

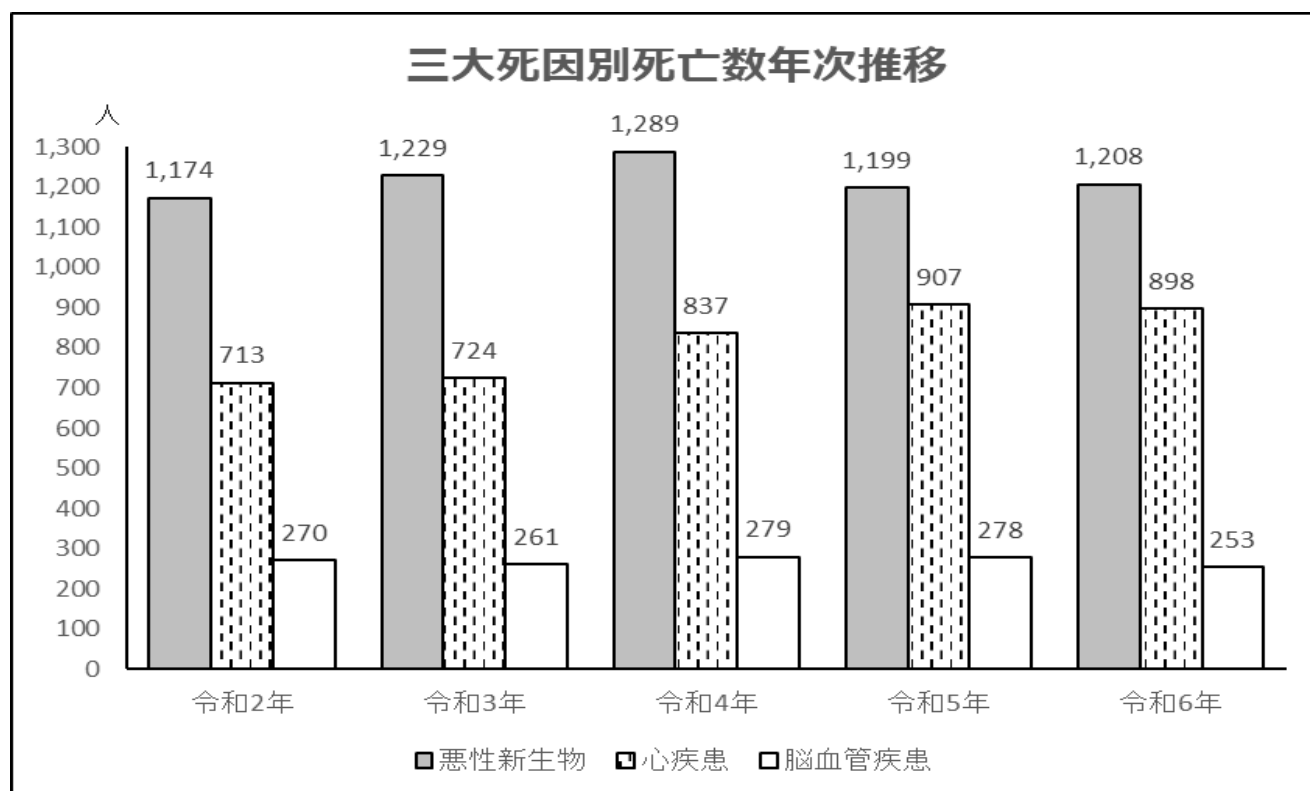
2. 年齢階級別死亡数

区分(歳)	実数	構成比
0 ～ 4	5	0.10
5 ～ 9	-	-
10 ～ 14	2	0.04
15 ～ 19	6	0.11
20 ～ 24	5	0.10
25 ～ 29	4	0.08
30 ～ 34	9	0.17
35 ～ 39	10	0.19
40 ～ 44	12	0.23
45 ～ 49	32	0.61

区分(歳)	実数	構成比
50 ～ 54	68	1.30
55 ～ 59	99	1.90
60 ～ 64	135	2.59
65 ～ 69	188	3.60
70 ～ 74	388	7.43
75 ～ 79	614	11.76
80 ～ 84	922	17.65
85歳以上	2,723	52.14
不詳	-	-
総数	5,222	100.00

3. 主要死因別死亡数順位別年次推移

順位	令和2年		3年		4年		5年		6年	
	死因別	死亡数	死因別	死亡数	死因別	死亡数	死因別	死亡数	死因別	死亡数
1	悪性新生物	1,174	悪性新生物	1,229	悪性新生物	1,289	悪性新生物	1,199	悪性新生物	1,208
2	心疾患	713	心疾患	724	心疾患	837	心疾患	907	心疾患	898
3	老 衰	463	老 衰	543	老 衰	663	老 衰	687	老 衰	706
4	肺 炎	330	肺 炎	281	肺 炎	300	肺 炎	391	肺 炎	378
5	脳血管疾患	270	脳血管疾患	261	脳血管疾患	279	脳血管疾患	278	脳血管疾患	253
6	誤嚥性肺炎	129	不慮の事故	147	誤嚥性肺炎	165	誤嚥性肺炎	191	誤嚥性肺炎	221
7	不慮の事故	127	誤嚥性肺炎	136	不慮の事故	150	不慮の事故	152	不慮の事故	137
8	腎 不 全	101	腎 不 全	100	腎 不 全	117	腎 不 全	114	腎 不 全	103
9	肝 疾 患	58	大動脈瘤及び 解 離	68	慢性閉塞性肺 疾 患	68	間質性肺疾患	67	間質性肺疾患	74
10	自 殺	58	自 殺	65	自 殺	63	肝 疾 患	67	アルツハイマー 病	66
—	そ の 他	905	そ の 他	1,042	そ の 他	1,188	そ の 他	1,185	そ の 他	1,178
	合 計	4,328	合 計	4,596	合 計	5,119	合 計	5,238	合 計	5,222



4. 死因別構成割合及び性別ごとの死亡数

死因分類番号	死 因	総 数	死因の 構成割合 (%)	男	女
		5,222		2,601	2,621
01000	感染症及び寄生虫症	82	1.57	42	40
01100	腸管感染症	6	0.11	4	2
01200	結核	5	0.10	4	1
01201	呼吸器結核	5	0.10	4	1
01202	その他の結核	-	-	-	-
01300	敗血症	35	0.67	15	20
01400	ウィルス肝炎	10	0.19	6	4
01401	B型ウィルス肝炎	3	0.06	2	1
01402	C型ウィルス肝炎	7	0.13	4	3
01403	その他のウィルス肝炎	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウィルス〔H I V〕病	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	26	0.50	13	13
02000	新生物	1,260	24.13	721	539
02100	悪性新生物	1,208	23.13	691	517
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	22	0.42	14	8
02102	食道の悪性新生物	36	0.69	27	9
02103	胃の悪性新生物	122	2.34	79	43
02104	結腸の悪性新生物	116	2.22	61	55
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	38	0.73	20	18
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	79	1.51	49	30
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	45	0.86	23	22
02108	膵の悪性新生物	138	2.64	61	77
02109	喉頭の悪性新生物	1	0.02	1	-
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物	275	5.27	191	84
02111	皮膚の悪性新生物	5	0.10	2	3
02112	乳房の悪性新生物	31	0.59	1	30
02113	子宮の悪性新生物	20	0.38	-	20
02114	卵巣の悪性新生物	18	0.34	-	18
02115	前立腺の悪性新生物	31	0.59	31	-
02116	膀胱の悪性新生物	28	0.54	20	8
02117	中枢神経系の悪性新生物	12	0.23	9	3
02118	悪性リンパ腫	46	0.88	21	25
02119	白血病	42	0.80	26	16
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	9	0.17	6	3
02121	その他の悪性新生物	94	1.80	49	45
02200	その他の新生物	52	1.00	30	22
02201	中枢神経系のその他の新生物	5	0.10	3	2
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	47	0.90	27	20
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	13	0.25	6	7
03100	貧血	6	0.11	3	3
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	7	0.13	3	4
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	66	1.26	36	30
04100	糖尿病	28	0.54	16	12
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	38	0.73	20	18
05000	精神及び行動の障害	67	1.28	25	42
05100	血管性及び詳細不明の認知症	53	1.01	20	33
05200	その他の精神及び行動の障害	14	0.27	5	9

死因分類番号	死 因	総 数	死因の 構成割合 (%)	男	女
		5,222		2,801	2,621
06000	神経系の疾患	180	3.45	97	83
06100	髄膜炎	1	0.02	1	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	4	0.08	3	1
06300	パーキンソン病	53	1.01	34	19
06400	アルツハイマー病	66	1.26	29	37
06500	その他の神経系の疾患	56	1.07	30	26
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	1,265	24.22	625	640
09100	高血圧性疾患	30	0.57	11	19
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	21	0.40	9	12
09102	その他の高血圧性疾患	9	0.17	2	7
09200	心疾患(高血圧性を除く)	898	17.20	445	453
09201	慢性リウマチ性心疾患	3	0.06	1	2
09202	急性心筋梗塞	169	3.24	104	65
09203	その他の虚血性心疾患	263	5.04	151	112
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	38	0.73	14	24
09205	心筋症	18	0.34	9	9
09206	不整脈及び伝導障害	82	1.57	40	42
09207	心不全	317	6.07	121	196
09208	その他の心疾患	8	0.15	5	3
09300	脳血管疾患	253	4.84	130	123
09301	くも膜下出血	23	0.44	11	12
09302	脳内出血	69	1.32	44	25
09303	脳梗塞	152	2.91	72	80
09304	その他の脳血管疾患	9	0.17	3	6
09400	大動脈瘤及び解離	52	1.00	30	22
09500	その他の循環器系の疾患	32	0.61	9	23
10000	呼吸器系の疾患	790	15.13	480	310
10100	インフルエンザ	9	0.17	3	6
10200	肺炎	378	7.24	215	163
10300	急性気管支炎	1	0.02	-	1
10400	慢性閉塞性肺疾患	44	0.84	39	5
10500	喘息	7	0.13	3	4
10600	その他の呼吸器系の疾患	351	6.72	220	131
10601	誤嚥性肺炎	221	4.23	134	87
10602	間質性肺炎	74	1.42	53	21
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601・10602除く)	56	1.07	33	23
11000	消化器系の疾患	201	3.85	95	106
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	7	0.13	6	1
11200	ヘルニア及び腸閉塞	20	0.38	8	12
11300	肝疾患	60	1.15	38	22
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	30	0.57	18	12
11302	その他の肝疾患	30	0.57	20	10

死因分類番号	死 因	総 数	死因の 構成割合 (%)	男	女
		5,222		2,601	2,621
11400	その他の消化器系の疾患	114	2.18	43	71
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	12	0.23	3	9
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	28	0.54	10	18
14000	腎尿路生殖器系の疾患	167	3.20	72	95
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	18	0.34	6	12
14200	腎不全	103	1.97	49	54
14201	急性腎不全	7	0.13	4	3
14202	慢性腎不全	70	1.34	33	37
14203	詳細不明の腎不全	26	0.50	12	14
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	46	0.88	17	29
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	1	0.02	-	1
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	0.02	-	1
16400	周産期に特異的な感染症	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	4	0.08	1	3
17100	神経系の先天奇形	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	1	0.02	-	1
17201	心臓の先天奇形	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	1	0.02	-	1
17300	消化器系の先天奇形	1	0.02	-	1
17400	その他の先天奇形及び変形	2	0.04	1	1
17500	染色体異常、他に分類されないもの	-	-	-	-
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	782	14.97	222	560
18100	老衰	706	13.52	185	521
18200	乳幼児突然死症候群	-	-	-	-
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	76	1.46	37	39
20000	傷病及び死亡の外因	213	4.08	116	97
20100	不慮の事故	137	2.62	69	68
20101	交通事故	7	0.13	1	6
20102	転倒・転落	29	0.56	19	10
20103	不慮の溺死及び溺水	26	0.50	13	13
20104	不慮の窒息	31	0.59	12	19
20105	煙、火及び火災への曝露	6	0.11	3	3
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	5	0.10	-	5
20107	その他の不慮の事故	33	0.63	21	12
20200	自殺	46	0.88	31	15
20300	他殺	-	-	-	-
20400	その他の外因	30	0.57	16	14
22000	特種目的用コード	91	1.74	50	41
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	91	1.74	50	41
22201	新型コロナウイルス感染症	91	1.74	50	41
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	-	-	-	-
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	-	-	-	-

5. 選択死因別・年齢別・性別死亡数

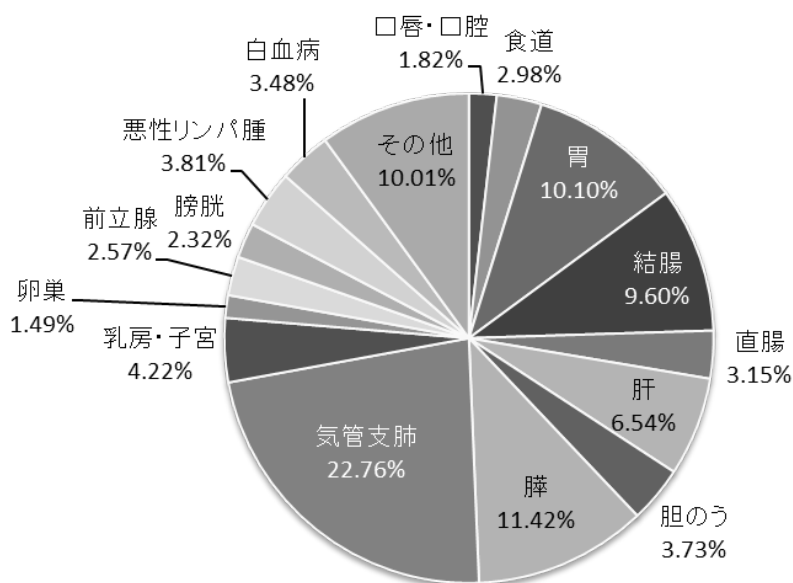
死因分類番号	死 因	合 計		0歳		1～14歳		15～24歳		25～44歳		45～64歳		65歳以上		不 詳								
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女					
	選択死因別合計	5,222	2,601	2,621	4	1	3	3	-	3	11	3	8	35	21	14	334	216	118	4,835	2,360	2,475	-	-
01000	感染症及び寄生虫症	82	42	40	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	76	37	39	-	-
01100	腸管感染症	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	4	2	2	-	-
01200	結核	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	1	-	-
01201	呼吸器結核	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	1	-	-
01202	その他の結核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01300	敗血症	35	15	20	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	15	19	-	-
01400	ウイルス性肝炎	10	6	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	7	3	4	-	-
01401	B型ウイルス性肝炎	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	1	-	-
01402	C型ウイルス性肝炎	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	5	2	3	-	-
01403	その他のウイルス性肝炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01600	その他の感染症及び寄生虫症	26	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	13	13	-	-
02000	新生物	1,260	721	539	1	1	-	1	-	1	-	-	-	11	5	6	131	68	63	1,116	647	469	-	-
02100	悪性新生物	1,208	691	517	1	1	-	1	-	1	-	-	-	11	5	6	129	66	63	1,066	619	447	-	-
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	22	14	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	20	13	7	-	-
02102	食道の悪性新生物	36	27	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	33	25	8	-	-
02103	胃の悪性新生物	122	79	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	9	4	5	112	74	38	-	-
02104	結腸の悪性新生物	116	61	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	12	8	4	102	53	49	-	-
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	38	20	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	5	2	31	15	16	-	-
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	79	43	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	-	72	42	30	-	-
02107	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	45	23	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	42	22	20	-	-
02108	脾の悪性新生物	138	61	77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	17	10	7	120	50	70	-	-
02109	喉頭の悪性新生物	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
02110	気管、気管支及び肺の悪性新生物	275	191	84	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	19	15	4	255	176	79	-	-
02111	皮膚の悪性新生物	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4	1	3	-	-
02112	乳房の悪性新生物	31	1	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	9	-	9	20	1	19	-	-
02113	子宮の悪性新生物	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	14	-	14	-	-
02114	卵巣の悪性新生物	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	12	-	12	-	-
02115	前立腺の悪性新生物	31	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	31	-	-	-
02116	膀胱の悪性新生物	28	20	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	27	19	8	-	-
02117	中枢神経系の悪性新生物	12	9	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	-	9	6	3	-	-
02118	悪性リンパ腫	46	21	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	3	40	18	22	-	-
02119	白血病	42	26	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	4	35	24	11	-	-
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	9	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	6	3	-	-
02121	その他の悪性新生物	94	43	45	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	13	4	9	77	42	35	-	-
02200	その他の新生物	52	30	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	50	28	22	-	-
02201	中枢神経系のその他の新生物	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	-	-

死因分類番号	死 因	合 計		0歳		1～14歳		15～24歳		25～44歳		45～64歳		65歳以上		不 詳	
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	47	27	20	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	45	25	20
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	13	6	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	12	5	7
03100	貧血	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	3
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	6	2	4
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	66	36	30	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1	60	31	29
04100	糖尿病	28	16	12	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	27	15	12
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	38	20	18	-	-	-	-	-	-	-	5	4	1	33	16	17
05000	精神及び行動の障害	67	25	42	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	66	25	41
05100	血管性及び詳細不明の認知症	53	20	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	20	33
05200	その他の精神及び行動の障害	14	5	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	13	5	8
06000	神経系の疾患	180	97	83	-	-	1	-	-	-	-	9	5	4	170	92	78
06100	髄膜炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	3	2	1
06300	パーキンソン病	53	34	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	34	19
06400	アルツハイマー病	66	29	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	29	37
06500	その他の神経系の疾患	56	30	26	-	-	1	-	-	-	-	8	4	4	47	26	21
07000	眼及び付属器の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
08000	耳及び乳様突起の疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09000	循環器系の疾患	1,265	625	640	-	-	-	1	1	-	4	3	1	86	21	1,153	535
09100	高血圧性疾患	30	11	19	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	28	9	19
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	21	9	12	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	19	7	12
09102	その他の高血圧性疾患	9	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	2	7
09200	心疾患(高血圧性を除く)	898	445	453	-	-	-	1	1	-	4	3	1	82	65	17	811
09201	慢性リウマチ性心疾患	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2
09202	急性心筋梗塞	169	104	65	-	-	-	-	-	-	-	20	17	3	149	87	62
09203	その他の虚血性心疾患	263	151	112	-	-	-	-	-	-	2	1	1	42	32	10	219
09204	慢性非リウマチ性心内臓疾患	38	14	24	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	37	13	24
09205	心筋症	18	9	9	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	1	15	7
09206	不整脈及び伝導障害	82	40	42	-	-	-	1	1	-	1	1	-	5	5	-	75
09207	心不全	317	121	196	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	6	3	308
09208	その他の心疾患	8	5	3	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	5	2	3
09300	脳血管疾患	253	130	123	-	-	-	-	-	-	-	16	14	2	237	116	121
09301	くも膜下出血	23	11	12	-	-	-	-	-	-	-	6	5	1	17	6	11

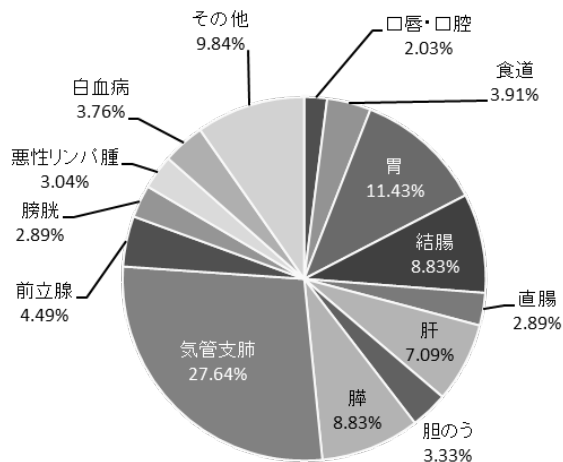
死因分類番号	死 因	合 計		0歳		1～14歳		15～24歳		25～44歳		45～64歳		65歳以上		不 詳	
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
09302	脳内出血	69	44	25	-	-	-	-	-	-	-	7	6	1	62	38	24
09303	脳梗塞	152	72	80	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	149	69	80
09304	その他の脳血管疾患	9	3	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	3	6
09400	大動脈瘤及び解離	52	30	22	-	-	-	-	-	-	-	6	4	2	46	26	20
09500	その他の循環器系の疾患	32	9	23	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	31	8	23
10000	呼吸器系の疾患	790	480	310	-	-	-	2	1	1	-	14	9	5	774	470	304
10100	インフルエンザ	9	3	6	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	8	3	5
10200	肺炎	378	215	163	-	-	-	1	1	-	-	6	5	1	371	209	162
10300	急性気管支炎	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
10400	慢性閉塞性肺疾患	44	39	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	39	5
10500	喘息	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	4
10600	その他の呼吸器系の疾患	351	220	131	-	-	-	-	-	-	-	7	4	3	344	216	128
10601	誤嚥性肺炎	221	134	87	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	219	133	86
10602	間質性肺疾患	74	53	21	-	-	-	-	-	-	-	3	2	1	71	51	20
10603	その他の呼吸器系の疾患（10601及び10602を除く）	56	33	23	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	54	32	22
11000	消化器系の疾患	201	95	106	-	-	-	-	-	-	4	3	1	8	173	76	97
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	6	1
11200	ヘルニア及び腸閉塞	20	8	12	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	18	7	11
11300	肝疾患	60	38	22	-	-	-	-	-	-	1	1	8	6	45	29	16
11301	肝硬変（アルコール性を除く）	30	18	12	-	-	-	-	-	-	-	8	4	4	22	14	8
11302	その他の肝疾患	30	20	10	-	-	-	-	-	-	1	1	4	2	23	15	8
11400	その他の消化器系の疾患	114	43	71	-	-	-	-	-	-	3	2	1	1	103	34	69
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	12	3	9	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	11	3	8
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	28	10	18	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	27	9	18
14000	腎尿路生殖器系の疾患	167	72	95	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	166	71	95
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	18	6	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	6	12
14200	腎不全	103	49	54	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	102	48	54
14201	急性腎不全	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	4	3
14202	慢性腎不全	70	33	37	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	69	32	37
14203	詳細不明の腎不全	26	12	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	12	14
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	46	17	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	17	29
15000	妊娠、分娩及び産じょく	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16000	周産期に発生した病態	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

死因分類番号	死 因	合 計		0歳		1～14歳		15～24歳		25～44歳		45～64歳		65歳以上		不 詳	
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16200	出産外傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16400	周産期に特異的な感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16600	その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	4	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	3	-
17100	神経系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17200	循環器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
17201	心臓の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
17300	消化器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
17400	その他の先天奇形及び変形	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-
17500	染色体異常、他に分類されないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	782	222	560	-	-	-	1	-	1	1	3	2	1	777	219	558
18100	老衰	706	185	521	-	-	-	-	-	-	-	-	-	706	185	521	-
18200	乳幼児突然死症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18300	その他の状況、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	76	37	39	-	-	-	1	-	1	1	3	2	1	71	34	37
20000	傷病及び死亡の外因	213	116	97	1	-	1	7	1	6	15	9	6	29	17	12	181
20100	不慮の事故	137	69	68	1	-	1	2	1	1	2	-	2	12	5	7	120
20101	交通事故	7	1	6	-	-	-	1	-	1	-	-	2	1	1	4	-
20102	転倒・転落・墜落	29	19	10	-	-	-	1	1	-	-	-	-	28	18	10	-
20103	不慮の溺死及び溺水	26	13	13	-	-	-	-	-	-	-	2	2	24	11	13	-
20104	不慮の窒息	31	12	19	1	-	1	-	-	-	-	3	1	27	11	16	-
20105	煙、火及び火災への曝露	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	3	3	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	5	-	5	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	33	21	12	-	-	-	-	-	-	-	2	1	31	20	11	-
20200	自殺	46	31	15	-	-	-	2	-	2	11	8	3	16	12	4	17
20300	他殺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20400	その他の外因	30	16	14	-	-	-	3	-	3	2	1	1	1	24	15	9
22000	特種目的用コード	91	50	41	-	-	1	-	-	-	-	-	1	89	50	39	-
22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22200	その他の特殊目的用コード	91	50	41	-	-	1	-	-	-	-	1	-	89	50	39	-
22201	新型コロナウイルス感染症	91	50	41	-	-	1	-	-	-	-	1	-	89	50	39	-
22202	新型コロナウイルス感染症ワクチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22203	その他の特殊目的用コード（22201及び22202を除く）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

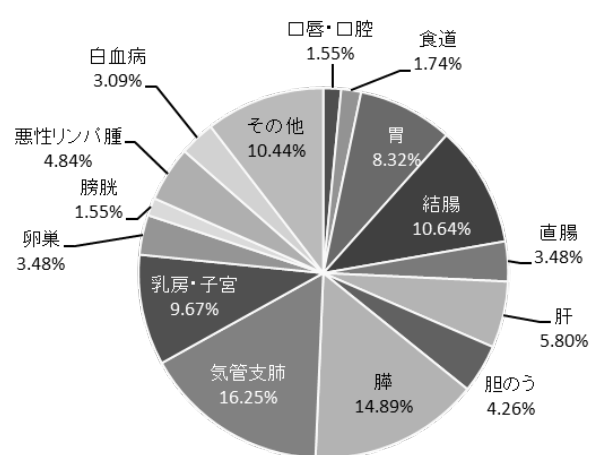
悪性新生物死亡数部位別構成比 全体 1,208人



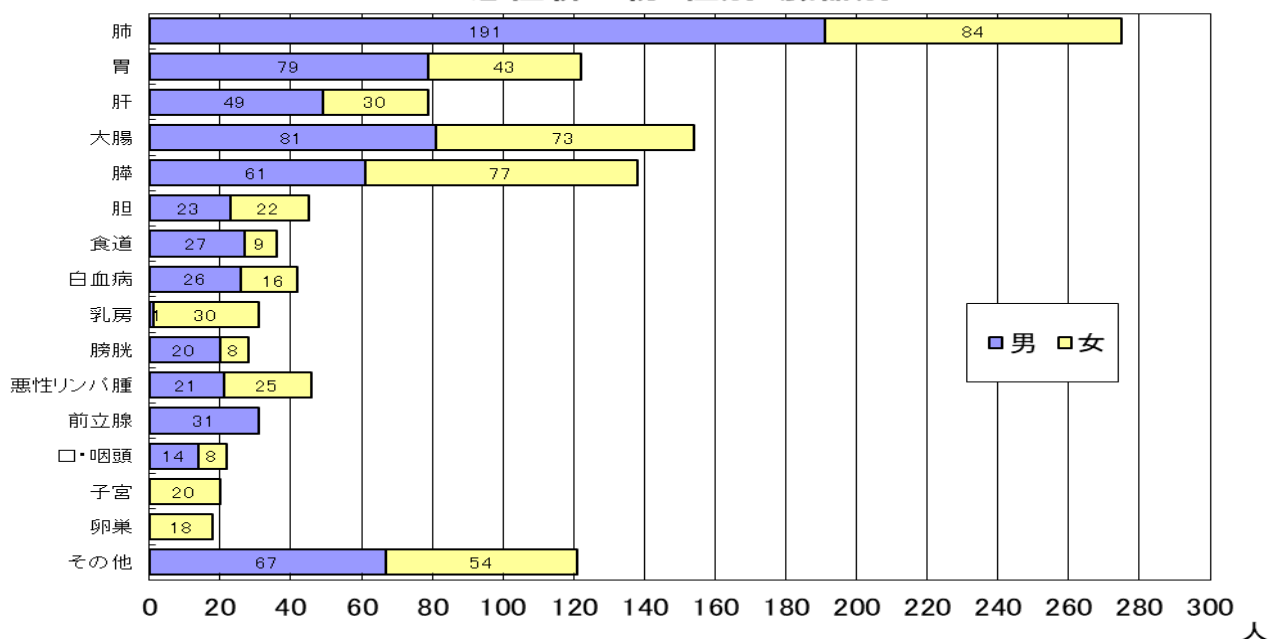
男 691人



女 517人



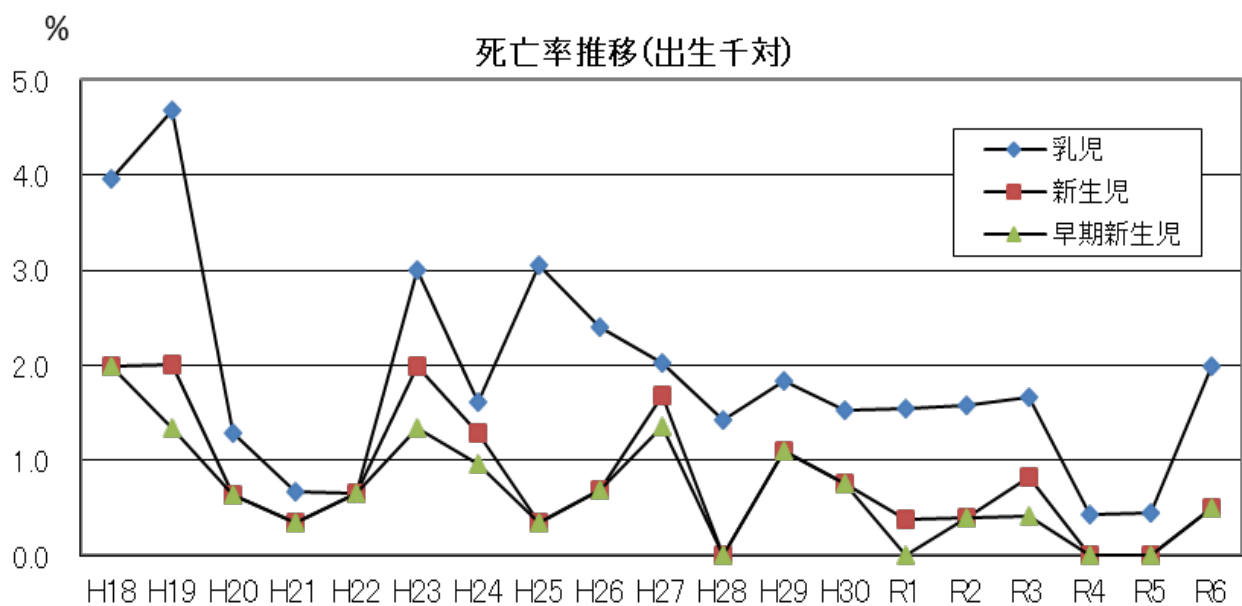
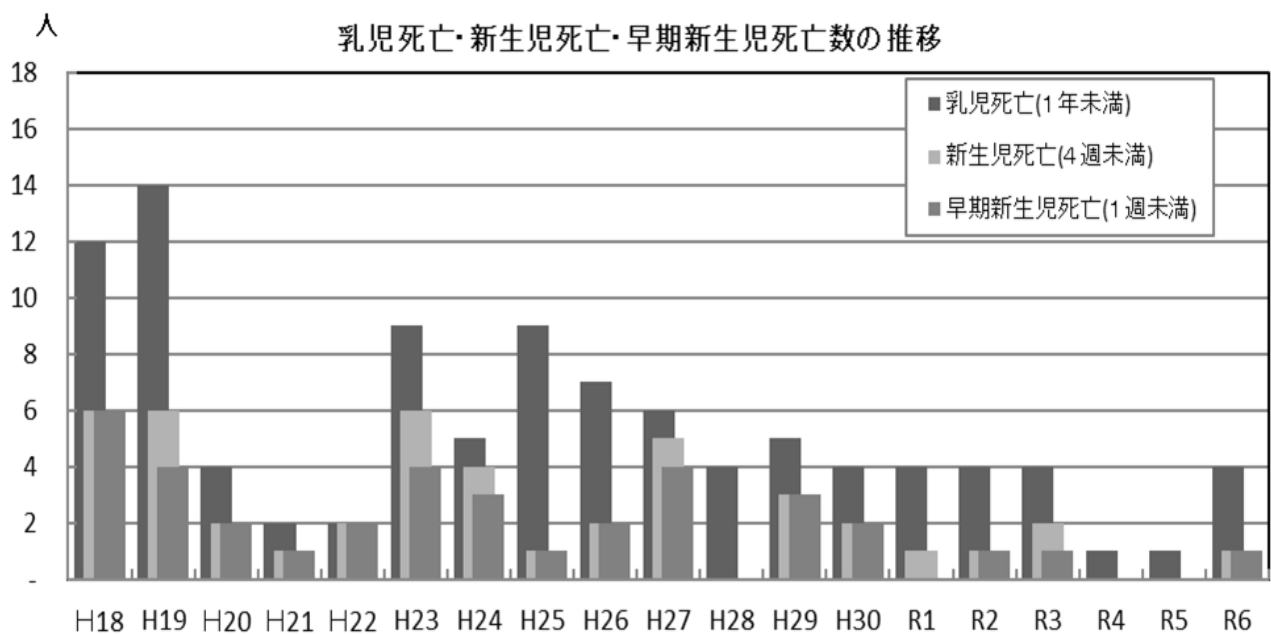
悪性新生物 性別・臓器別



第4節 乳児死亡統計

1. 乳児死亡数・率及び新生児死亡数・率の年次推移

年	出生数(人)	乳 児		新生児		乳児死亡と 新生児死亡 の割合(%)
		死亡数(人)	死亡率 (出生千対)	死亡数(人)	死亡率 (出生千対)	
令和2年	2,523	4	1.6	1	0.4	25.0%
令和3年	2,401	4	1.7	2	0.8	50.0%
令和4年	2,288	1	0.4	-	-	-
令和5年	2,235	1	0.4	-	-	-
令和6年	2,003	4	2.0	1	0.5	25.0%



第5節 死産統計

1. 種類別死産数・率の年次推移

年	総数		自然死産		人工死産		全死産と人工死産の割合 (%)
	死産数	死産率 (出産千対)	死産数	死産率 (出産千対)	死産数	死産率 (出産千対)	
令和 2 年	43	16.76	14	5.46	29	11.30	67.4
令和 3 年	43	17.59	16	6.55	27	11.05	62.8
令和 4 年	46	19.71	23	9.85	23	9.85	50.0
令和 5 年	45	19.74	18	7.89	27	11.84	60.0
令和 6 年	50	24.35	23	11.20	27	13.15	54.0

2. 自然人工別・妊娠期間別死産数と割合

区 分	総 数		自 然		人 工	
	死産数	百分率	死産数	百分率	死産数	百分率
総 数	50	100.0	23	100.0	27	100.0
12 週～15 週	17	34.0	9	39.1	8	29.6
16 週～19 週	18	36.0	6	26.1	12	44.4
20 週～21 週	9	18.0	2	8.7	7	25.9
22 週～23 週	—	—	—	—	—	—
24 週～27 週	2	4.0	2	8.7	—	—
28 週～31 週	1	2.0	1	4.3	—	—
32 週～35 週	1	2.0	1	4.3	—	—
36 週～39 週	2	4.0	2	8.7	—	—
40 週～	—	—	—	—	—	—

第6節 周産期死亡統計

1. 周産期死亡数・率の年次推移

年	妊娠満22週 以後の死産数 (後期死産数)	後期死産率 (出産千対)	出生後1週未満 の死亡数(早期 新生児死亡数)	早期新生児 死亡率	周産期 死亡数	周産期 死亡率
令和 2 年	6	2.4	1	0.4	7	2.8
令和 3 年	3	1.2	1	0.4	4	1.7
令和 4 年	6	2.6	—	—	6	2.6
令和 5 年	5	2.2	—	—	5	2.2
令和 6 年	6	3.0	1	0.5	7	3.5

2. 妊娠週数死産数・構成割合年次推移

区 分		総数	22 週～23 週	24 週～27 週	28 週～31 週	32 週～35 週	36 週～39 週	40 週～
令和 2 年	実 数	7	3	2	1	—	1	—
	割 合	100	42.9	28.5	14.3	—	14.3	—
令和 3 年	実 数	3	1	—	1	—	1	—
	割 合	100	33.3	—	33.3	—	33.3	—
令和 4 年	実 数	6	—	2	2	—	2	—
	割 合	100	—	33.3	33.3	—	33.3	—
令和 5 年	実 数	5	—	—	2	—	3	—
	割 合	100	—	—	40.0	—	60.0	—
令和 6 年	実 数	6	—	2	1	1	2	—
	割 合	100	—	33.3	16.7	16.7	33.3	—

第3章 医療施設統計

第1節 医療施設等の年次推移

1. 医療施設数

(令和7年12月末)

年	病院数	病 院 (内 訳)				一般診療所	歯科診療所
		精 神	感染症	結 核	一 般		
令和2年	37	3	－	－	34	438	230
令和3年	37	3	－	－	34	429	226
令和4年	37	3	－	－	34	429	225
令和5年	37	3	－	－	34	423	220
令和6年	37	3	－	－	34	417	216
令和7年	36	3	－	－	33	422	209

2. 10万人対医療施設数

(令和7年12月末)

年	病院数	病 院 (内 訳)				一般診療所	歯科診療所
		精 神	感染症	結 核	一 般		
令和2年	10.5	0.85	－	－	9.61	123.8	65.0
令和3年	10.4	0.84	－	－	9.54	120.3	63.4
令和4年	10.5	0.85	－	－	9.69	122.2	64.1
令和5年	10.6	0.86	－	－	9.78	121.6	63.3
令和6年	10.7	0.87	－	－	9.88	121.1	62.7
令和7年	10.6	0.88	－	－	9.68	123.8	61.3

3. 病床数

(令和7年12月末)

年	総 数	病 院	内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
			精 神	感染症	結 核	一 般	療 養		
令和2年	6,009	5,639	677	8	－	4,099	855	370	－
令和3年	5,964	5,635	673	8	－	4,099	855	329	－
令和4年	5,865	5,536	669	8	－	4,007	852	329	－
令和5年	5,764	5,455	669	8	－	3,926	852	309	－
令和6年	5,730	5,436	669	8	－	3,901	858	294	－
令和7年	5,559	5,257	657	8	－	3789	803	302	－

4. 10万人対病床数

(令和7年12月末)

年	総 数	病 院	内 訳					一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所
			精 神	感染症	結 核	一 般	療 養		
令和2年	1,699.1	1,594.4	191.4	2.26	－	1,159.0	241.8	104.6	－
令和3年	1,673.0	1,580.7	188.8	2.24	－	1,149.8	239.8	92.3	－
令和4年	1,671.1	1,577.4	190.6	2.28	－	1,141.7	242.8	93.7	－
令和5年	1,657.4	1,568.6	192.4	2.30	－	1,128.9	245.0	88.9	－
令和6年	1,664.5	1,579.1	194.3	2.32	－	1,133.2	249.2	85.4	－
令和7年	1,630.5	1,541.9	192.7	2.35	－	1,111.3	235.5	88.6	－

第2節 医療施設の内容

1. 診療科目別に見た施設数（令和7年12月末）

区分		病院	診療所
開設者	総数	36	631
	国・その他	-	1
	都道府県	-	1
	市町村	-	6
	健康保険組織及びその他連合会	1	5
	公益法人	-	1
	医療法人	29	173
	会社	-	5
	その他法人	6	43
	個人	-	396
許可病床数	許可病床数（有床施設数）	5,257	302(22)
	精神	857	-
	感染症	8	-
	結核	-	-
	一般	3,789	302
	療養	803	-
診療科目	内科	30	281
	呼吸器内科	14	76
	消化器内科	22	88
	循環器内科	22	94
	小児科	8	70
	精神科	10	27
	神経科	-	1
	神経内科	1	15
	心療内科	6	24
	アレルギー科	1	44
	リウマチ科	6	18
	外科	20	60
	整形外科	25	46
	形成外科	5	8
	美容外科	-	7
	脳神経外科	14	12
	呼吸器外科	4	-
	心臓血管外科	2	6
	小児外科	2	2
	産婦人科	2	12
	産科	-	7
	婦人科	-	15
	眼科	6	31
	耳鼻いんこう科	3	25
	気管食道科	-	1
	皮膚科	14	37
	泌尿器科	14	15
	性感染症内科	-	1
	肛門外科	5	21
	歯科	-	213
	矯正歯科	-	74
	小児歯科	-	128
	歯科口腔外科	2	67
	リハビリテーション科	31	76
	放射線科	22	69
	麻酔科	15	12
	その他	104	106
	診療科目合计数	408	1,789
特定機能病院		1	-
救急告示		20	1
休止・休診の状況		-	8

2. 病院一覧表 (令和7年12月末)

病 院 名	所 在 地	開 設 者	診療科目	許 可 病 床 数						特 定 機 能 病 院	救 急 告 示
				総 数	精 神	感 染 症	結 核	一 般	療 養		
愛徳医療福祉セン ター	今福3-5-41	社会福祉法人 愛徳園	整、内、小、リハ、児 精、泌	60				60			
稲田病院	和田1175	医療法人稲祥 会	内、消内、眼、リハ	72				30	42		
今村病院	砂山南2-4-21	医療法人友和 会	内、外、脳外、リハ、 放	52				52			○
上山病院	内原998	医療法人弘智 会	内、呼内、循内、消内、 視内、外、呼外、乳外、 消外、肛外、整、リハ、 小外、皮、放、麻	56				26	30		○
宇都宮病院	鳴神505番地の4	医療法人久仁 会	内、呼内、胃内、循内、 肛外、放、麻、消内内、 べ内、皮、老内、整、形 外、美皮	80					80		○
医療法人青松会 河西田村病院	島橋東ノ丁1番地の 11	医療法人青松 会	内、呼内、消内、循内、 外、皮、泌、放、リハ、 小、神小、脳内、整	99				99			○
児玉病院	友田町4-130	医療法人博文 会	内、消内、循内、腎内、 整、リハ、視内、リウ、透 内、膠)	44				44			
琴の浦リハビリテーショ ンセンター附属病院	毛見1451	社会福祉法人 琴の浦リハビリ テーションセン ター	整、リハ、リウ、麻、泌、 脳内、脳外	108				48	60		
古梅記念病院	新生町5-37	医療法人了生 会	整、外、内、脳外、リ ハ、乳外、形外	110				110			○
済生会和歌山病院	十二番丁45番地	社会福祉法人 恩賜財団済生 会和歌山支部	内、消内、糖代内、循 内、外、整、脳外、血 外、皮、耳、放、リハ、 麻、泌、眼、透内、呼 内、呼外、膠)	200				200			○
嶋病院	中之島874-3	医療法人杏林 会	内、精、胃内、外、リ ハ、循内、透内、脳外	57				57			○
須佐病院	吹屋町4丁目30番地	医療法人須佐 病院	内、消内、外、整、リ ハ、放、麻、脳外	93				93			○
角谷整形外科病院	吉田337	社会医療法人 スミヤ	内、循、リウ、整、形外、 リハ、放、麻、美皮	60				60			

病 院 名	所 在 地	開 設 者	診療科目	許 可 病 床 数						特 定 機 能 病 院	救 急 告 示
				総 数	精 神	感 染 症	結 核	一 般	療 養		
角谷リハビリテーション病院	納定字前筋10-1	社会医療法人 スミヤ	リハ、整、脳外、内、循 内、放	60				60			
誠佑記念病院	西田井391	医療法人誠佑 記念病院	内、循内、外、整、消 外、血外	80				80			○
医療法人弘仁会 瀬藤病院	岡山丁71	医療法人弘仁 会	内、リハ、放、消内、循 内	20					20		
高山病院	小雑賀3-1-11	医療法人高山 病院	内、呼内、消内、循内、 小、外、整、皮、肛外、 放、リハ、麻、腎内	50				50			
医療法人田村病院	小倉645	医療法人田村 病院	精、脳内	174	174						
中江病院	船所30番地の1	医療法人愛晋 会	内、循内、消内、消外、 糖内、胃内、視内、視 外、脳外、外、乳内、リ ハ、整、放、脳内、呼 内、麻、泌	192				192			○
医療法人裕紫会 中谷病院	鳴神123番地の1	医療法人裕紫 会	内、外、消内、循内、 整、リハ、放、呼内、 泌、視内、糖代内、脳 内	195				135	60		○
西和歌山病院	土入176	医療法人良友 会	内、呼内、消内、循内、 整、腎内、リハ、放、透 内、糖内、皮、脳内、 泌、リ膠内	120				60	60		
日本赤十字社和歌山 医療センター	小松原通4丁目20	日本赤十字社	循内、消内、糖内内、 血内、消外、小外、眼、 耳、産婦、小、乳外、 泌、腎内、皮、整、齒 外、放治、放診、脳外、 麻、呼内、心外、リハ、 精、形外、呼外、心療 内、リウ、救、病診、漢 内、感内、脳内、緩内、 腫内、頭頸外	700		8		692			○
橋本病院	堀止南ノ丁4番31号	医療法人橋本 病院	消外、消内、内、肛外、 整、循内、放、リハ、 麻、精、外、心療内、糖 内、泌、皮、呼内、血内	118				60	58		○
浜病院	吹上2丁目4-7	医療法人浜病 院	内、外、糖内、消内、視 内、放、リハ	115					115		
半羽胃腸病院	堀止南ノ丁4-11	医療法人療明 会	消内、内、外、肛内、 皮、泌、放、リハ、精、 腎内	51					51		
福外科病院	和歌浦東3丁目5-31	医療法人福慈 会	内、外、消内、消外、肛 外、放、麻、循内、内 内、代内、リハ、精、心 療内	54				54			

病 院 名	所 在 地	開 設 者	診療科目	許 可 病 床 数						特 定 機 能 病 院	救 急 告 示
				総 数	精 神	感 染 症	結 核	一 般	療 養		
藤民病院	塩屋3-6-2	医療法人藤民病院	内、消内、精、リハ、 外、整外	93					93		
伏虎カハビリテーション 病院	畑屋敷東ノ丁1番地	医療法人匡慈会	内、循内、リハ、整、脳 外、皮、放、リウ、血内、 泌、美皮	67				36	31		○
堀口記念病院	湊本町3丁目4-1	医療法人やすだ	外、整、リハ、内、呼 内、循内、救、消内、消 外、麻、脳外	150				150			○
宮本病院	塩屋3-6-1	医療法人宮本病院	精、心療内	271	271						
向井病院	北野283	医療法人明成会	内、脳外、リハ、放、 精、心療内	70				21	49		
医療法人旭会 和歌浦病院	和歌浦東3-2-38	医療法人旭会	心療内、精	172	172						
和歌浦中央病院	塩屋6丁目2-70	医療法人曙会	内、消内、循内、外、 整、泌、眼、リハ、小、 血内、乳外、皮、血外、 脳内、美皮	162				108	54		○
和歌山県立医科大学 附属病院	紀三井寺811-1	公立大学法人 和歌山県立医 科大学	糖内代、消内、呼内、 腫内、循内、腎内、血 内、リ腸内、小、神経、 心外、呼外、乳外、消 内小外、脳外、整、形 外、泌、産・婦、眼、耳、 皮、歯外、放、リハ、 救、麻、病診、脳内、頭 頸外	800	40			760		○	○
和歌山生協病院	有本143番地の1	和歌山中央医 療生活共同組 合	内、外、小、呼内、消 内、循内、神内、糖内、 アレ、リウ、リハ、放、 麻、腸肛外、消外、腎 内、整、皮	149				149			○
独立行政法人労働者 健康安全機構 和歌山労災病院	木ノ本93-1	独立行政法人労 働者健康安全機 構	内、呼内、消内、循内、 小、外、整、脳外、皮、 泌、産婦、眼、耳、放、 麻、リハ、血内、脳内、 救、病診、肝内、頭頸 外、呼乳外	303				303			○

*診療科目 (P55 診療科目略称一覧参照)

＊診療科目略称一覧＊

略称	診療科目	略称	診療科目	略称	診療科目
内	内科	視内	内視鏡内科	形外	形成外科
外	外科	内内	内分泌内科	視外	内視鏡外科
小	小児科	ぺ内	ペインクリニック内科	児精	児童精神科
放	放射線科	胃内	胃腸内科	神精	神経精神科
泌	泌尿器科	老内	老人内科	神小	神経小児科
眼	眼科	神内	神経内科	臨検	臨床検査科
皮	皮膚科	肛内	肛門内科	理療	理学療法学科
循	循環器科	乳内	乳腺内科	産婦	産婦人科
呼	呼吸器科	糖内	糖尿病内科	放治	放射線治療科
消	消化器科	透内	人工透析内科	放診	放射線診断科
歯	歯科	血内	血液内科	病診	病理診断科
婦	婦人科	腎内	腎臓内科	リウ	リウマチ科
麻	麻酔科	漢内	漢方内科	リハ	リハビリテーション科
精	精神科	感内	感染症内科	アレ	アレルギー科
耳	耳鼻咽喉科	脳外	脳神経外科	消内内	消化器・内視鏡内科
整	整形外科	呼外	呼吸器外科	糖内代	糖尿病・内分泌・代謝内科
救	救急科	乳外	乳腺外科	糖内内	糖尿病・内分泌内科
肛	肛門科	消外	消化器外科	心療内	心療内科
消内	消化器内科	胸外	胸部外科	リ膠内	リウマチ・膠原病内科
循内	循環器内科	肛外	肛門外科	腸肛外	大腸肛門外科
代内	代謝内科	小外	小児外科	消小外	消化器・小児外科
呼内	呼吸器内科	心外	心臓血管外科	緩和	緩和ケア
腫内	腫瘍内科	歯外	歯科口腔外科	血外	血管外科
脳内	脳神経内科	緩和	緩和ケア内科	消内小外	消化器・内分泌・小児外科
産・婦	産科・婦人科	糖代内	糖尿病・代謝内科	頭頸外	頭頸部外科
膠リ	膠原病リウマチ科	美皮	美容皮膚科	肝内	肝臓内科
呼乳外	呼吸器・乳腺外科				

第4章 病院報告統計

第1節 病院の利用状況

(令和7年 年間)

区 分		施設数	病床数	患 者 数				病床 利用 率%
				在院患者延数	新入院患者数	退院患者数	外来患者延数	
総 数		36	5,257	1,520,152	70,861	70,945	1,515,363	79.2
精神病院		3	617	194,589	669	670	49,333	86.4
一 般 病 院	計	33	4,640	1,325,563	70,192	70,275	1,466,030	78.3
	一般病床		3,789	1,061,948	68,071	66,953		76.8
	療養病床		803	252,024	1,890	3,098		86.0
	結核病床		－	－	－	－		－
	感染症病床		8	748	79	42		25.6
	精神病床		40	10,843	152	182		74.3

※病院数、病床数は、令和7年12月末現在である。(病床数は、許可病床数)

※和歌山市内に感染症指定医療機関1施設あり。

第5章 医療従事者統計

第1節 医療従事者年次別推移

(令和6年12月末 2年ごと)

年 度	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
平成 18 年	1,446	313	1,101	402	173	91	92	2,999	1,760
20 年	1,489	317	1,086	317	150	110	105	3,433	1,557
22 年	1,468	313	1,096	332	152	120	104	3,679	1,378
24 年	1,524	303	1,107	357	142	133	123	4,042	1,280
26 年	1,556	333	1,088	391	145	139	133	4,378	1,186
28 年	1,616	325	1,172	424	146	129	129	4,672	1,166
30 年	1,622	322	1,225	475	138	138	139	4,864	1,111
令和 2 年	1,656	327	1,238	501	132	129	136	5,145	1,008
4 年	1,675	316	1,229	471	115	128	126	5,228	896
6 年	1,693	310	1,243	499	118	142	157	5,447	866

(人)

第2節 医師・歯科医師業務従事状況（届出）

（令和6年12月末 2年ごと）

区 分	総 数	医 師	歯科医師
総 計	2,003	1,693	310
1. 診療所の開設者又は法人の代表者	533	335	198
2. 診療所の勤務者	213	130	83
3. 病院の開設者又は法人の代表者	27	27	－
4. 病院の勤務者	572	566	6
5. 医育機関の臨床系の教官又は教員	238	233	5
6. 医育機関の臨床系の大学院生	23	23	－
7. 医育機関の臨床系の勤務者で5及び6以外の者	327	318	9
8. 医育機関の臨床系以外の大学院生	3	2	1
9. 医育機関の臨床系以外の勤務者で8以外の者	23	22	1
10. 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	2	2	－
11. 介護老人保健施設の勤務者	7	7	－
12. 介護医療院の勤務者	2	1	1
13. 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	2	2	－
14. 行政機関の従事者	11	9	2
15. 12及び13以外の産業医	－	－	－
16. 上記以外の保健衛生業務の従事者	5	5	－
17. その他の業務の従事者	4	2	2
18. 無職の者	11	9	2

第3節 薬剤師業務従事状況（届出）

（令和6年12月末 2年ごと）

施設の種別	業 務 の 種 別	届出数
薬 局	1. 開設者又は法人の代表者	66
	2. 勤務者	604
病院・診療所	3. 調剤・病棟業務	270
	4. その他（治験、検査等）	28
介護保健施設	5. 介護老人保健施設の勤務者	4
	6. 介護医療院の勤務者	－
大 学	7. 勤務者（研究・教育）	43
	8. 大学院生又は研究生	－
医薬品関係企業	9. 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発・営業・その他）	42
	10. 医薬品販売業	41
そ の 他	11. 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	43
	12. その他の業務の従事者	15
	13. 無職の者	87
不明		－
総 数		1,243

第4節 歯科衛生士業務従事状況（届出）

（令和6年12月末 2年ごと）

区 分	歯科衛生士
総 数	499
1.保健所	4
2.都道府県又は市町村	4
3.病 院	14
4.診療所	466
5.介護保健施設等	6
6.事業所	—
7.歯科衛生士学校又は養成所	3
8.営業・その他	2

第5節 歯科技工士業務従事状況（届出）

（令和6年12月末 2年ごと）

区 分	歯科技工士
総 数	118
1.歯科技工所	91
2.病院・診療所	27
3.その他	—

第6節 保健師・助産師・看護師・准看護師業務従事状況（届出）

（令和6年12月末 2年ごと）

区 分	保健師	助産師	看護師	准看護師
総 数	142	157	5,447	866
1.病院	2	88	3,551	241
2.診療所	13	41	829	339
3.助産所	1	11	—	—
4.訪問看護ステーション	2	—	472	44
5.介護保険施設等	2	—	393	208
6.社会福祉施設	1	—	34	19
7.保健所又は市町村	79	7	13	1
8.事業所	11	—	33	5
9. 看護師等学校・養成所又は研究機関	9	10	90	—
10. その他	22	—	32	9

第6章 食中毒統計

食中毒発生状況（過去5年間）

【令和3年度】

番号	発生年月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R 3. 12. 6	1	1	アジの刺身	アニサキス	魚介類販売業	1日間 (営業の一部停止)

【令和4年度】

番号	発生年月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R 4. 5. 7	3	3	不明	カンピロバクター	不明	—
2	R 4. 9. 24	8	4	9月22日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
3	R 4. 9. 28	32	23	9月28日に当該飲食店で提供された弁当	サルモネラ	飲食店	3日間
4	R 4. 10. 28	12	9	10月26日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
5	R 5. 1. 8	14	6	ヒラメの刺身(推定)	クドア・セプテンブ ンクタータ	飲食店	—

【令和5年度】

番号	発生年月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R 5. 7. 4	9	5	当該飲食店で提供された食事(ハンバーグ等)	腸管出血性大腸菌 O111	飲食店	3日間
2	R 5. 7. 24	7	7	7月22日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
3	R 5. 10. 29	4	3	10月27日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
4	R 6. 1. 25	53	30	1月23日から28日に当該施設で製造された弁当	ノロウイルス	飲食店	3日間
5	R 6. 2. 10	281	62	2月8日から15日に当該施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店	3日間

【令和6年度】

番号	発生年月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R 6. 4. 4	12	7	4月2日から3日に当該飲食店で提供された食事	ノロウイルス	飲食店	3日間
2	R 6. 4. 12	6	6	4月11日から12日に当該施設で製造された弁当	ノロウイルス	飲食店	3日間

3	R 6. 9. 22	4	4	9月20日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
4	R 6. 11. 11	3	2	11月8日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
5	R 6. 12. 22	19	6	12月19日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
6	R 7. 2. 9	3	3	生かき(推定 2月8日に当該飲食店で提供された生かきを含む食事)	ノロウイルス	飲食店	2日間
7	R 7. 2. 12	139	56	2月11日及び14日に当該施設で提供された食事	ノロウイルス	飲食店	3日間
8	R 7. 2. 17	6	6	2月15日に当該飲食店で提供された食事	ノロウイルス	飲食店	3日間
9	R 7. 3. 10	23	19	3月9日に当該施設で提供された食事	サポウイルス	飲食店	1日間
10	R 7. 3. 31	11	6	3月28日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間

【令和 7 年度】

番号	発生年月日	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R7. 5. 24	3	1	5月24日に当該施設が販売した刺身等	アニサキス	魚介類販売業	1日間
2	R7. 7. 28	3	2	7月26日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
3	R7. 8. 23	151	83	かぼちゃ煮	ウエルシュ菌	飲食店	6日間
4	R7. 11. 4	1	1	ツキヨタケ	植物性自然毒	家庭	—
5	R8. 3. 8	7	3	3月6日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3日間
6	R8. 3. 15	34	13	3月14日に当該施設で提供された昼食	ノロウイルス	集団給食施設	3日間 (業務停止)

第3編 事業編

第1章 対人保健

第2章 感染症予防

第3章 食品衛生

第4章 薬事・毒劇物

第5章 環境衛生

第6章 動物保健

第7章 医事・地域医療

第8章 衛生研究所

第9章 健康危機管理

第10章 付属資料

第1章 対人保健

第1節 母子保健

母子保健施策は、妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、思春期を通じて、一貫した総合的な対策を推進することが望ましい。また、近年母性及び乳幼児を取り巻く社会環境は、核家族化、女性の社会進出、出生率の低下等変化してきており、なお一層充実強化する必要性が生じている。一方、思春期の健康問題やこどもの虐待、養育者の育児負担感の増加といった新たな課題も生じている。

そのため、乳幼児健康診査をはじめ、こども家庭センター（母子保健部門）を設置し、母子健康手帳の交付、妊産婦・乳幼児の保健指導、また、養育支援、訪問指導を行っている。その他、未熟児養育医療の給付、B型肝炎対策、妊産婦健康診査や不妊相談、不妊治療費の助成等の事業を実施し、地域での保健活動を通し、施策の推進を図っている。

1. 乳幼児健康診査

乳幼児については、心身とも健全に成長していくため、各保健センターにおいて、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減に努めている。育児環境等を含めた細かい観察・指導が必要なものに対しては、保健師等が家庭訪問や電話相談で事後指導の徹底を図っている。

また、1歳6か月児健診及び3歳児健診においては、心理発達や行動面の観察も重視しており、必要に応じて、各保健センターでの個別の発達相談及び親子教室を勧奨し、あるいは適切な療育につなげ、継続的な支援を行っている。

(1) 4か月児健康診査

健診内容（問診・計測・小児科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導）

ア 健診受診状況

区 分		開設回数	対象者数	受診者数	受診率	事後指導を必要とする者	再診者数
総数	令和6年度	72	2,010	1,973	98.2%	458	164
	令和7年度	72	1,889	1,867	98.8%	485	168
中保健センター		24	554	558	100.7%	131	42
西保健センター		24	515	510	99.0%	83	52
南保健センター		12	382	375	98.2%	138	19
北保健センター		12	438	424	96.8%	133	55

* 健診の未受診者には電話や訪問などで状況を確認し、個別相談や指導を行っている。

イ 健診の結果、事後指導を必要とする者の内訳

区 分		医療機関管理中	要観察	要医療	要精密検査
総数	令和6年度	100	281	2	75
	令和7年度	91	292	－	102
中保健センター		39	62	－	30
西保健センター		17	53	－	13
南保健センター		13	98	－	27
北保健センター		22	79	－	32

ウ 精密検査者の所見及び結果の内訳（4 か月）

	総数	要医療	要観察	異常なし	未受診
身体的発育異常	5	1	4	－	－
皮膚疾患	7	5	2	－	－
眼科疾患	3	－	1	1	1
耳鼻科的疾患	10	3	5	2	－
口腔疾患	－	－	－	－	－
循環器・呼吸器疾患	2	－	－	2	－
消化器疾患	1	－	1	－	－
泌尿器・生殖器疾患	11	9	2	－	－
整形外科疾患	40	5	15	18	2
神経疾患	13	3	8	2	－
運動発達、精神発達に関するもの	1	1	－	－	－
その他	9	4	4	－	1
合 計	102	31	42	25	4
		102			

(2) 10 か月児健康診査

健診内容（問診・計測・小児科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導）

ア 健診受診状況

区 分		開設回数	対象者数	受診者数	受診率	事後指導を必要とする者	再診者数
総 数	令和6年度	72	2,147	2,087	97.2%	449	212
	令和7年度	72	1,936	1,924	99.4%	433	220
中保健センター		24	554	560	101.1%	145	88
西保健センター		24	496	500	100.8%	93	42
南保健センター		12	405	391	96.5%	111	57
北保健センター		12	481	473	98.3%	84	33

* 健診の未受診者には電話や訪問などで状況を確認し、個別相談や指導を行っている。

イ 健診の結果、事後指導を必要とする者の内訳

区 分		医療機関管理中	要観察	要医療	要精密検査
総 数	令和6年度	138	265	－	46
	令和7年度	112	259	－	62
中保健センター		31	89	－	25
西保健センター		24	56	－	13
南保健センター		36	64	－	11
北保健センター		21	50	－	13

ウ 精密検査者の所見及び結果の内訳(10 か月)

	総数	要医療	要観察	異常なし	未受診
身体的発育異常	9	1	8	－	－
皮膚疾患	11	3	7	－	1
眼科疾患	5	2	1	1	1
耳鼻科的疾患	－	－	－	－	－
口腔疾患	－	－	－	－	－
循環器・呼吸器疾患	2	－	1	1	－
消化器疾患	2	－	－	－	2
泌尿器・生殖器疾患	12	－	9	1	2
整形外科疾患	9	－	2	7	－
神経疾患	5	1	3	1	－
運動発達、精神発達に関するもの	7	3	4	－	－
その他	－	－	－	－	－
合 計	62	10	35	11	6
		62			

(3) 1 歳 6 か月児健康診査

健診内容（問診・計測・小児科診察・歯科診察・保健指導・栄養指導・歯科指導・発達相談）

ア 健診受診状況

区 分		開設回数	対象者数	受診者数	受診率	事後指導を必要とする者	再診者数	要発達相談者数
総 数	令和6年度	96	2,313	2,257	97.6%	181	12	709
	令和7年度	96	2,073	2,037	98.3%	214	22	576
中保健センター		24	584	580	99.3%	62	－	162
西保健センター		24	581	556	95.7%	60	9	162
南保健センター		24	428	421	98.4%	43	10	135
北保健センター		24	480	480	100.0%	49	3	117

* 健診の未受診者には電話や訪問などで状況を確認し、個別相談や指導を行っている。

イ 健診の結果、事後指導を必要とする者の内訳

区 分		医療機関管理中	要観察	要医療	要精密検査
総 数	令和6年度	110	29	2	40
	令和7年度	107	50	－	57
中保健センター		51	－	－	11
西保健センター		23	24	－	13
南保健センター		16	15	－	12
北保健センター		17	11	－	21

ウ 発達相談の受診結果

区 分		要相談者数	相談者数	事後指導を要する者（要発達相談者）			
				総数	要訪問(再掲)	児相・施設等 紹介(再掲)	医療機関 紹介(再掲)
総 数	令和6年度	709	702	617	29	19	－
	令和7年度	576	566	506	44	15	－
中保健センター		162	159	145	5	7	－
西保健センター		162	158	141	14	1	－
南保健センター		135	132	113	17	1	－
北保健センター		117	117	107	8	6	－

エ 精密検査者の所見及び結果の内訳（1歳6か月児）

	総数	要医療	要観察	異常なし	未受診
身体的発育異常	7	2	3	－	2
皮膚疾患	5	3	1	1	－
眼科疾患	3	－	1	－	2
耳鼻科的疾患	－	－	－	－	－
口腔疾患	－	－	－	－	－
循環器・呼吸器疾患	9	－	－	8	1
消化器疾患	4	3	－	1	－
泌尿器・生殖器疾患	14	5	6	2	1
整形外科疾患	5	1	4	－	－
神経疾患	7	3	3	1	－
運動発達、精神発達に関するもの	1	1	－	－	－
その他	2	1	－	1	－
合 計	57	19	18	14	6
		57			

(4) 3歳児健康診査

健診内容（問診・計測・小児科診察・目の検査・ティンパノ検査・耳鼻科診察・歯科診察・
保健指導・栄養指導・歯科指導・発達相談）

ア 健診受診状況

区 分		開設回数	対象者数	受診者数	受診率	事後指導を必要とする者	再診者数	要発達相談者数
総 数	令和6年度	60	2,423	2,353	97.1%	617	3	541
	令和7年度	60	2,255	2,228	98.8%	638	3	497
中保健センター		12	640	602	94.1%	121	－	141
西保健センター		24	602	622	103.3%	146	2	125
南保健センター		12	478	487	101.9%	208	1	109
北保健センター		12	535	517	96.6%	163	－	122

* 健診の未受診者には電話や訪問などで状況を確認し、個別相談や指導を行っている。

イ 健診の結果、事後指導を必要とする者の内訳

区 分		医療機関管理中	要観察	要医療	要精密検査
総数	令和6年度	113	238	－	266
	令和7年度	100	257	－	281
中保健センター		16	22	－	83
西保健センター		47	14	－	85
南保健センター		24	116	－	68
北保健センター		13	105	－	45

ウ 発達相談の受診結果

区 分		要相談者数	相談者数	事後指導を要する者（要発達相談者）			
				総数	要訪問(再掲)	児相・施設等 紹介(再掲)	医療機関 紹介(再掲)
総数	令和6年度	541	528	339	21	8	14
	令和7年度	497	485	328	20	12	9
中保健センター		141	140	95	4	4	2
西保健センター		125	122	83	6	1	4
南保健センター		109	105	74	3	2	1
北保健センター		122	118	76	7	5	2

エ 検尿結果について

区 分		採尿者数	受診者に対する率	糖 (±)以上	蛋 白 (±)以上	ウロビリ (+)以上	潜 血 (±)以上
総数	令和6年度	1,644	69.9%	6	349	113	300
	令和7年度	1,553	69.7%	4	328	68	311
中保健センター		421	69.9%	2	62	33	96
西保健センター		417	67.0%	1	28	1	63
南保健センター		337	69.2%	－	104	29	93
北保健センター		378	73.1%	1	134	5	59

オ 視覚検診の結果について

区 分		アンケート		家庭での視力検査			視覚に関する項目		SVS 検査				要精査
									被検査 者数	内訳			
		回収数	回収率	合格	要再検	不合格	所見なし	所見あり		所見 なし	所見 あり	測定 不可	
総 数	令和6年度	2,353	100%	1,566	663	124	1,896	457	2,353	2,158	176	19	199
	令和7年度	2,228	100%	1,443	628	157	1,769	459	2,228	2,003	207	18	208
中保健センター		602	100%	406	133	63	475	127	602	524	73	5	66
西保健センター		622	100%	363	237	22	481	141	622	555	60	7	68
南保健センター		487	100%	316	137	34	386	101	487	443	44	－	43
北保健センター		517	100%	358	121	38	427	90	517	481	30	6	31

視覚検診での要精査の所見の内訳
(精査券発行したもの)

	中	西	南	北	計
SVS 検査で所見があったもの	63	53	31	22	169
SVS 検査は所見なし・ 家庭での検査が不合格のもの	2	4	5	5	16
SVS 検査所見なし・ アンケート所見を有すもの	-	4	4	4	12
その他	1	7	3	-	11
計	66	68	43	31	208

精査結果の所見の内訳

	中	西	南	北	計
異常なし	5	11	8	6	30
弱視	10	16	3	8	37
眼位異常	-	6	1	3	10
屈折異常	26	18	20	6	70
その他（要観察含む）	19	12	6	4	41
未受診	6	5	5	4	20
計	66	68	43	31	208

カ 聴覚検診の結果について

区 分		耳鼻科診 察受診数	耳鼻科診察の結果				要精査 (再掲)
			難聴の疑い	滲出性中耳炎	他の疾患	異常なし	
総 数	令和6年度	1,727	2	170	745	810	-
	令和7年度	1,594	7	114	649	824	-
中保健センター		416	3	48	167	198	-
西保健センター		481	1	7	209	264	-
南保健センター		341	1	17	150	173	-
北保健センター		356	2	42	123	189	-

キ 精密検査者の所見及び結果の内訳（3歳）

	総数	要医療	要観察	異常なし	未受診
身体的発育異常	41	5	29	1	6
皮膚疾患	2	-	-	-	2
眼科疾患	208	89	69	30	20
耳鼻科的疾患	-	-	-	-	-
口腔疾患	-	-	-	-	-
循環器・呼吸器疾患	11	1	1	9	-
消化器疾患	1	-	1	-	-
泌尿器・生殖器疾患	11	2	8	1	-
整形外科疾患	3	-	1	1	1
神経疾患	-	-	-	-	-
運動発達、精神発達に関するもの	2	1	1	-	-
その他	2	-	1	-	1
合 計	281	98	111	42	30
		281			

2. 発達相談事業

ア 個別発達相談

1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査以外にも個別発達相談日を設け、乳幼児の精神発達に関する相談指導を行っている。

個別相談の結果、必要に応じて経過観察を継続し、状況に応じて関係機関を紹介している。

区 分		初診	再診	計	事後指導を要する者(要発達相談者)			
					総数	要訪問 (再掲)	児相・施設等 紹介(再掲)	医療機関 紹介(再掲)
総 数	令和6年度	190	2,198	2,388	2,028	177	293	254
	令和7年度	189	2,245	2,434	2,017	187	285	237
中保健センター		60	528	588	500	30	81	63
西保健センター		54	711	765	637	57	95	84
南保健センター		32	465	497	399	39	29	30
北保健センター		43	541	584	481	61	80	60

イ 親子教室

発達上のつまずきがあり、集団指導を必要とされた幼児及びその保護者に対して、親子遊びを通じて適切な関わり方を助言する。

スタッフ：発達相談員・保健師・保育士

区 分		開 催 回 数	参加者数(実数)	延 数
総 数	令和6年度	80	86	609
	令和7年度	80	82	676
中保健センター		20	19	199
西保健センター		20	28	169
南保健センター		20	12	164
北保健センター		20	23	144

ウ 5歳児相談事業

幼稚園・保育園等に通う年長児を対象とし、生活状況調査票（問診票）を基にこどもの行動観察を行い、必要に応じて個別の発達相談を実施する。

区 分	対象人数	生活状況調査票提出数	学校報告数	相談数
令和6年度	2,430	2,416	195	106
令和7年度	2,472	2,451	201	115

3. こども家庭センター母子保健部門

こども家庭センター母子保健部門（各保健センターに令和6年4月設置）にて妊娠届出書の受理、母子健康手帳を交付する。

妊娠届出書受理時に母子健康手帳を交付し、助産師等がすべての妊婦等と面談を行い、妊娠・出産にかかる不安や心配等の解消を図るとともに、支援が必要な方の把握と保健指導等を実施する。

ア 母子健康手帳交付（妊娠届出）状況

（届出時週数別交付数）

区 分	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	出生後	再交付
令和6年度	2,004	1,946	46	9	2	1	52
令和7年度	2,023	1,971	41	6	4	1	54

イ 相談件数

区 分	電話	来所	計
令和6年度	510	2,444	2,954
令和7年度	508	2,121	2,629

4. 妊婦教室（マタニティサークル）

妊娠・出産情報の氾濫により妊婦及び家族にとって出産に対する様々な選択肢や不安が生じてきている。そのなかで、妊婦等に対し妊娠・出産の不安を軽減し、よりよいマタニティライフを過ごせるよう指導を行っている。対象者は初産・経産を問わない。またその家族も含む。

区 分	開催回数	参加人員	参加人員（延べ）
令和6年度	24	207	207
令和7年度	24	234	234
中保健センター	6	70	70
西保健センター	6	74	74
南保健センター	6	46	46
北保健センター	6	44	44

5. 両親教室

男女共生の考えを基本とし、妊産婦とその家族及び子育て中の方を対象に沐浴体験等を実施し、子育てを分かち合う必要性を感じてもらえるよう指導・相談を実施している。

区 分	開催回数	受講人員
令和6年度	6	336
令和7年度	6	354

6. 育児支援事業

ア 0歳児交流会、地域からの依頼による訪問

子育てに携わる者同士が出会う場を設け、交流をはかることにより、子育てが孤立することなく地域で仲間づくりができることを目的として実施する。また、地域で活動しているサークル等から依頼があれば、出向いて教育や相談に応じる。

内 容：交流会・手遊び・絵本の読み聞かせなどの遊び・育児相談等

スタッフ：保健師・保育士 テーマに応じ、栄養士・歯科衛生士が出務している。

区 分		実施回数	実組数	延組数
総 数	令和6年度	48	333	371
	令和7年度	57	451	522
中保健センター		27	218	235
西保健センター		13	118	146
南保健センター		10	54	73
北保健センター		7	61	68

イ 多胎児交流会（さくらんぼ広場）

多胎児及びその保育者に交流の場や様々な情報を提供することにより、多胎児の育児不安を軽減し友達づくりの輪を広げていくことをめざすものである。

区 分		実施回数	実組数	人員（延べ）
総 数	令和6年度	3	12	41
	令和7年度	4	17	52
中保健センター		1	7	18
西保健センター		1	2	8
南保健センター		1	4	14
北保健センター		1	4	12

7. 子育てサポート連絡会（西保健センター）

主任児童委員と地域の育児課題や支援の必要性について情報交換を行い、支援体制を充実させ、こどもが健やかに育つ環境の整備を目指す。

区 分	開催回数	参加人員
令和6年度	1	12
令和7年度	1	13

8. 思春期健康相談

思春期を対象とした健康相談を行い、正しい性知識の啓発活動や、自らの健康管理について考えるきっかけ作りを行っている。

9. 健全母性育成事業（思春期電話相談）

思春期は人間の一生の間で心身面における発達の変化の大きい時期であり、この時期での問題及び対応が将来の結婚生活や健康に重大な影響を与える。そこで思春期の男女、又はその保護者等に思春期特有の性に関する不安及び悩みに対し、個々のケースに応じた適切な指導を行う。

区 分		相 談 件 数	初回相談件数	延相談件数	面接（再掲）
総数	令和6年度	2	2	2	-
	令和7年度	4	4	4	-
中保健センター		-	-	-	-
西保健センター		-	-	-	-
南保健センター		3	3	3	-
北保健センター		1	1	1	-

10. 新生児訪問指導事業

区 分	指 導 実 人 員			指 導 延 件 数		
	計	新 生 児	低体重児 (未熟児含む)	計	新 生 児	低体重児 (未熟児含む)
令和6年度	794	710	84	816	726	90
令和7年度	695	631	64	724	645	79

11. こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児や産後の生活などの相談を受け、子育てに関する情報提供等を行う。

区 分	総 数
令和6年度	1,776
令和7年度	1,670

12. 未熟児養育医療給付事業

母子保健法第20条の規定に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、必要な医療を給付している。

体重別の新規給付決定実人数

区 分	総 数	1,000g 以 下	1,001～ 1,500g	1,501～ 2,000g	2,001～ 2,500g	2,501g 以 上
令和6年度	79	6	14	21	21	17
令和7年度	86	3	15	24	21	23

13. 妊産婦健康診査等事業

ア 妊産婦健康診査

平成29年12月から産婦健康診査を追加し、公費負担回数を15回に拡大。妊産婦に対し、感染症検査、超音波検査を含め合計25枚の受診票を配付している。

区 分	対象人数	初回健診受診者数	受診率
令和6年度	2,004	1,962	97.9%
令和7年度	2,023	1,945	96.1%

イ 新生児聴覚検査

おおむね出生後 3 日以内の新生児に対して実施される聴覚検査（初回分）費用の一部を公費負担する。

区 分	受検者数
令和 7 年度	1, 727

ウ 1 か月児健康診査

おおむね出生後 27 日を超え生後 6 週に達しない乳児に対して実施される 1 か月児健康診査費用の一部を公費負担する。

区 分	受診者数
令和 7 年度	1, 772

1 4. B型肝炎対策事業

区 分	H B s 抗原検査		
	対象妊婦	陽性者数	率
令和 6 年度	1, 962	3	0. 15%
令和 7 年度	1, 945	1	0. 05%

1 5. 不妊治療対策事業

区 分	一般不妊治療等	生殖補助医療先進医療	先進不育症検査
令和 6 年度	257	79	－
令和 7 年度	274	144	1

※一般不妊治療等・・・体外受精及び顕微授精以外の不妊治療及び不育症治療に係る医療費の一部を助成

※生殖補助医療先進医療・・・保険適用の生殖補助医療と併用して実施される先進医療費の一部を助成

※先進不育症検査・・・流死産の既往のある者に対して行われる先進不育症検査に要する医療費の一部を助成

1 6. 不妊相談件数

区 分	電話	面接	医師面接（再掲）	メール相談	計
令和 6 年度	215	4	4	6	225
令和 7 年度	260	2	2	11	273

17. 産後ケア・育児不安のある産婦へのサポート

ア 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）

産後ケアを必要とする者に対して、医療機関等における宿泊若しくは通所又は訪問により、心身のケアや育児サポート等、きめ細かな支援を実施する。

宿泊型（委託医療機関 6 か所 助産所 6 か所）

区 分	利用人数（実）	利用日数（延）
令和 6 年度	68	138
令和 7 年度	116	270

デイサービス型（委託医療機関 2 か所 助産所 9 か所）

区 分	利用人数（実）	利用日数（延）
令和 6 年度	79	154
令和 7 年度	102	175

アウトリーチ型（助産所 18 か所 訪問看護ステーション 1 か所）

区 分	利用人数（実）	利用日数（延）
令和 7 年度	45	84

イ 産後サポート事業

産婦健康診査又は 1 か月児健康診査の結果等により支援が必要と認められた産婦等に対し、保健師、助産師が訪問し、心身のケアや育児のサポート等、きめ細かな支援を実施する。

区 分	訪問者数
令和 6 年度	191
令和 7 年度	170

18. 妊婦支援給付金等事業（令和 7 年 3 月まで出産・子育て応援給付金等事業）

安心して出産・子育てができる環境整備につなげることを目的として、妊婦に対して妊婦支援給付金を支給する。

出産・子育て応援給付金等支給件数（旧制度）

区 分	出産応援給付金	子育て応援給付金	計
令和 6 年度	2, 219	1, 967	4, 186

妊婦支援給付金等支給件数

区 分	妊婦支援給付金 （1 回目）	妊婦支援給付金 （2 回目）	子育て応援給付金 （旧制度）	計
令和 7 年度	2, 105	1, 766	281	4, 152

第2節 栄養改善・健康づくり

栄養改善・健康づくりについては、市民から特にニーズの高い妊産婦・乳幼児に対する栄養指導・栄養相談を重点に行うとともに、高血圧や糖尿病などの生活習慣病予備群に対する正しい食生活の指導を実施している。また、集団給食施設に対しては、栄養管理や給食運営を中心に、医療監視や栄養管理報告書の確認により指導を行っている。

1. 栄養改善に関する講習会実施状況

区 分		栄 養 教 室		食生活改善推進員養成講座		健 康 教 育		妊産婦教室		離 乳 食		食生活改善推進員	
		実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員	実施回数	受講人員
総 数	令和6年度	11	65	7	54	15	411	24	205	16	193	6	52
	令和7年度	11	43	7	80	17	274	24	234	16	195	4	38
中保健センター		3	19	7	80	4	67	6	70	4	57	-	-
西保健センター		2	3	-	-	2	29	6	74	4	49	-	-
南保健センター		3	11	-	-	6	85	6	46	4	46	-	-
北保健センター		3	10	-	-	3	58	6	44	4	43	-	-
健康づくり班		-	-	-	-	2	35	-	-	-	-	4	38

2. 給食施設の栄養指導実施状況

区 分	総 数	病 院	事業所	児童福祉施設	寄 宿 舎	社会福祉施設	その他の施設
令和6年度	243	37	4	59	3	49	91
令和7年度	237	35	4	56	3	49	90

3. 栄養指導実施状況

ア 集団指導

区 分		総 数	乳幼児指導	妊産婦指導	その他の指導
総 数	令和6年度	1,872	1,229	205	438
	令和7年度	1,732	1,040	239	453
中保健センター		293	57	73	163
西保健センター		155	49	74	32
南保健センター		188	49	48	91
北保健センター		155	43	44	68
健康づくり班		941	842	-	99

イ 個別指導

区 分		総 数	乳幼児指導	妊産婦指導	その他の指導
総 数	令和 6 年度	1, 500	1, 282	19	199
	令和 7 年度	1, 185	1, 104	3	78
中保健センター		341	326	－	15
西保健センター		228	224	－	4
南保健センター		239	237	－	2
北保健センター		329	317	3	9
健康づくり班		48	－	－	48

第3節 歯 科 保 健

生涯を通じた歯科保健対策を効率的・効果的に推進し、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、それぞれのライフステージにあった歯科保健指導を実施する。乳幼児期のむし歯予防から成人期における歯周疾患予防対策、また、口腔機能向上を目的とする高齢者に対しては、健康教育や個別指導を行っており、地域における一貫した歯科保健を推進する。

1. 妊婦歯科健康診査

区 分	受診者数
令和6年度	380
令和7年度	400

2. 妊婦教室（マタニティサークル）歯科保健指導

区 分		開催回数	受講人員
総 数	令和6年度	24	207
	令和7年度	24	234
中保健センター		6	70
西保健センター		6	74
南保健センター		6	46
北保健センター		6	44

3. 4 か月児・10 か月児健康診査

個別で歯科保健指導を実施

区 分		4 か 月 児		10 か 月 児	
		開催回数	指導実施人員	開催回数	指導実施人員
総 数	令和6年度	72	33	72	335
	令和7年度	72	40	72	308
中保健センター		24	19	24	141
西保健センター		24	6	24	59
南保健センター		12	8	12	54
北保健センター		12	7	12	54

4. 1 歳 6 か月児歯科健康診査

区 分		対 象 者 数	受 診 者 数	むし歯のない者			むし歯のある者				む し 患 歯 率	む し と り 歯 平 均 数	む し の 総 歯 数	軟 組 織 異 常 者	咬 合 異 常 者	そ の 他 異 常 者
				計	O ₁	O ₂	計	A	B	C						
総 数	令和6年度	2,313	2,257	2,245	751	1,494	12	10	1	1	0.5%	0.01	30	87	136	2
	令和7年度	2,073	2,037	2,029	703	1,326	8	8	-	-	0.4%	0.01	20	155	123	-
中保健センター		584	580	578	199	379	2	2	-	-	0.3%	0.01	4	16	28	-
西保健センター		581	556	555	182	373	1	1	-	-	0.2%	0.01	4	71	44	-
南保健センター		428	421	418	148	270	3	3	-	-	0.7%	0.02	7	39	29	-
北保健センター		480	480	478	174	304	2	2	-	-	0.4%	0.01	5	29	22	-

5. 2歳6か月児歯科健康診査

区 分		対象 者数	受診 者数	むし歯の ない 者	むし歯のある者					むし歯 り患率	ひとり 平均む し歯数	むし歯 の総数
					計	A	B	C ₁	C ₂			
総 数	令和6年度	2,269	1,788	1,732	56	48	8	-	-	3.1%	0.09	153
	令和7年度	2,251	1,767	1,690	77	67	9	-	1	4.4%	0.11	199
中保健センター		629	477	465	12	9	2	-	1	2.5%	0.09	45
西保健センター		609	485	454	31	25	6	-	-	6.4%	0.19	92
南保健センター		468	376	363	13	13	-	-	-	3.5%	0.08	30
北保健センター		545	429	408	21	20	1	-	-	4.9%	0.07	32

未処 置歯	処置歯	咬合異常のある者				軟組織 異常の ある者	その他 異常の ある者	フッ素 塗布者数
		計	反対咬合	開 咬	その他			
151	2	186	82	22	82	75	-	-
197	2	244	96	19	129	75	-	1,150
45	-	63	23	5	35	20	-	312
92	-	93	39	7	47	44	-	297
30	-	33	12	3	18	10	-	254
30	2	55	22	4	29	1	-	287

6. 3歳児歯科健康診査

区 分		対象 者数	受診 者数	むし歯の ない 者	むし歯のある者					むし歯 り患率	ひとり 平均む し歯数	むし歯 の総数
					計	A	B	C ₁	C ₂			
総 数	令和6年度	2,423	2,353	2,123	230	171	52	3	4	10.8%	0.31	734
	令和7年度	2,255	2,228	2,015	213	153	49	3	8	9.6%	0.30	679
中保健センター		640	602	569	33	21	9	1	2	5.5%	0.18	108
西保健センター		602	622	547	75	54	18	-	3	12.1%	0.46	286
南保健センター		478	487	429	58	43	12	1	2	11.9%	0.29	142
北保健センター		535	517	470	47	35	10	1	1	9.1%	0.28	143

未処 置歯	処置歯	咬合異常のある者				軟組織 異常の ある者	その他 異常の ある者
		計	反対咬合	開 咬	その他		
689	45	266	110	55	101	53	4
636	43	311	115	69	127	41	-
96	12	65	26	15	24	4	-
272	14	106	38	14	54	22	-
133	9	60	24	22	14	10	-
135	8	80	27	18	35	5	-

7. 歯科健康教育

区 分			計	乳幼児	園 児	成 人	高齢者	その他
令和6年度	所内	開催回数	3	-	-	3	-	-
		受講人員	42	-	-	42	-	-
	所外	開催回数	64	9	47	1	6	1
		受講人員	3,022	68	2,763	19	157	15
令和7年度	所内	開催回数	7	-	-	6	1	-
		受講人員	57	-	-	56	1	-
	所外	開催回数	70	8	50	5	7	-
		受講人員	3,109	69	2,865	21	154	-

8. 歯科健康相談

区 分		相談件数
総数	令和6年度	163
	令和7年度	112

9. 歯科訪問指導

区 分		実 人 員	延 人 員
総数	令和6年度	-	-
	令和7年度	-	-

10. 街角歯科健診

内容（歯科健診、唾液検査、フッ素塗布等）

区 分	延 人 員
令和6年度	444
令和7年度	466

11. いい歯いきいきフェア

内容（口腔機能の体験学習、食育セミナー等）

区 分	延 人 員
令和7年度	143

第4節 成 人 保 健

健康増進法に基づき、40 歳以上（子宮頸がん検診は 20 歳以上偶数年齢の女性、乳がん検診は 40 歳以上偶数年齢の女性、胃がん検診は 50 歳以上の偶数年齢）を対象に疾病の予防・治療等の保健事業を総合的に実施している。また、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等の事業を一本化し、成人保健対策事業として総合的に事業を実施している。

1. 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、40 歳以上 64 歳以下の者を対象に、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等による日常生活上の心得、食生活の在り方等について指導及び教育を実施している。

区 分		総 数	集 団					個 別 禁 煙
			一 般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	
令和 6 年度	実施回数	14	7	－	2	－	5	－
	参加人数	112	69	－	5	－	38	－
令和 7 年度	実施回数	20	9	4	1	－	6	－
	参加人数	142	71	26	1	－	44	－
中 保 健 センター	実施回数	8	8	－	－	－	－	－
	参加人数	50	50	－	－	－	－	－
西 保 健 センター	実施回数	6	1	4	1	－	－	－
	参加人数	48	21	26	1	－	－	－
南 保 健 センター	実施回数	2	－	－	－	－	2	－
	参加人数	29	－	－	－	－	29	－
北 保 健 センター	実施回数	4	－	－	－	－	4	－
	参加人数	15	－	－	－	－	15	－

2. 健康相談

40 歳以上 64 歳以下の者を対象に、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等が、心身の健康に関する相談を個別に応じて指導及び助言を行っている。

区 分		総 数	総 合 健康相談	重点 合計	重 点 健 康 相 談						
					高血圧	脂質異常症	糖尿病	歯周疾患	骨粗鬆症	女性の健康	病態別
令和 6 年度	実施回数	68	53	15	5	－	1	－	9	－	－
	参加人数	222	111	111	45	－	40	－	26	－	－
令和 7 年度	実施回数	60	47	13	6	－	－	－	7	－	－
	参加人数	233	135	98	65	－	－	－	33	－	－
中 保 健 センター	実施回数	17	9	8	4	－	－	－	4	－	－
	参加人数	78	15	63	36	－	－	－	27	－	－
西 保 健 センター	実施回数	23	22	1	－	－	－	－	1	－	－
	参加人数	99	98	1	－	－	－	－	1	－	－
南 保 健 センター	実施回数	2	－	2	2	－	－	－	－	－	－
	参加人数	29	－	29	29	－	－	－	－	－	－
北 保 健 センター	実施回数	18	16	2	－	－	－	－	2	－	－
	参加人数	27	22	5	－	－	－	－	5	－	－

3. 健康診査

がん、脳卒中、心臓病など生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を図るため疾患の疑いのある者又は、危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、単に医療を要する者の発見だけでなく、健康診査の結果、必要な者に対し栄養や運動に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行うことによって、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図るために、がん検診（胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・大腸がん検診）、歯周病検診等を実施している。

(1) がん検診

40 歳以上の者（子宮頸がん検診は 20 歳以上偶数年齢の女性、乳がん検診は 40 歳以上偶数年齢の女性、胃がんは 50 歳以上の偶数年齢）を対象として行う。各種がん検診を市医師会等に委託し、医療機関による個別検診を実施する他、胃がん、肺がん、大腸がん及び乳がん検診は集団検診も実施している。

ア 胃がん検診

胃がんは、日本人のがんによる死亡数が男性第 3 位、女性第 5 位である。早期発見により、胃がんによる死亡を減少させることを目的に 50 歳以上の偶数年齢を対象に実施している。

区 分	対象者		受 診 者		要精検者		精密検査結果					がん 発見率 (%)	
			人員	率(%)	人員	率(%)	異常 なし	胃がん (早期)	胃がん (進行)	胃がん 以外	胃がん 疑い		
令和 6 年度	50～69 歳	95, 475	個別	2, 037	4. 0	274	13. 5	50	6	1	203	1	0. 34
			集団	297		2	0. 7	－	－	－	2	－	－
	50 歳以上	185, 001	個別	3, 237	3. 4	473	14. 6	88	12	1	353	1	0. 40
			集団	443		2	0. 5	－	－	－	2	－	－
(精密検査結果) 暫定値	50～69 歳	96, 417	個別	1, 962	4. 6	257	13. 1	44	2	－	119	1	0. 10
			集団	272		2	0. 7	－	－	－	2	－	－
	50 歳以上	185, 417	個別	3, 369	3. 9	494	14. 7	75	4	3	230	3	0. 21
			集団	411		8	1. 9	3	－	－	4	－	－

イ 肺がん検診

肺がんは、日本人のがんによる死亡数が男性第1位、女性第2位である。早期発見により、肺がんによる死亡を減少させることを目的に実施している。令和3年度から、集団検診の自己負担額を無料にした。

区 分	対象者		受 診 者			要精検者		精密検査結果					がん 発見率 (%)
			人 員		率(%)	人 員	率(%)	異常 なし	肺がん (早期)	肺がん (進行・ 不明)	肺がん 以外	肺がん 疑い	
令和 6 年度	40～69 歳	140, 193	個別	4, 145	3. 9	76	1. 8	29	－	－	23	2	－
			集団	1, 389		14	1. 0	8	－	－	5	－	－
	40 歳以上	229, 719	個別	9, 743	5. 0	274	2. 8	100	3	3	108	7	0. 06
			集団	1, 685		16	0. 9	8	－	－	7	－	－
(精密検査結果) 暫定値	40～69 歳	139, 540	個別	4, 029	3. 9	97	2. 4	22	1	1	19	5	0. 05
			集団	1, 429		12	0. 8	7	－	1	3	－	0. 07
	40 歳以上	228, 540	個別	9, 839	5. 1	261	2. 7	62	3	5	54	13	0. 08
			集団	1, 780		18	1. 0	8	－	2	7	－	0. 11

※肺がん（早期）：病期がⅠ期までを計上

ウ 大腸がん検診

大腸がんは、日本人のがんによる死亡数が男性第2位、女性第1位である。早期発見により、大腸がんによる死亡を減少させることを目的に実施している。令和4年度から、集団検診の自己負担額を無料にした。

区 分	対象者		受 診 者		要精検者		精密検査結果						がん 発見率 (%)
			人員	率(%)	人員	率(%)	異常 なし	大腸 がん (早期)	大腸 がん (進行・ 不明)	大腸 がん 以外	大腸 がん 疑い		
令和 6 年度	40～69 歳	140, 193	個別	3, 619	3. 9	207	5. 7	43	4	1	93	－	0. 14
			集団	1, 791		114	6. 4	36	1	2	46	－	0. 17
	40 歳以上	229, 719	個別	7, 335	4. 2	544	7. 4	95	13	7	282	1	0. 27
			集団	2, 362		169	7. 2	43	1	2	85	－	0. 13
令和 7 年度 (精密検査結果) 暫定値	40～69 歳	139, 540	個別	3, 428	3. 7	231	6. 7	35	4	2	83	1	0. 18
			集団	1, 788		127	7. 1	34	2	2	65	－	0. 22
	40 歳以上	228, 540	個別	7, 218	4. 2	634	8. 8	85	13	9	262	3	0. 30
			集団	2, 366		183	7. 7	42	3	2	102	－	0. 21

エ 子宮頸がん検診

子宮頸がんは、日本人女性の罹患数が第5位である。早期発見により、子宮頸がんによる死亡を減少させることを目的に20歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施している。

区 分	対象者		受 診 者		要精検者		精密検査結果					がん 発見率 (%)
			人員	率(%)	人員	率(%)	異常 なし	子宮頸 がん (早期)	子宮頸 がん (進行・ 不明)	子宮頸 がん 以外	子宮頸 がん 疑い	
令和6年度	20～69歳	106,250	10,055	17.4	194	1.9	24	19	5	71	60	0.24
	20歳以上	159,527	10,937	12.7	204	1.9	28	19	6	74	62	0.23
令和7年度	20～69歳	105,048	8,594	17.1	154	1.8	16	9	－	31	34	0.10
(精密検査結果) 暫定値	20歳以上	158,113	9,379	12.4	163	1.7	18	9	－	31	34	0.10

※受診者数：妊婦健康診査受診者を含む

※子宮頸がん（早期）：病期がIA期まで（AIS, CIN3を含む）を計上

オ 乳がん検診

乳がんは、日本人女性の罹患数が第1位であり、死亡数は第4位である。早期発見により、乳がんによる死亡を減少させることを目的に実施している。

区 分	対象者		受 診 者		要精検者		精密検査結果					がん 発見率 (%)	
			人員	率(%)	人員	率(%)	異常 なし	乳がん (早期)	乳がん (進行)	乳がん 以外	乳がん 疑い		
令和 6 年度	40～69 歳	72, 200	個別	4, 899	14. 0	256	5. 2	130	13	9	83	3	0. 45
			集団	625		58	9. 3	34	3	－	17	1	0. 48
	40 歳以上	125, 477	個別	5, 910	9. 8	305	5. 2	153	22	10	95	3	0. 54
			集団	758		69	9. 1	39	4	1	20	1	0. 66
令和 7 年度 (精密検査結果) 暫定値	40～69 歳	71, 741	個別	4, 146	13. 7	212	5. 1	109	8	3	68	1	0. 27
			集団	616		57	9. 3	39	2	－	13	－	0. 32
	40 歳以上	124, 806	個別	5, 093	9. 6	244	4. 8	122	11	4	77	2	0. 29
			集団	781		68	8. 7	46	3	1	15	－	0. 51

※乳がん（早期）：病期がI期までを計上

(2) がん検診推進事業

がん検診に対する支援として、一定の年齢に達した者に対し、子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券を交付するとともに、がん検診手帳を配布し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及に努めた。

ア 子宮頸がん検診

	20 歳
対象者 (人)	1, 539
受診者 (人)	115
受診率 (%)	7. 5

イ 乳がん検診

	40 歳
対象者 (人)	2, 001
受診者 (人)	334
受診率 (%)	16. 7

(3) アピアランスケア支援事業

がん患者やがん経験者の治療に伴う心理的・経済的負担を軽減し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、医療用補整具購入費用の一部を助成した。

医療用補整具 申請件数	ウィッグ	乳房補整下着	人工乳房・乳頭
令和 6 年度	129	23	3
令和 7 年度	115	21	2

(4) 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、特定健康診査の対象者でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けていない者を対象に C 型肝炎ウイルス検査及び H B s 抗原検査を実施している。

区 分	受 診 者	検 査 結 果						
		C 型					B 型	
		判定①	判定②	判定③	判定④	判定⑤	陽性	陰性
令和 6 年度	148	-	-	-	145	3	1	147
令和 7 年度	156	-	-	1	151	4	0	156

※判定①②：現在、C型肝炎ウイルス（H C V）に感染している可能性が高い。

肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、40 歳の方に無料受診券を交付している。

令和 7 年度	40 歳	検査結果						
対象者 (人)	3, 993	C 型					B 型	
受診者 (人)	375	判定①	判定②	判定③	判定④	判定⑤	陽性	陰性
受診率 (%)	9. 4	-	-	1	360	14	0	375

(5) 歯周病検診（満 20 歳、30 歳、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳が対象）

歯の喪失の主要な原因疾患である歯周病を検査し、検査結果に基づいた適切な保健指導等を行い、高齢期においても健康の維持、歯の喪失を予防するため実施している。

（令和 6 年度から 20 歳、30 歳が対象に追加）

区 分	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
令和 6 年度	24, 843	1, 506	6. 1
令和 7 年度	24, 203	2, 599	10. 7

4. 訪問指導

40 歳以上 64 歳以下の市民で、心身の状況・置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要な方がおられる家庭へ、保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士等が訪問し、介護方法、機能訓練方法、歯科保健指導や栄養指導を行っている。

区 分	訪問者数
令和 6 年度	該当者なし
令和 7 年度	該当者なし

5. 骨密度及び骨強度測定実施状況

骨粗鬆症になると骨がもろくなり転倒や打撲により骨折しやすくなる。骨折は寝たきりの原因の一つでもあるため、骨粗鬆症を予防することは重要である。

そこで、現在の骨量・骨強度を知り日々の生活を見なおす機会とし、食事や運動などの生活環境を整える指針とするため、測定を実施している。

区 分		実 施 回 数	測 定 者 数
総 数	令和 6 年度	18	516
	令和 7 年度	20	509
中保健センター		4	27
西保健センター		7	142
南保健センター		4	66
北保健センター		2	5
健康づくり班		3	269

第5節 介護予防事業

著しい高齢化社会において、介護保険法に基づく一般介護予防事業として、要介護状態や要支援状態となることの予防を行い、個々の健康及び活動性の維持・向上を高めるため健康教育・健康相談を実施している。

1. 健康教育

医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等により、介護予防に関する意識啓発と知識の普及を図りながら、運動等身体活動、調理実習等食生活の在り方、ブラッシング指導など口腔ケア等実践を通じた介護予防教室を実施している。

区 分	開催回数	参加人数
令和6年度	23	490
令和7年度	24	484
中保健センター	10	130
西保健センター	8	231
南保健センター	2	37
北保健センター	4	86

2. 健康相談

心身の健康に関し、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等により、個別の相談に応じて指導及び助言を行っている。

区 分	開催回数	参加人数
令和6年度	106	714
令和7年度	102	827
中保健センター	35	268
西保健センター	30	319
南保健センター	5	40
北保健センター	32	200

第6節 その他対人保健事業

1. 巡回保健相談指導事業実施状況

乳幼児から成人・老人に至るまでの市民の健康を保持するため、保健センターにおいて巡回保健相談指導を行い疾病の予防、早期発見に努めている。

区 分	実施回数	計	成 人	乳 幼 児	妊 産 婦	そ の 他
令和6年度	148	985	596	204	97	88
令和7年度	149	1,148	770	226	78	74
中保健センター	60	543	281	141	63	58
西保健センター	42	375	335	31	9	0
南保健センター	18	47	3	24	4	16
北保健センター	29	183	151	30	2	0

2. 熱中症予防ひとやすみ所（クーリングシェルター）の設置

令和6年4月に熱中症対策の一層の強化として気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が施行され、指定暑熱避難施設の指定等が措置されたことに伴い、支所・連絡所、コミュニティーセンターなど従来設置の「熱中症予防ひとやすみ所」に加え、応募のあった民間施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」とした。

区 分	公共施設数（利用者数）	民間施設数	利用者数のうち 救急搬送者数
令和6年度	68 (183)	3	-
令和7年度	69 (234)	29	1

3. 望まない受動喫煙の防止への取組

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年7月25日公布）が、令和2年4月1日に全面施行され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの人が利用する施設において原則屋内禁煙となった。受動喫煙による年間死亡数推計値が全国で約15,000人といわれており、望まない受動喫煙が生じないように対策が必要である。

受動喫煙相談件数（喫煙可能店届け出申請受理含む）

区 分	合 計	電 話	窓 口	その他
令和6年度	10	7	-	3
令和7年度	28	9	16	3

市民からの情報提供数

区 分	合 計	喫煙禁止場所 での喫煙	喫煙禁止場所 における喫煙器具設置	紛らわしい 標識の掲示	20歳未満の者を喫煙 室に立ち入らせる
令和6年度	4	4	-	-	-
令和7年度	4	1	-	-	3

4. 健康づくりイベント

市民が主体的に健康づくり活動に取り組むための動機付けを行い、市民の健康づくりに対する意識改革と健康増進を図る。令和 6 年度は女性の健康週間にイベント「みんなで骨活」を開催し、骨密度測定を実施した。(再掲：P73 6. 骨密度及び骨強度測定実施状況に掲載)

区 分	開催回数	参加人数
令和 6 年度	1	182
令和 7 年度	2	182

第 7 節 健康わかやま 2 1 推進事業

すこやかで心豊かに暮らせる持続可能な社会の実現を目指して、令和 6 年度から令和 17 年度までの 12 か年計画「健康わかやま 2 1 (第 3 次)」を推進し、市民、関係機関・団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で健康づくりに取り組んでいる。健康わかやま 2 1 推進協議会において、関係機関の取り組みの意見交換や方向性を協議し、本市が抱える健康課題の改善・解決に向けての各々の取組を強化している。

令和 7 年度は、協議会において取組の進捗状況の確認及び、施策についての方向性の確認を行った。

第8節 地区保健師活動

人口の高齢化、疾病構造の変化、食生活の変化等により住民の生活様式は大きく変化し、保健需要が増大している。

これらの住民のニーズに対応するために、公衆衛生看護の果たす役割は以前にまして高度なものが要求されている。

保健センターの保健師は、地区を担当し、その地区で生活している人々を対象に生活の中の健康問題に対して、総合的・継続的に働きかけ、人々の自助と自立のために援助を行い、地域住民の健康のレベルアップをはかることを目的として活動している。

主な活動内容

- (1) 訪問 … 本人、ならびに家族の社会生活を円滑にできることを目的とし、生活の場に出向き、対象に応じた保健指導を行っている。(妊産婦・乳幼児・未熟児・高齢者・難病・生活習慣病・精神障害者・心身障害者等)
- (2) 健康相談・保健指導 … 健康を保持増進することを目的とし、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言と指導を行っている。(乳幼児及び成人健康相談・巡回健康相談・発達相談・来所及び電話相談等)
- (3) 集団健康教育・グループ支援 … 疾病の予防と健康増進に関する正しい知識の普及を図ることを目的とし、広く市民を対象として、集団健康教育を行っている。(妊婦教室・親子教室・育児支援事業・健康増進・介護予防教室等)
- (4) 健康診査 … 対象児に対し健康診査を実施することで、疾病を早期発見し必要な医療、療育につなげる。また、育児、栄養、歯科等の総合的な指導を行っている。
(4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児及び3歳児健診)
- (5) 地区組織活動 … 地域住民が主体性をもって健康づくりに取り組むことが出来るよう、自主グループや地区組織の健康づくり活動の支援に努めている。(地域の子育てサークルや婦人会・老人会等への健康教育・健康相談・保健指導)
- (6) 地区診断 … 担当する地区の健康課題の把握のために情報収集や分析、管理等を行っている。
- (7) コーディネート … 個々のケースについて、関係機関と連携を図り、関係職種が集まって処遇についての検討会議を行う等、ケースにとってのより良い援助につなげている。

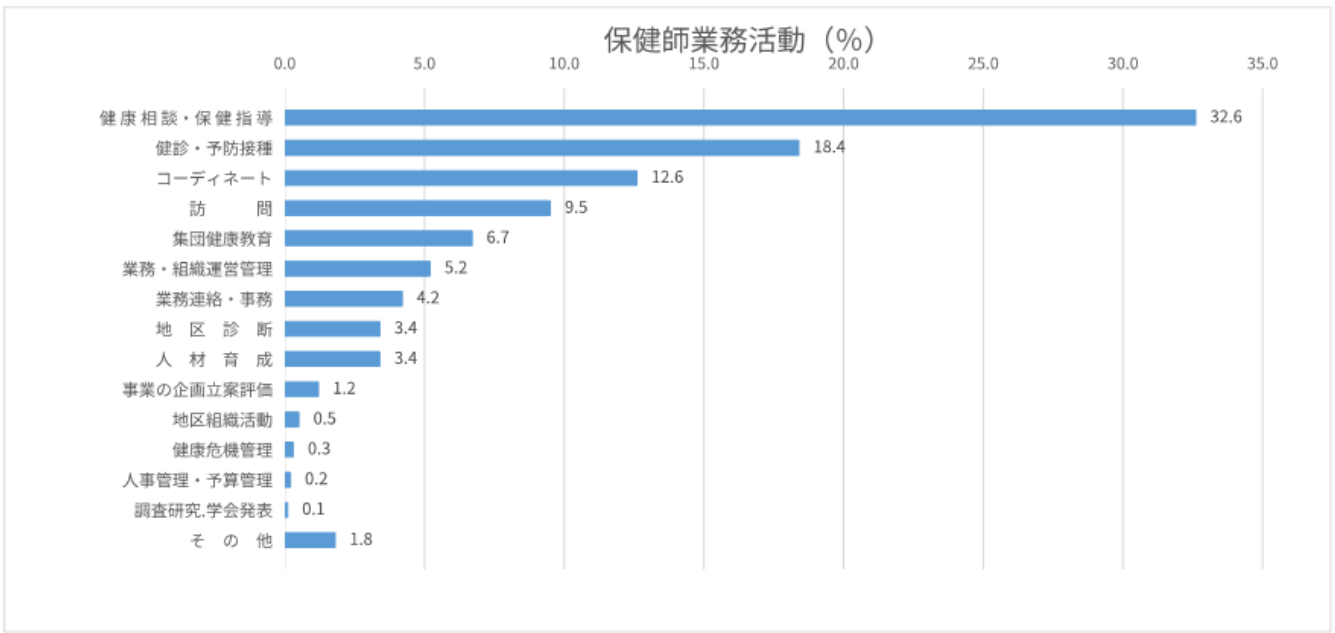
1. 保健師業務活動（実働保健師 21 人（中 6 人 西 6 人 南 4 人 北 5 人））

区分	種別	総数	直接対人支援				地域・組織支援			施策管理・業務及び組織マネジメント				人材育成	健康危機管理	業務連絡・事務	その他の
			訪問	健康相談・保健指導	集団健康教育・グループ支援	健康診査・予防接種	地区組織活動	地区診断	コーディネート	事業・企画立案・評価	業務組織運営管理	人事管理・予算管理・議会対応	調査研究・学会発表				
総数	時間数	36,724	3,483	11,974	2,457	6,754	170	1,246	4,610	436	1,910	75	29	1,266	99	1,559	656
	%	100.0	9.5	32.6	6.7	18.4	0.5	3.4	12.6	1.2	5.2	0.2	0.1	3.4	0.3	4.2	1.8
中保健センター	時間数	11,006	988	4,258	909	2,262	24	297	861	39	601	10	1	430	54	25	247
	%	100	9.0	38.7	8.3	20.6	0.2	2.7	7.8	0.4	5.5	0.1	0.0	3.9	0.5	0.2	2.2
西保健センター	時間数	11,264	1103	3718	707	1,952	92	581	1,459	299	410	61	7	481	14	91	289
	%	100	9.8	33.0	6.3	17.3	0.8	5.2	13.0	2.7	3.6	0.5	0.1	4.3	0.1	0.8	2.6
南保健センター	時間数	6,441	786	1,776	361	1,375	15	227	1,417	57	103	1	9	144	25	83	62
	%	100	12.2	27.6	5.6	21.3	0.2	3.5	22.0	0.9	1.6	0.0	0.1	2.2	0.4	1.3	1.0
北保健センター	時間数	8,013	606	2,222	480	1,165	39	141	873	41	796	3	12	211	6	1,360	58
	%	100	7.6	27.7	6.0	14.5	0.5	1.8	10.9	0.5	9.9	0.0	0.1	2.6	0.1	17.0	0.7

保健師業務活動の割合（％）

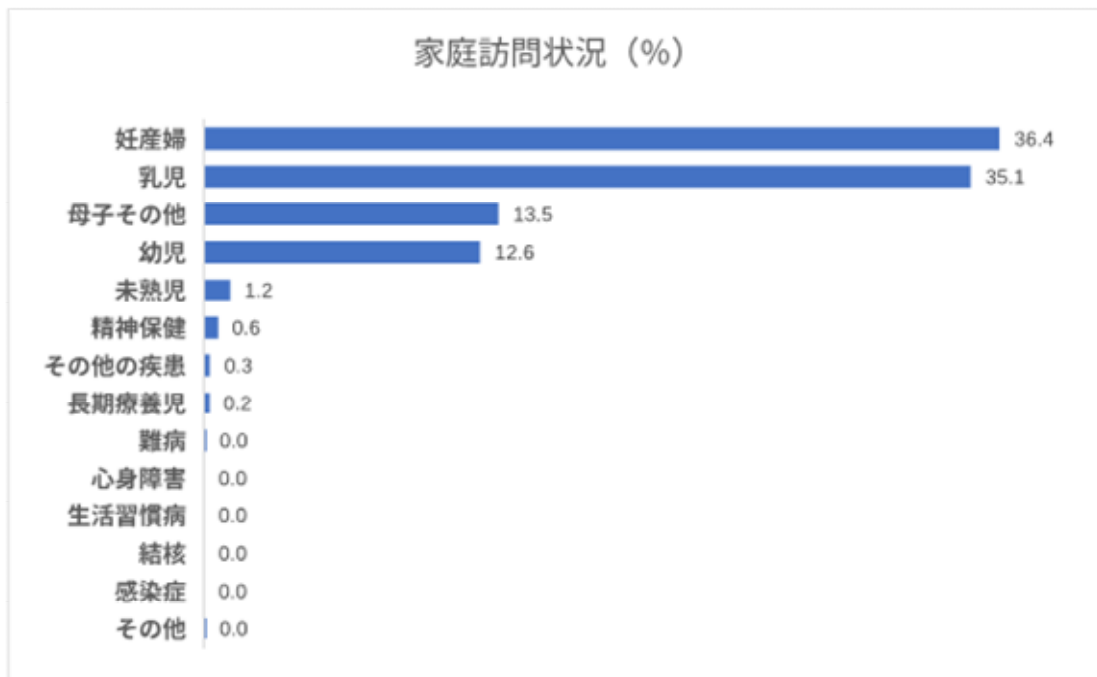
受持人口（平均 1 人当り） 16,650 人

令和 8 年 1 月 1 日現在 349,646 人



2. 家庭訪問状況

種別 センター別			総数	精神 保健	心身 障害	生活 習慣病	その他 の疾患	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	母子 その他	長期 療養児	難病	結核	感染症	その他
総 数	令和 6 年度	件数	2,514	10	-	-	3	883	31	838	342	368	33	2	-	-	4
		%	100.0	0.4	-	-	0.1	35.1	1.2	33.3	13.6	14.6	1.3	0.1	-	-	0.2
	令和 7 年度	件数	2,263	14	-	-	6	824	27	794	286	305	5	1	-	-	1
		%	100.0	0.6	-	-	0.3	36.4	1.2	35.1	12.6	13.5	0.2	0.0	-	-	0.0
中 保 健 センター		件数	660	6	-	-	6	247	11	232	59	95	2	1	-	-	1
		%	100.0	0.9	-	-	0.9	37.4	1.7	35.2	8.9	14.4	0.3	0.2	-	-	0.2
西 保 健 センター		件数	629	6	-	-	-	239	2	254	86	41	1	-	-	-	-
		%	100.0	1.0	-	-	-	38.0	0.3	40.4	13.7	6.5	0.2	-	-	-	-
南 保 健 センター		件数	466	1	-	-	-	149	6	147	90	72	1	-	-	-	-
		%	100.0	0.2	-	-	-	32.0	1.3	31.5	19.3	15.5	0.2	-	-	-	-
北 保 健 センター		件数	508	1	-	-	-	189	8	161	51	97	1	-	-	-	-
		%	100.0	0.2	-	-	-	37.2	1.6	31.7	10.0	19.1	0.2	-	-	-	-



第9節 精神保健福祉

保健所の精神保健福祉業務は、精神障害のある方や家族等への相談支援、普及啓発、自殺対策に関する取り組み、精神障害のある方の各種障害福祉サービス等の申請や支給決定、県への進達事務等がある。

精神障害のある方や家族等への相談支援は、来所による精神保健福祉相談や訪問等によるアウトリーチ機能を活かした地域生活支援がある。そのうち、来所による精神保健福祉相談は、嘱託の精神科医による精神保健福祉相談と精神保健福祉相談員や保健師による随時相談がある。こうした相談は、精神障害のある方や家族の危機的状況への適切な対応ができるよう配慮している。

自殺対策については、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現」を理念とした第2期和歌山市いのち支える自殺対策計画（令和6年3月策定）に基づき、自殺対策を「生きるための包括的支援」と捉え、全庁的に取組を推進している。関係機関との連携強化をはじめ、ゲートキーパー等の人材養成、若年層の自殺対策、普及啓発、自殺未遂者支援、うつ病等の相談・支援体制の充実等に取り組んでいる。

現在、精神保健福祉の関連領域は広がってきており、メンタルヘルスの課題が市民の身近な存在となってきた状況がある。また精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指した取組も推進している。

今後も、様々な業務を通して精神障害のある方やその家族、さらには市民1人1人が心の健康を保つことができる生きやすいまちづくりを目指している。

1. 精神保健福祉法等に基づく処遇件数

精神保健福祉法に基づく処遇内容		令和6年度	令和7年度
市長同意	新規(法第33条第2項)	16	26
	更新(法第33条第6項)	5	18
診療及び保護申請	(法第22条)	-	-
警察官の通報	(法第23条)	46	37
精神障害者保健福祉手帳申請件数	(法第45条)	2,450	2,867
自立支援医療費（精神通院）申請件数 (障害者総合支援法第58条)		8,986	9,374
合 計		11,503	12,322

2. 嘱託医による定期相談

嘱託の精神科医が、こころの病の治療や、社会参加、ひきこもり、アルコール依存等の相談に応じる定期相談を月2回設けている。

(1) 相談状況

	令和7年度
開設回数	24回
新規相談者数	45名
延相談者数	46名

(2) 新規相談者の相談内容及び相談結果（ひきこもりは再掲）

総 数	内 容 内 訳										結 果							
	統 合 失 調 症	感 情 障 害	神 経 症 圏	人 格 障 害	依 存 症	老 人 性 精 神 病	摂 食 障 害	発 達 障 害	そ の 他	ひ き こ も り	受 診 勧 奨	家 族 関 係 調 整	訪 問 指 導	日 常 生 活 指 導	継 続 来 所 指 導	制 度 紹 介	異 常 と 認 め ず	そ の 他
45	6	10	9	3	4	-	-	5	8	4	24	5	-	3	-	7	2	4

(3) 新規相談者の年齢分布（本人以外の来所者については相談対象者の年齢）

総数	15 未満	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
45 名	-	6 名	11 名	2 名	8 名	13 名	1 名	4 名

3. 定期相談以外の相談及び家庭訪問状況

	相 談	訪 問	電話相談	計	(再掲)受診援助
令和6年度	205	905	4,303	5,413	24
令和7年度	155	1,045	4,038	5,238	18

令和7年度内訳	相談	訪問	電話相談	計
老人精神保健	2	8	99	109
社会復帰（統合失調症圏）	45	272	1,470	1,787
社会復帰（感情障害）	25	148	513	686
社会復帰（人格障害）	-	5	83	88
社会復帰（神経症）	13	27	229	269
社会復帰（その他）	38	512	233	783
アルコール依存	5	11	79	95
薬物依存	1	9	18	28
ギャンブル依存	-	-	9	9
ゲーム依存	-	-	2	2
思春期問題	9	25	184	218
心の健康づくり（未診断）	13	15	208	236
うつ・うつ状態（未診断）	2	4	92	98
摂食障害	-	-	13	13
てんかん	-	3	10	13
児童虐待	-	-	24	24
その他	2	6	772	780
（再掲）ひきこもり	41	48	160	249
（再掲）自殺関連	21	32	294	347
合 計	155	1045	4,038	5,238

※ 訪問には認定調査を含む。また、上記以外に各保健センターの保健師による訪問指導等の支援も随時実施している。

4. 精神保健関係事業

(1) 精神障害者アウトリーチ事業

精神疾患の疑いのある未治療者等、継続的な支援が必要な方を対象に、精神科医等が家庭訪問等を行うことで、家族のストレス軽減や早期対応を行った。

実施回数 12回 訪問件数 9件

(2) 研修会

ア 精神保健福祉家族教室

統合失調症を中心とした精神障害のある方の家族及び支援者が精神障害について学習し、本人と家族のよりよい生活を目指すことを目的とした研修会を開催した。

参加者数 37人

イ 精神保健福祉市民講座

市民の方が、精神保健福祉の正しい知識や理解を深めていただくことを目的に市民講座を開催した。

テーマ 疲労・ストレスをみることの意義

～目にみえない疲れやストレスを視る・診る・看る～

参加者数 43人

ウ 出前講座(精神保健福祉関連)

実施回数 2回 延参加者数 22人

エ 心のサポーター養成研修

実施回数 4回 参加者数 164人

(3) 障害児者外出支援事業・福祉タクシー事業

精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に障害児者外出支援事業として、公衆浴場の回数券または福祉バスカードのいずれかを交付している。精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級所持者に対しては介護者用も交付している。また、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者を対象に福祉タクシー利用券を交付している。

※令和2年度から公衆浴場回数券または福祉バスカードの選択制

公衆浴場回数券交付者数 577人

福祉バスカード交付者数 407人

福祉タクシー利用券交付者数 1,264人

5. 重度心身障害児者医療費助成制度(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)

令和元年8月1日から、重度心身障害児者医療費助成制度のうち、精神障害者保健福祉手帳1級所持者について受給者証の交付を行っている。

受給者証交付者数 249人

6. 障害福祉サービス(精神障害のある方)

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、精神障害のある方についての認定調査や支給決定を行っている。

(1) 介護給付(居宅介護、生活介護等)

利用者数 753人

(2) 訓練等給付(就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等)

利用者数 1,267人

(3) 地域相談支援給付(地域移行支援、地域定着支援)

利用者数 47人

- (4) 障害児に係る給付（放課後デイサービス、保育所等訪問支援等）
利用者数 163 人

7. 地域自殺対策強化事業

第2期和歌山市いのち支える自殺対策計画（令和6年3月策定）に基づき、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、下記のような事業に取り組んだ。

(1) 夜間相談

特にうつ病等の感情障害の早期発見・早期治療を目的に、精神科医による相談を実施した。
開設回数 12 回 延相談件数 15 件

(2) 研修会

自殺対策に関する知識の普及やゲートキーパー養成を推進するため、市民、専門職、市職員等を対象とした出前講座や研修会を実施した。

ア 市民対象研修

開催回数 2 回 参加者数 91 人

イ 専門職研修

テーマ こどもたちの本当の心はどこにあるのでしょうか ～心に寄り添う～

対象者 教職員等

開催回数 1 回 参加者数 28 人

ウ 市職員対象研修

テーマ メンタルヘルス（ゲートキーパー養成）研修

開催回数 1 回 参加者数 32 人

エ 民生委員・児童委員対象研修

開催回数 1 回 参加者数 32 人

(3) 普及啓発

自殺対策について市民も身近な問題として関心を持ち、それぞれの立場で自殺予防に取り組めるよう、自殺の現状や相談窓口の周知を目的に様々な普及啓発事業を実施した。

ア 街頭啓発

3 月の自殺対策強化月間に合わせて、大型商業施設において自殺対策に関するパンフレット等を関係団体等と配布し街頭啓発を実施した。

総配布数 1,000 セット

イ 地域生活情報紙への情報掲載

回数 2 回

ウ いのち支えるポスターコンクール

市民を対象に啓発ポスターを募集し、コンクールを実施した。

応募作品数 123 点

啓発ポスター作成数 1,000 枚

エ 横断幕の設置

3月の自殺対策強化月間中、保健所及び市役所に横断幕を設置し啓発を実施した。

設置回数 1回

(4) 和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会

本市の自殺の現状や取り組みを踏まえた自殺対策を専門的見地から協議し、自殺対策を効果的に推進するための協議会を開催した。

開催回数 1回

(5) 自殺未遂者支援事業

三次救急医療機関(県立医大、日赤和歌山医療センター)に搬送された自殺未遂者について、保健所への情報提供の同意がある方に対し、関係機関と連携しながら相談支援や情報提供等を行い、自殺企図への背景にある課題の解消や支援の再構築(生きる支援の強化)を図った。また、自殺未遂者の支援者支援として、支援活動のスーパーバイズを受けた。

件数 33件

第 10 節 医療社会事業

1. 原子爆弾被爆者援護関係

被爆者健康手帳所持者数状況

区 分	所 持 者 数	新 規 交 付 数
令和 6 年度	68	-
令和 7 年度	64	-

2. 指定難病関係

(1) 特定医療費支給認定状況

区 分	申 請 件 数			結 果					
	計	新 規	継 続	承 認		不 承 認		死亡、転出等	
				新 規	継 続	新 規	継 続	新 規	継 続
令和 6 年度	4,042	572	3,470	541	3,380	22	49	9	41
令和 7 年度	4,280	638	3,642	607	3,554	24	54	7	34

(2) 障害福祉サービス

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが開始したため、難病患者等居宅生活支援事業は障害福祉サービスに移行した。

ア 居宅介護	利用者数	6 人
イ 短期入所	利用者数	0 人
ウ 就労継続支援	利用者数	11 人
エ 生活介護	利用者数	0 人
オ 地域相談支援	利用者数	0 人
カ 児童発達支援	利用者数	2 人
キ 放課後児童デイサービス	利用者数	1 人
ク 共同生活援助	利用者数	1 人
ケ 保育所等訪問支援	利用者数	1 人
コ 移動支援	利用者数	39 人
サ 日中一時支援	利用者数	1 人
シ 補装具費の支給	支給件数	4 件
ス 日常生活用具の給付	給付件数	4 件

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

難病に関する情報を得る機会が少ない患者及び家族を対象に医療相談会や訪問等による相談を実施することにより、患者の現状をとらえ療養生活を支援していく。

ア 医療相談事業

区 分	開 催 回 数	延 参 加 者 数
令和 6 年度	1 回	41 名
令和 7 年度	1 回	40 名

イ 訪問相談事業

区 分	延 相 談 者 数
令和 6 年度	29 名
令和 7 年度	43 名

ウ 難病患者地域支援連絡会議

開催回数 1 回

(4) 災害時個別支援計画

要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療及び福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。）に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細やかな支援を行うために個別支援計画を作成する。計画については、適宜、評価し改善を図る。また、災害時に在宅人工呼吸器利用者への支援が円滑に行われるよう調整を図る。

ア 個別支援計画

作成件数 15 件

3. 骨髄バンク登録事業

(1) 献血併行型骨髄バンク登録会

骨髄バンクにかかる啓発を行うとともに、献血併行型骨髄バンク登録会を開催した。

区 分	開 催 回 数	登 録 者 数
令和6年度	5 回	15 名
令和7年度	5 回	22 名

(2) 骨髄ドナー奨励金

骨髄・末梢血幹細胞提供者の増加や移植の推進を目指し、骨髄等の提供を完了した方に対し骨髄ドナー奨励金を交付した。

区 分	交 付 者 数
令和6年度	1 人
令和7年度	1 人

4. 小児慢性特定疾病関係

(1) 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況

		申 請 件 数			結 果			
		計	新 規	継 続	承 認		不 承 認	
					新 規	継 続	新 規	継 続
令和6年度総数		389	65	324	65	324	-	-
令和7年度総数		365	47	318	47	318	-	-
令和7年度 内訳	悪 性 新 生 物	51	7	44	7	44	-	-
	慢 性 腎 疾 患	17	1	16	1	16	-	-
	慢 性 呼 吸 器 疾 患	13	2	11	2	11	-	-
	慢 性 心 疾 患	43	5	38	5	38	-	-
	内 分 泌 疾 患	104	12	92	12	92	-	-
	膠 原 病	13	2	11	2	11	-	-
	糖 尿 病	24	5	19	5	19	-	-
	先 天 性 代 謝 異 常	3	-	3	-	3	-	-
	血 液 疾 患	7	-	7	-	7	-	-
	免 疫 疾 患	4	1	3	1	3	-	-
	神 経 ・ 筋 疾 患	39	6	33	6	33	-	-
	慢 性 消 化 器 疾 患	29	6	23	6	23	-	-
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	-	10	-	10	-	-
	皮 膚 疾 患 群	1	-	1	-	1	-	-
	骨 系 統 疾 患	7	-	7	-	7	-	-

(2) 小児慢性特定疾病児童等への相談支援

小児慢性特定疾病児童等とその家族を対象に、適切な療養の確保、日常生活上の悩みや不安等を解消するため、相談及び保健指導を実施した。

令和7年度延実施件数 39 件

5. 育成医療支給認定状況

		申 請 件 数	結 果	
			承 認	不 承 認
令 和 6 年 度 総 数		45	45	-
令 和 7 年 度 総 数		39	39	-
令和7年度分内訳	肢 体 不 自 由	2	2	-
	視 覚 障 害	6	6	-
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	3	3	-
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	18	18	-
	内 臓 障 害	心 臓	4	-
		腎 臓	-	-
		小 腸	-	-
		肝 臓	-	-
		そ の 他	6	-
	免 疫 障 害	-	-	-

第2章 感染症予防

第1節 感染症予防

平成 11 年 4 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、人権への配慮と事前の予防に重点を置いた対策を推進している。平常時より、感染症発生動向調査を徹底し、ホームページ等を通じて市民や医療機関等へ速やかに発生状況や感染予防策を公表し、正しい知識の普及啓発を図った。

医療機関からの感染症発生届に対しては、患者・家族等の人権保護に配慮のうえ、速やかに積極的疫学調査を実施した。また、医療に関する必要な対応（入院勧告・措置、就業制限等）を講じ、地域における感染拡大防止と原因究明に努めた。

1. 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査は感染症対策の一つとして位置づけられている。感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生およびまん延を防止することを目的としている。

（1）全数把握

感染症発生動向の把握が必要な疾病のうち、感染拡大の防止や発生実態の正確な把握が必要な疾病について、すべての医療機関（または獣医師）から届出を受け、その発生状況を分析し、情報の公表を行っている。

（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

（診断後直ちに届出）	
指定感染症	該当なし
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
一類感染症（診断後直ちに届出）	
エボラ出血熱	—
クリミア・コンゴ出血熱	—
痘そう	—
南米出血熱	—
ペスト	—
マールブルグ病	—
ラッサ熱	—
二類感染症（診断後直ちに届出）	
急性灰白髄炎	—
結核	別掲
ジフテリア	—
重症急性呼吸器症候群*1	—
中東呼吸器症候群*2	—
鳥インフルエンザ（H5N1）	—
鳥インフルエンザ（H7N9）	—

三類感染症（診断後直ちに届出）	
コレラ	—
細菌性赤痢	—
腸管出血性大腸菌感染症	18
腸チフス	—
パラチフス	—
四類感染症（診断後直ちに届出）	
E 型肝炎	—
ウエストナイル熱 （ウエストナイル脳症含む）	—
A 型肝炎	—
エキノコックス症	—
エムポックス	—
黄熱	—
オウム病	—
オムスク出血熱	—
回帰熱	—
キャサヌル森林病	—
Q 熱	—
狂犬病	—

四類感染症（診断後直ちに届出）	
コクシジオイデス症	—
ジカウイルス感染症	—
重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	3
腎症候性出血熱(HFRS)	—
西部ウマ脳炎	—
ダニ媒介脳炎	—
炭疽	—
チクングニア熱	—
つつが虫病	—
デング熱	1
東部ウマ脳炎	—
鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く)	—
ニパウイルス感染症	—
日本紅斑熱	10
日本脳炎	—
ハンタウイルス肺症候群(HPS)	—
Bウイルス病	—
鼻疽	—
ブルセラ症	—
ベネズエラウマ脳炎	—
ヘンドラウイルス感染症	—
発しんチフス	—
ボツリヌス症	—
マラリア	—
野兎病	—
ライム病	—
リッサウイルス感染症	—
リフトバレー熱	—
類鼻疽	—
レジオネラ症	7
レプトスピラ症	1
ロッキー山紅斑熱	—
五類感染症（診断後 7 日以内に届出）	
アメーバ赤痢	3
ウイルス性肝炎（E 型肝炎及び A 型 肝炎を除く）	2
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	6
急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）	—
急性脳炎 *3	2
クリプトスポリジウム症	1
クロイツフェルト・ヤコブ病	1

五類感染症（診断後 7 日以内に届出）		
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	—
後天性免疫不全症候群 (HIV 感染症を含む)	1	—
ジアルジア症	1	—
侵襲性インフルエンザ菌感染症	—	—
侵襲性髄膜炎菌感染症*4	1	—
侵襲性肺炎球菌感染症	11	—
水痘（入院例に限る）	—	—
先天性風しん症候群	—	—
梅毒	21	—
播種性クリプトコックス症	—	—
破傷風	1	—
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	—	—
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	4	—
百日咳	290	—
風しん *4	—	—
麻しん *4	—	—
薬剤耐性アシネトバクター感染症	—	—
動物の感染症（獣医師からの届出）		
疾病名	対象動物	
エボラ出血熱	サル	—
重症急性呼吸器症候	イタチ アナグマ タヌキ ハクビシン	—
ペスト	プレーリー ドッグ	—
マールブルク病	サル	—
細菌性赤痢	サル	—
ウエストナイル熱	鳥類	—
エキノコックス症	犬	—
結核	サル	—
鳥インフルエンザ (H5N 又は H7N9)	鳥類	—
中東呼吸器症候群	ヒトコブラ クダ	—

*1 病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。

*2 病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。

*3 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

*4 侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん及び風しんは診断後直ちに届出。

(2) 定点把握

感染症発生動向の把握が必要な疾病のうち、患者数が多数で、全数把握の必要がない感染症について、指定された医療機関（定点）の発生状況を週単位または月単位で分析し、和歌山市感染症情報センター（ホームページ）等を通じて情報の公表を行っている。

① 患者定点

小児科定点（週報） 届出機関 7
対象疾患(10)
RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、 水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、 ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎

急性呼吸器感染症*1 定点（週報） 届出機関 12（内科定点 6、小児科定点 6）
急性呼吸器感染症

*1 臨床的特徴（咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例である。）を呈する感染症であり、令和7年4月7日から定点の対象となった。

眼科定点（週報） 届出機関 3
対象疾患(2)
急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎

性感染症定点（月報） 届出機関 4
対象疾患(4)
性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、 尖圭コンジローマ、淋菌感染症

基幹定点（週報） 届出機関 3
対象疾患(7)
細菌性髄膜炎*2、無菌性髄膜炎、マイコプラズマ肺炎、 クラミジア肺炎*3、インフルエンザ*4、新型コロナウイルス感染症*4、 感染性胃腸炎*5

*2 髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く。

*3 オウム病を除く。

*4 入院患者に限る。

*5 病原体がロタウイルスであるものに限る。

基幹定点(月報) 届出機関 3
対象疾患(3)
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、 薬剤耐性緑膿菌感染症

② 病原体定点

急性呼吸器感染症病原体*6 定点 届出機関 2
咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか1つ以上の症状を呈し、 発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う 外来症例

*6 検査項目：インフルエンザウイルス A 型/B 型、SARS-CoV-2、
ヒトパラインフルエンザウイルス 1～4、RS ウイルス A 型/B 型、
ヒトメタニューモウイルス、ライノ/エンテロウイルス、アデノウイルス

小児科病原体定点 届出機関 1
対象疾患(1)
伝染性紅斑

眼科病原体定点 届出機関 1
対象疾患(2)
急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎

③ 疑似症定点

疑似症定点 届出機関 1
感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症*7

*7 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

2. 感染症の原因調査及び主な措置

実施内容	件数
積極的疫学調査	241
健康診断	28
就業制限	12
入院勧告	—
移送	—
感染症の診査に関する協議会の開催	8
病原体に汚染された場所の消毒・指導	17
ねずみ族、昆虫等の駆除	—
物件に係る措置	—
生活の用に供される水の使用制限等	—
建物に係る措置	—
交通の制限又は遮断	—

*結核（二類感染症）については、結核予防に別掲

3. 蚊媒介感染症予防対策

平成 27 年 4 月 28 日に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」が告示され、併せて「蚊媒介感染症の対応・対策の手引き（地方公共団体向け）」が示された。これを受け、デング熱などの蚊媒介感染症のまん延を防止するため、国内外から多くの観光客が訪れる和歌山城において、平成 27 年からウイルスを媒介する可能性のある蚊の実態調査およびウイルス保有状況の調査を実施している。具体的には、蚊が活動する 6 月から 10 月までの期間に蚊の捕集調査を行い、ヒトスジシマカ及びアカイエカ群のウイルス保有検査を行っている。

4. 急性呼吸器感染症の予防啓発

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症をはじめとする急性呼吸器感染症の発生およびまん延を防止するため、啓発用マスクやポスターを作成し、医療機関や学校等の関係施設へ配布した。これらを通じて、市民へ向けて手洗いや咳エチケットの周知を図り、感染防止対策の普及に努めた。

5. 薬剤耐性菌感染症の対策

バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）をはじめとする薬剤耐性菌感染症の発生状況を継続的に注視し、院内感染のリスクを軽減するため監視体制を強化した。また、医療機関間の情報共有や相互支援を促進するため、令和 6 年度に感染対策向上加算 1 取得医療機関と連携した「和歌山市感染症対策ネットワーク」を構築した。本ネットワークには市内 3 6 病院が参加しており、全体会議や医療従事者向け研修会の開催を通じて、感染対策の標準化や医療機関間の共通認識の確立を図った。

6. 社会福祉施設等の集団発生・対応状況

社会福祉施設に加え、学校や医療機関等において感染症の集団発生またはその疑いが生じた際、速やかに積極的疫学調査を実施し、施設に応じた感染拡大防止の指導および支援を行った。

(令和7年1月～令和7年12月)

	社会福祉施設	学校等	医療機関	その他
インフルエンザ	18	3	6	—
新型コロナウイルス感染症	60	—	14	1
消化器症状	7	5	1	2
その他	6	2	1	—
計	91	10	22	3

7. 性感染症の相談及び抗体検査実施状況

H I V抗体検査時に、希望があれば性感染症（梅毒・クラミジアトラコマティス）抗体検査を実施している。

区 分	梅 毒	クラミジアトラコマティス
令和6年度	152	154
令和7年度	170	167

8. エイズ相談及びH I V抗体検査件数

H I V抗体検査は、夜間(毎週火曜日午後6時から8時まで)と、平日(第1、第3木曜日午前9時から11時まで)実施している。

検査は予約制で、匿名、無料で受けることができ、結果は1週間後に対面告知する。

相談では、正しい情報を提供することで、感染への不安を軽減し、感染の可能性が明らかな場合は、H I V抗体検査を受けられるようサポートすることを心がけている。

区 分		保健所への相談		H I V 抗 体 検 査						
		電 話	来 所	計	平日			夜間		
					男	女	どちらでもない	男	女	どちらでもない
総数	令和6年度	86	5	164	14	12	—	106	31	1
	令和7年度	37	1	172	17	9	—	113	33	—

9. エイズ対策促進事業

エイズ予防のための正しい知識の普及と、感染者と共生できる社会づくりのため、啓発活動を実施しイベント、講演会を開催した。職員の資質向上を図るため、研修に参加した。

(1) HIV関係職員研修

HIV検査相談研修会、エイズ対策研修、HIV・エイズに関する研修、青少年エイズ対策研修会等に保健師が参加した。

(2) 啓発普及活動事業

ア 講義・講演活動

- ①福祉型障害児入所施設に対し、出前講座を実施した。 1回 9人（内職員2人、中高生7人）
- ②こどもに関わる教育・医療・福祉機関等の専門職及び関係者を対象に思春期の性教育に関する講演会を開催した。 参加者 44人

イ 啓発イベント

①HIV検査普及週間（6月）

- ・6月2日から7日まで、市堀川に架かる京橋・中橋を赤くライトアップした。
- ・市役所庁舎内市民ギャラリー・保健所ロビーにてパネル展示やパンフレット、ティッシュ等を配布した。

②世界エイズデー（12月）

- ・11月30日にイオンモール和歌山にて啓発イベントを実施し、パネル展示や、〇×クイズ、パンフレットの配布等を行った。
- ・12月1日から7日まで、市堀川に架かる京橋・中橋および和歌山城ホールを赤くライトアップした。
- ・国保年金課窓口にて、パンフレット、ティッシュの配布をした。

ウ 広報活動等

ラジオや広報誌、地域生活情報誌、ホームページ等での情報提供や検査の案内を行った。また、パンフレット、リーフレット（梅毒等性感染症含む）を高校、大学、医療機関等に配布した。

10. 肝炎対策事業

肝炎の早期発見及び適切な治療の推進を図るため、保健所において肝炎ウイルス検査（B型及びC型）を実施している。また、平成20年度から検査機会の拡大と利便性の向上を図るため、医療機関において無料の検査を実施している。（和歌山市肝炎ウイルス検査事業）

肝炎に対する不安を解消するために平成19年11月から肝炎相談窓口を設置している。

肝炎ウイルス陽性者の早期治療及び重症化予防を目的に、平成28年4月から陽性者フォローアップ事業を実施している。

区分	肝炎ウイルス検査件数								相談 件数	陽性者 フォロー アップ 件数
	保健所実施分				医療機関委託分					
	計	B 型＋ C 型	B 型 のみ	C 型 のみ	計	B 型＋ C 型	B 型 のみ	C 型 のみ		
令和 6 年度	33	32	1	－	73	71	1	1	69	41
令和 7 年度	29	29	－	－	48	48	－	－	75	35

11. 風しん抗体検査

平成26年4月から、風しんに対する抗体が不十分な成人を効果的に抽出し、安心して妊娠出産できるように風しん抗体検査費用の助成を開始。

区 分	対 象	検 査 者 数	計
令和6年度	18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性	117	217
	妊娠を希望する女性・妊婦の夫等	100	
令和7年度	18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性	119	232
	妊娠を希望する女性・妊婦の夫等	113	

第2節 予 防 接 種

予防接種法第2条及び第5条の規定に基づき、定期の予防接種（A類）として、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib（ヒブ）感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、定期の予防接種（B類）としてインフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）、新型コロナウイルス感染症の予防接種を行い、疾病の予防及びまん延防止に努めた。

加えて、令和7年度から高齢者を対象とした定期の予防接種（B類）に、带状疱疹の予防接種が位置付けられた。

1. 定期の予防接種

(1) 五種混合第1期（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎・ヒブ）予防接種＊

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後2月から90月に至るまでの間にある者 第1期初回:標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種。 第1期追加:標準的には、初回接種後、6月から18月までの間隔をおいて1回接種。	令和6年度	8,408	5,479
	令和7年度	7,608	7,239
	内 訳	第1期初回	5,706
		第1期追加	1,902
			1,668

＊令和6年度から定期接種開始

(2) 四種混合第1期（百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎）予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後2月から90月に至るまでの間にある者 第1期初回:標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種。 第1期追加:標準的には、初回接種後、12月から18月までの間隔をおいて1回接種。	令和6年度	8,408	2,903
	令和7年度	7,608	559
	内 訳	第1期初回	5,706
		第1期追加	1,902
			5
			554

(3) 三種混合第1期（百日せき・ジフテリア・破傷風）予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後2月から90月に至るまでの間にある者 第1期初回:標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回接種。 第1期追加:標準的には、初回接種後、12月から18月までの間隔をおいて1回接種。	令和6年度	8,408	1
	令和7年度	7,608	47
	内 訳	第1期初回	5,706
		第1期追加	1,902
			6
			41

(4) 二種混合第2期（ジフテリア・破傷風）予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
11 歳以上 13 歳未満の者	令和 6 年度	2,995	2,322
	令和 7 年度	2,845	2,255

(5) 不活化ポリオ予防接種

対 象	区 分		対 象 者 数	接 種 者 数
生後 2 月から 90 月に至るまでの間にある者 第1期初回:標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回接種。 第1期追加:標準的には、初回接種後、12 月から 18 月までの間隔をおいて1回接種。	令和 6 年度		8,408	1
	令和 7 年度		7,608	40
	内 訳	第 1 期初回	5,706	-
		第 1 期追加	1,902	40

(6) 麻しん風しん予防接種

麻しん風しん混合ワクチンの供給不安定及び地域偏在が生じたことを理由に、令和 6 年度の接種期間内に予防接種が受けられなかった者に対して、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで接種期間が延長されている。

対 象	区 分		対 象 者 数	接 種 者 数
第1期 1 歳以上 2 歳未満 第 2 期 5 歳以上 7 歳未満の者で、就学前 1 年間	令和 6 年度		4,883	4,546
	内 訳	第 1 期	2,276	2,125
		第 2 期	2,607	2,421
	令和 7 年度		4,565	4,300
	内 訳	第 1 期	2,046	1,923
		第 2 期	2,519	2,377

(7) 日本脳炎予防接種

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月まで日本脳炎ワクチンの積極的勧奨差し控えにより接種を受ける機会を逸した平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で 20 歳未満の者は、特例対象者とされている

対 象	区 分		対 象 者 数	接 種 者 数
	令和 6 年度		10,388	10,170
	令和 7 年度		9,800	9,686
生後 6 か月以上 7 歳 6 か月未満の者	内 訳	第 1 期	6,915	6,974
特例対象者のうち 7 歳 6 か月以上の者			特例措置	36
9 歳以上 13 歳未満の者		第 2 期	2,885	2,598
特例対象者のうち 13 歳以上の者			特例措置	78

(8) 結核予防接種 (BCG ワクチン)

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
1 歳未満の者	令和 6 年度	2,045	2,035
	令和 7 年度	1,873	1,877

(9) Hib (ヒブ) 感染症予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後 2 月から 60 月に至るまでの間にある者	令和 6 年度	8,332	2,524
	令和 7 年度	7,608	126

(10) 肺炎球菌感染症予防接種 (小児がかかるものに限る)

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後 2 月から 60 月に至るまでの間にある者	令和 6 年度	8,332	8,047
	令和 7 年度	7,608	7,461

(11) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種 (HPV ワクチン)

令和 4 年 4 月から積極的勧奨を再開した。同時に、積極的勧奨差し控えにより、接種機会を逃した方を対象に、3 年間の時限措置で定期接種とするキャッチアップ接種が令和 7 年 3 月 31 日までの期限で開始した。しかし、ワクチン需要の大幅な増加に伴う限定出荷等の状況から経過措置が設けられ、令和 8 年 3 月 31 日まで期間延長となった。なお、経過措置の対象者は、従来のキャッチアップ接種対象者である平成 9 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれの女性に加え、令和 6 年度に定期接種の最終年度であった平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性も対象とし、令和 4 年度から 6 年度の間に 1 回以上接種を受けた者に対して実施した。

対 象		区 分	対象者数	接種者数
12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子(小学校 6 年から高校 1 年相当の年齢の女子)		令和 6 年度	4,518	2,509
		令和 7 年度	4,434	1,959
キャッチアップ接種	平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女性	令和 6 年度		7,423
	平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性で、令和 4 年度から 6 年度の間 1 回以上 HPV ワクチンを受けた者	令和 7 年度		1,257

(12) 水痘予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
生後 12 月から 36 月に至るまでの間にある者	令和 6 年度	4,539	4,209
	令和 7 年度	4,288	3,685

(13) B型肝炎予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
1 歳未満の者	令和 6 年度	6,135	5,919
	令和 7 年度	5,619	5,505

(14) ロタウイルス感染症予防接種

対 象		区 分	接 種 者 数
ロタリックス	出生 6 週 0 日後から出生 24 週 0 日後までの者	令和 6 年度	1,672
		令和 7 年度	1,575
ロタテック	出生 6 週 0 日後から出生 32 週 0 日後までの者	令和 6 年度	3,269
		令和 7 年度	3,105

(15) インフルエンザ予防接種

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
満65歳以上の者又は満60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器又はHIVによる免疫の機能に障害を有する者	令和6年度	110,495	57,429
	令和7年度	110,166	59,037

(16) 肺炎球菌感染症予防接種（高齢者がかかるものに限る）

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
満65歳の者又は満60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器又はHIVによる免疫の機能に障害を有する者	令和6年度	4,426	581
	令和7年度	4,300	982

(17) 新型コロナウイルス感染症予防接種

令和6年度より、10月1日から3月31日までを実施期間として、高齢者を対象に定期の予防接種が開始された。

対 象	区 分	対 象 者 数	接 種 者 数
満65歳以上の者又は満60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器又はHIVによる免疫の機能に障害を有する者	令和6年度	110,495	16,634
	令和7年度	110,166	7,821

(18) 風しん第5期予防接種

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、平成31年度から令和6年度末まで風しんの抗体検査と風しんの予防接種が実施された。しかし、令和7年2月28日までに風しん抗体検査を受検し、その結果が抵抗体だった者が麻しん風しん混合ワクチンの供給不安定及び地域偏在の影響を受け、予防接種を受けることができなかった場合、風しんの予防接種のみ令和7年4月1日から令和9年3月31日まで延長されることとなった。

対 象	区 分	抗体検査者数	接種者数
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性（予防接種は低抗体者のみ）	令和6年度	618 (内保健所実施75)	195
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、令和7年2月28日までに抗体検査を受検し、抵抗体だった者（予防接種のみ）	令和7年度		3

(19) 带状疱疹

令和 7 年度の定期の予防接種開始に伴う経過措置として、令和 7 年度から令和 11 年度までは 65 歳の者に加え、5 歳年齢ごとの者（70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳、令和 7 年度に限り 100 歳以上の者全員）が対象となった。

対 象		区 分	対象者数	接種者数
ビケン	年度中に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳以上になる者又は満 60 歳未満の HIV による免疫の機能に障害を有する者	令和 7 年度	23,311	1,149
シングリックス				9,148

2. 予防接種費用助成事業

(1) 風しん予防対策事業

「先天性風しん症候群」の発生を予防し、安心して出産できるように、妊娠を希望する女性でかつ風しん抗体検査結果が低い者を対象に、MR ワクチンの接種費用を一部助成した。

対象	区分	接種者数
18 歳以上 50 歳未満の妊娠を希望する女性で風しん低抗体の者	令和 6 年度	250
	令和 7 年度	234

(2) 造血幹細胞移植等後の再接種費用助成

令和 5 年 4 月から、造血幹細胞移植等の医療行為を受けたことにより、移植等の前に接種した定期予防接種の効果が期待できないと判断された方又はその保護者に対し、任意で再接種を受けた際の接種費用を助成した。

令和 6 年度	5 人
令和 7 年度	3 人

第3節 結核予防

わが国の結核事業は、健康診断、予防接種、患者管理、医療の一貫した対策が推し進められ、公衆衛生及び国民生活の向上等によって大いなる改善をみたが、今後は、発病の危険の高いものに重点を置いて健診を効率的に行うとともに、患者管理の充実を図る等、結核の根絶をめざして、きめ細かい対策を根気よく続けることが必要とされている。

このような情勢に対応し、本市の結核予防対策は、服薬支援等の患者管理、結核患者接触者健康診断、結核患者医療費の給付、結核対策特別促進事業等を実施している。

1. 結核健康診断

(1) 定期結核健康診断、予防接種

- ・根拠 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）第53条の2

検診車により 65 歳以上の住民を対象として地区を巡回し胸部エックス線検査を行った。

予防接種法 第5条

定期の予防接種は、1 歳未満の乳児を対象に医療機関に委託し、BCG接種を行った。

(2) 接触者等健康診断

- ・根拠 感染症法第17条

ア 接触者及び家族等濃厚接触者

結核患者と同居する者、又は同居していた者等接触者に健診通知を行い、最寄りの医療機関及び保健所で検査を行った。

イ その他濃厚接触者

結核患者と接触があり、発病のおそれのある者が就業している事業所等を対象に日時を定め健診を行った。

ウ 管外からの健康診断依頼分

管外の結核患者と接触のある者に健診通知を行い、最寄りの医療機関及び保健所で検査を行った。

(3) 管理検診

- ・根拠 感染症法第53条の13

結核患者登録票により、結核の予防、又は医療上必要と認める者に検診通知を行い、医療機関で検査を行った。

(4) 定期健康診断状況

区 分		対象者数	受診者数	受診率	間接・直接 撮影者数	精密 検査者数	発見 患者数	発病の 恐れのある者
総数	令和6年度	142,535	32,417	22.7	32,409	132	—	—
	令和7年度	143,110	33,140	23.2	33,128	188	—	—
住民健診		109,957	805	0.7	805	35	—	—
事業所	報告数	22,145	21,600	97.5	21,599	101	—	—
施設	報告数	2601	2466	94.8	2,455	26	—	—
学校	報告数	8,407	8,269	98.4	8,269	26	—	—
内 訳	高等学校	報告数	3,782	3,743	99.0	3,743	6	—
	大学等	報告数	4,625	4,526	97.9	4,526	20	—

(5) 定期予防接種状況（再掲：P97(8)結核予防接種(BCG ワクチン)に掲載）

区 分	対象者数	B C G 接種者数	接種率
令和6年度	2,045	2,035	99.5%
令和7年度	1,873	1,877	100.2%

(6) 接触者健康診断状況

区 分		対 象 人 数	受 診 人 数	受 診 率	感染の有無を調べる検査												発病の有無を調べる検査			
					ツベルクリン反応検査				I G R A 検 査				結 果			胸部エックス線検査				
					検 査 人 数	判 定 結 果			検 査 人 数	判 定 結 果				潜 在 性 結 核 感 染 症	胸 部 ツ ク ス 線 に よ る 経 過 観 察	発 病 者	検 査 人 数	検 査 結 果		
						陰 性	陽 性	強 陽 性 再 掲		陰 性	陽 性	判 定 保 留	判 定 不 可					異 常 な し	経 過 観 察	発 病 者
令和 6 年度		355	353	99.4	1	-	1	-	326	312	14	-	-	5	8	1	26	26	-	-
令和 7 年度		274	271	98.9	-	-	-	-	250	242	6	2	-	4	-	1	21	21	-	-
家族等濃厚接触者	計	23	20	87.0	-	-	-	-	18	14	3	-	-	1	-	1	2	2	-	-
	保健所				-	-	-	-	7	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託				-	-	-	-	11	9	2	-	-	1	-	1	1	1	-	-
	把 握				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他濃厚接触者	計	160	160	100	-	-	-	-	141	137	3	1	-	-	-	-	19	19	-	-
	保健所				-	-	-	-	50	48	2	-	-	2	-	-	8	8	-	-
	委 託				-	-	-	-	5	4	1	-	-	1	-	-	8	8	-	-
	把 握				-	-	-	-	86	85	-	1	-	-	-	-	3	3	-	-
管外から依頼分	計	91	91	100	-	-	-	-	91	91	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保健所				-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	委 託				-	-	-	-	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	把 握				-	-	-	-	76	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(複数の検査を受検することがあります。)

(7) 管理検診状況 (延人数)

区 分		対象者数	受診者数	受 診 率 (%)	結 果		
					要 医 療	要 観 察	異常なし
総 数	令和 6 年度	89	88	98.9	－	－	88
	令和 7 年度	90	88	97.8	－	－	88
委 託 分		90	67	97.8	－	－	67
把 握 数			21		－	－	21

2. 結核患者医療費公費負担

(1) 一般患者に対する医療

- ・根拠 感染症法第37条の2

市内に居住する結核患者、又はその保護者からの申請に基づいて、保健所に設置されている感染症の診査に関する協議会において、申請されたその医療が省令で定められている結核医療の基準に適合しているか否か審査を行い、医療に要する費用の公費負担を行った。

結核公費負担状況（法37条の2）

区 分		申 請 件 数	承 認 件 数										不 承 認 件 数					判 定 保 留 件 数
			計	健 本	健 家	国 保			後 期 高 齢 者 医 療	生 保	そ の 他 費	自 費	計	他 疾 病	所 見 な し	治 療 不 要	そ の 他	
						一 般	退 職 本 人	退 職 家 族										
総 数	令和 6 年度	71	71	9	7	15	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	令和 7 年度	44	44	6	5	9	-	-	23	1	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 入院勧告患者に対する医療

- ・根拠 感染症法第37条

感染症法第19・20条の規定によって、結核の感染源となる感染性患者について、他への感染防止を目的として指定医療機関に入院することを勧告した患者の医療に要する費用の公費負担を行った。

結核公費負担状況（法37条）

区 分		申 請 件 数			承 認 件 数			却 下 件 数			判 定 保 留 件 数
		計	新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	
総 数	令和6年度	39	17	22	39	17	22	-	-	-	-
	令和7年度	28	11	17	28	11	17	-	-	-	-

3. 結核登録患者状況

(1) 新登録患者年齢別状況

区 分		活 動 性 結 核								潜在性結核感染症
		総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活動性	
			総 数	登録時喀痰塗抹陽性			登 録 時 の 他 結 核 陽	登 録 時 の 菌 陰 性 ・ 他		
				総 数	初回治療	再治療				
総 数	令和 6 年	37	26	16	16	-	9	1	11	18
	令和 7 年	28	21	12	11	1	8	1	7	13
0歳～ 4歳		-	-	-	-	-	-	-	-	1
5歳～ 9歳		-	-	-	-	-	-	-	-	-
10歳～14歳		-	-	-	-	-	-	-	-	-
15歳～19歳		-	-	-	-	-	-	-	-	1
20歳～29歳		2	1	-	-	-	1	-	1	-
30歳～39歳		1	1	1	1	-	-	-	-	2
40歳～49歳		1	-	-	-	-	-	-	1	-
50歳～59歳		1	1	-	-	-	-	1	-	-
60歳～69歳		2	2	-	-	-	2	-	-	4
70歳以上		21	16	11	10	1	5	-	5	5

(2) 年末現在登録者年齢別状況

区 分		総 数	活 動 性 結 核								不活動性 結 核	活 動 性 不 明	潜在性 結核 感染症 (別掲)
			総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活動性			治 療 中
				総 数	登録時喀痰塗抹陽性			登 録 時 その他の 結 核 菌 陽 性	登録時 菌陰性・ その他				
					総 数	初回治療	再治療						
総 数	令和 6 年	57	24	13	8	8	－	5	－	11	33	－	7
	令和 7 年	55	12	11	6	6	－	5	－	1	42	1	4
0歳～ 4歳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5歳～ 9歳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10歳～14歳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15歳～19歳		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
20歳～29歳		2	2	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－
30歳～39歳		5	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	1
40歳～49歳		1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
50歳～59歳		7	－	－	－	－	－	－	－	－	7	－	2
60歳～69歳		4	1	1	－	－	－	1	－	－	3	－	1
70歳以上		36	9	9	6	6	－	3	－	－	27	－	2

(3) 結核罹患率・有病率の推移

(人口 10 万対)

区 分	新登録患者 罹患率				
	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
和歌山市	10.1	11.1	6.0	10.7	8.2
和歌山県	9.7	10.4	8.4	10.2	6.5
全 国	9.2	8.2	8.1	8.1	8.0

(人口 10 万対)

区 分	年末時活動性結核 有病率				
	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
和歌山市	4.8	6.0	4.0	7.0	3.5
和歌山県	6.6	6.5	5.2	7.3	2.9
全 国	6.2	5.4	5.5	5.4	5.3

(4) 新登録患者喀痰塗抹陽性肺結核罹患率

(人口 10 万対)

区 分	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
和歌山市	5.1	4.0	2.3	4.6	3.5
和歌山県	4.6	3.5	3.0	3.5	3.1
全 国	3.3	3.0	2.8	2.7	2.6

(5) 結核登録患者の動向

(単位：人)

区 分	前年の 年 末 登 録 患者数	増			減						当該年 の年末 登 録 患者数
		計	新 規	転 入	計	観 察 不 要	治療中 の 再登録	死 亡	転 出	その他	
令和 6 年	55	38	37	1	36	20	-	16	-	-	57
令和 7 年	57	30	28	2	32	11	1	18	2	-	55

4. 訪問指導

感染症法第 5 3 条の 1 4 に基づき患者療養支援、感染発病予防の為患者本人、家族及び接触者に面接し、相談指導を行った。訪問が難しい場合、来所や電話による相談指導を実施した。

対象実人員	48 人
被訪問延人員	173 人
被来所延人員	31 人
電話相談延件数	201 件

5. 結核対策特別促進事業

地域の特性を配慮しつつ、地域の実情に応じた重点的な結核対策事業を実施した。

(1) 結核関係職員研修（結核研究所主催研修会等）（リモート含む） 5 回

対象：医師、保健師等

(2) コホート検討会

- ① 治療終了コホート（治療成績の評価） 12 回
- ② 治療開始から 3 か月後コホート（服薬状況問題点の検討） 11 回

(3) 服薬支援DOTS事業

① 服薬支援訪問DOTS

看護師1名により実施

被訪問実人員 44人

被訪問延人員 214人

② DOTSカンファレンス出席

・国立病院機構和歌山病院 12回

(4) 予防可能例検討会

新規登録患者の事例を通し、予防可能な要因について検討 20回

(5) 普及啓発 市民及び医療機関向けチラシを配布 2回

(6) 高齢者介護福祉施設結核研修会 1回

第3章 食 品 衛 生

第1節 食 品 衛 生

1. 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設数

区 分			営業施設数	許可施設数		廃業施設数
				継続	新規	
令和6年度			2,298	-	-	431
令和7年度			1,360	-	-	454
内 訳	飲食店営業	一般食堂・レストラン	481	-	-	150
		仕出し屋・弁当屋	38	-	-	15
		旅館	20	-	-	4
		その他	420	-	-	150
	菓子製造業		109	-	-	27
	乳処理業		-	-	-	-
	特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-
	乳製品製造業		-	-	-	-
	集乳業		-	-	-	-
	魚介類販売業		95	-	-	33
	魚介類せり売り業		-	-	-	1
	魚肉ねり製品製造業		2	-	-	1
	食品の冷凍・冷蔵業		4	-	-	1
	びん詰・かん詰製造業		2	-	-	1
	喫茶店営業		18	-	-	18
	あん類製造業		-	-	-	-
	アイスクリーム類製造業		14	-	-	12
	食肉処理業		2	-	-	-
	食肉販売業		111	-	-	35
	食肉製品製造業		1	-	-	1
	乳酸菌飲料製造業		-	-	-	-
	食用油脂製造業		-	-	-	-
	みそ製造業		3	-	-	-
	醤油製造業		-	-	-	-
	ソース類製造業		-	-	-	-
	酒類製造業		4	-	-	-
	豆腐製造業		3	-	-	1
	納豆製造業		-	-	-	-
	めん類製造業		9	-	-	2
	そうざい製造業		19	-	-	1
	添加物製造業		3	-	-	1
	清涼飲料水製造業		2	-	-	-
	氷雪製造業		-	-	-	-

※廃業以外の施設数の減少分は、新制度への移行分。

2. 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視状況及び行政処分等件数

区 分			監視指導 延施設数	営業禁止 ・ 停止	口頭説諭	改善命令	物品廃棄 命令	始 末 書
令 和 6 年 度			83	1	14	-	-	-
令 和 7 年 度			76	-	18	-	-	1
内 訳	飲食店営業	一般食堂・レストラン	11	-	10	-	-	-
		仕出し屋・弁当屋	3	-	1	-	-	-
		旅 館	1	-	1	-	-	-
		そ の 他	21	-	3	-	-	-
	菓 子 製 造 業		7	-	-	-	-	-
	乳 処 理 業		-	-	-	-	-	-
	特別牛乳さく取処理業		-	-	-	-	-	-
	乳 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	集 乳 業		-	-	-	-	-	-
	魚 介 類 販 売 業		8	-	1	-	-	-
	魚 介 類 せ り 売 り 業		-	-	-	-	-	-
	魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	食 品 の 冷 凍 ・ 冷 蔵 業		-	-	-	-	-	-
	びん詰・かん詰製造業		-	-	-	-	-	-
	喫 茶 店 営 業		-	-	-	-	-	-
	あ ん 類 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	アイスクリーム類製造業		3	-	-	-	-	-
	食 肉 処 理 業		-	-	-	-	-	-
	食 肉 販 売 業		10	-	-	-	-	1
	食 肉 製 品 製 造 業		2	-	-	-	-	-
	乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	食 用 油 脂 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	み そ 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	醬 油 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	ソ ー ス 類 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	酒 類 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	豆 腐 製 造 業		5	-	2	-	-	-
	納 豆 製 造 業		-	-	-	-	-	-
	め ん 類 製 造 業		1	-	-	-	-	-
	そ う ざ い 製 造 業		1	-	-	-	-	-
	添 加 物 製 造 業		1	-	-	-	-	-
	清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	-	-	-	-	-
	氷 雪 製 造 業		-	-	-	-	-	-

3. 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設数

区 分		営業施設数	許可施設数		廃業施設数
			継続	新規	
令和6年度		4,254	－	1,048	90
令和7年度		5,103	－	1,002	153
内 訳	飲食店営業	4,122	－	846	122
	調理の機能を有する 自動販売機	31	－	3	7
	食肉販売業	133	－	27	3
	魚介類販売業	132	－	15	5
	魚介類競り売り営業	3	－	1	－
	集乳業	－	－	－	－
	乳処理業	－	－	－	－
	特別牛乳搾取処理業	－	－	－	－
	食肉処理業	7	－	2	－
	食品の放射線照射業	－	－	－	－
	菓子製造業	406	－	64	10
	アイスクリーム類製造業	28	－	4	2
	乳製品製造業	－	－	－	－
	清涼飲料水製造業	10	－	3	－
	食肉製品製造業	6	－	2	－
	水産製品製造業	17	－	1	－
	氷雪製造業	1	－	1	－
	液卵製造業	－	－	－	－
	食用油脂製造業	4	－	1	－
	みそ又はしょうゆ製造業	6	－	2	－
	酒類製造業	5	－	1	－
	豆腐製造業	10	－	2	－
	納豆製造業	2	－	－	－
	麺類製造業	15	－	4	－
	そうざい製造業	80	－	7	3
	複合型そうざい製造業	－	－	－	－
	冷凍食品製造業	6	－	1	－
	複合型冷凍食品製造業	1	－	－	－
	漬物製造業	27	－	1	1
	密封包装食品製造業	35	－	10	－
	食品の小分け業	6	－	1	－
	添加物製造業	10	－	3	－

※改正食品衛生法の施行に伴い営業許可業種が見直されたため、全て新規許可扱い。

4. 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設の監視状況及び行政処分等件数

区 分		監視指導 延施設数	営業禁止 ・ 停止	口頭説諭	改善命令	物品廃棄 命令	始 末 書
令 和 6 年 度		1,332	9	61	-	-	1
令 和 7 年 度		1,367	4	116	-	-	1
内 訳	飲 食 店 営 業	1,036	3	77	-	-	-
	調理の機能を有する 自動販売機	3	-	-	-	-	-
	食 肉 販 売 業	56	-	9	-	-	-
	魚 介 類 販 売 業	32	1	3	-	-	-
	魚介類競り売り営業	3	-	-	-	-	-
	集 乳 業	-	-	-	-	-	-
	乳 処 理 業	-	-	-	-	-	-
	特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	-	-	-
	食 肉 処 理 業	11	-	-	-	-	-
	食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	-	-	-
	菓 子 製 造 業	115	-	13	-	-	-
	アイスクリーム類製造業	9	-	1	-	-	-
	乳 製 品 製 造 業	-	-	-	-	-	-
	清 涼 飲 料 水 製 造 業	12	-	-	-	-	1
	食 肉 製 品 製 造 業	10	-	5	-	-	-
	水 産 製 品 製 造 業	7	-	-	-	-	-
	氷 雪 製 造 業	1	-	-	-	-	-
	液 卵 製 造 業	-	-	-	-	-	-
	食 用 油 脂 製 造 業	1	-	-	-	-	-
	みそ又はしょうゆ製造業	3	-	-	-	-	-
	酒 類 製 造 業	3	-	-	-	-	-
	豆 腐 製 造 業	8	-	3	-	-	-
	納 豆 製 造 業	1	-	-	-	-	-
	麺 類 製 造 業	10	-	1	-	-	-
	そ う ざ い 製 造 業	18	-	2	-	-	-
	複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-
	冷 凍 食 品 製 造 業	4	-	-	-	-	-
	複合型冷凍食品製造業	2	-	-	-	-	-
	漬 物 製 造 業	8	-	-	-	-	-
	密 封 包 装 食 品 製 造 業	9	-	-	-	-	-
	食 品 の 小 分 け 業	2	-	-	-	-	-
	添 加 物 製 造 業	3	-	2	-	-	-

5. 届出を要する食品関係営業施設数

区 分		施 設 数	監視指導 延施設数	処 分 件 数		
				始 末 書	口頭説諭	禁止停止、回収命令
令 和 6 年 度		2,071	125	-	9	-
令 和 7 年 度		2,359	158	-	24	-
内 訳	魚 介 類 販 売 業 (包装済の魚介類のみの販売)	28	-	-	-	-
	食 肉 販 売 業 (包装済の食肉のみの販売)	51	2	-	-	-
	乳 類 販 売 業	317	3	-	1	-
	氷 雪 販 売 業	9	-	-	-	-
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 (自動洗浄・屋内設置)	321	-	-	-	-
	弁 当 販 売 業	38	2	-	1	-
	野 菜 果 物 販 売 業	88	9	-	-	-
	米 穀 類 販 売 業	41	-	-	-	-
	通信販売・訪問販売による販売業	8	-	-	-	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	170	28	-	2	-
	百 貨 店 ・ 総 合 ス ー パ ー	186	39	-	5	-
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 (自動洗浄・屋内設置、ただし、コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	198	-	-	1	-
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	495	29	-	8	-
	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	4	-	-	-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	2	2	-	-	-
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 (飲料の製造を除く。)	47	1	-	-	-
	農産保存食料品製造・加工業	12	2	-	-	-
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	24	-	-	-	-
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	1	-	-	-	-
	精 穀 ・ 製 粉 業	12	-	-	-	-
	製 茶 業	8	-	-	-	-
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	7	1	-	-	-
	卵 選 別 包 装 業	1	1	-	-	-
	その他の食料品製造・加工業	93	4	-	-	-
	行 商	24	-	-	-	-
	集 団 給 食 施 設	157	35	-	6	-
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)	7	-	-	-	-
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1	-	-	-	-
	そ の 他	9	-	-	-	-

6. 食 品 等 検 査

(1) 検 査 件 数

区 分	総 数	微 生 物 検 査	理 化 学 検 査
令 和 6 年 度	6,247	1,477	4,770
令 和 7 年 度	6,208	1,664	4,544

(2) 検 査 結 果

区 分	検体数	微 生 物				理 化 学			
		検体数	検査数	適	不適	検体数	検査数	適	不適
令 和 6 年 度	432	396	1,477	1,434	43	98	4,770	4,770	-
令 和 7 年 度	524	492	1,664	1,608	56	101	4,544	4,542	2
内 訳	魚 介 類	6	6	12	12	-	-	-	-
	魚 介 類 加 工 品	4	4	6	6	-	4	8	-
	生 食 用 か き	-	-	-	-	-	-	-	-
	冷 凍 食 品	5	5	10	10	-	-	-	-
	肉 類	19	19	53	46	7	13	334	-
	ハム・ソーセージ	3	3	9	9	-	3	12	-
	その他の食肉製品	2	2	6	6	-	2	8	-
	卵 類	5	5	10	10	-	5	150	-
	乳 ・ 乳 製 品	5	5	10	10	-	5	20	-
	アイスクリーム類	5	5	10	10	-	4	8	-
	氷 菓	-	-	-	-	-	-	-	-
	め ん 類	10	10	30	30	-	10	10	-
	調 理 パ ン	5	5	25	25	-	-	-	-
	弁 当	10	10	50	50	-	-	-	-
	そ う ざ い	49	49	189	183	6	5	15	-
	野 菜 ・ 果 物	29	-	-	-	-	29	3,869	2
	漬 物 類	5	2	4	4	-	5	59	-
	豆 腐	5	5	20	19	1	-	-	-
	菓 子 類	11	11	44	44	-	11	38	-
	あ ん 類	-	-	-	-	-	-	-	-
	清 涼 飲 料 水	6	6	6	5	1	5	13	-
	そ の 他 の 食 品	-	-	-	-	-	-	-	-
	器具及び容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-
	ふ き と り	340	340	1,170	1,129	41	-	-	-

7. 違反食品処理状況

区 分	規格・基準違反	表示違反	異 物
令 和 6 年 度	-	-	-
令 和 7 年 度	1	-	-

8. 苦情処理状況

区 分	食 品				施 設	
	有症苦情	異物混入	腐敗変敗	そ の 他	不 衛 生	そ の 他
令和 6 年度	45	13	7	14	6	7
令和 7 年度	41	17	9	18	12	13

9. 食中毒発生状況

番号	発生年月日	摂食者	患者数	原因食品	病因物質	原因施設	営業停止
1	R7.5.24	3	1	5 月 24 日に当該施設が販売した刺身等	アニサキス	魚介類販売業	1 日間
2	R7.7.28	3	2	7 月 26 日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3 日間
3	R7.8.23	151	83	かぼちゃ煮	ウエルシュ菌	飲食店	6 日間
4	R7.11.4	1	1	ツキヨタケ	植物性自然毒	家庭	—
5	R8.3.8	7	3	3 月 6 日に当該飲食店で提供された食事	カンピロバクター	飲食店	3 日間
6	R8.3.15	34	13	3 月 14 日に当該施設で提供された昼食	ノロウイルス	集団給食施設	3 日間 (業務停止)

10. 講習会実施状況

区 分		総 数	食品衛生責任者	営 業 者	そ の 他
令和6年度	回 数	10	5	2	3
	人 員	413	268	25	120
令和7年度	回 数	8	4	2	2
	人 員	314	245	24	45

11. ふぐ処理施設状況

(1) 和歌山県フグ処理等に関する指導要綱に基づく処理施設数

区 分	施 設 数(年度末)
令和 6 年度	43 件
令和 7 年度	32 件

(2) 改正食品衛生法に基づく処理施設数

区 分	施 設 数(年度末)
令和 6 年度	116 件
令和 7 年度	134 件

12. 家庭用品試買検査状況

区 分	検査品	検査項目	検査数	検体数	基準値以内	基準値外
令 和 6 年 度	生後 24 月以内用の 繊維製品	ホルムアルデヒド	10	10	10	-
令 和 7 年 度	生後 24 月以内用の 繊維製品	ホルムアルデヒド	10	10	10	-

第4章 薬事・毒劇物

第1節 薬事

		令和6年度		令和7年度				
		施設数	監視延 施設数	施設数	新規	廃止	更新	監視延 施設数
医薬品 医療機器	薬局	194	118	192	9	11	22	106
	店舗 販売業	84	44	89	8	3	8	59
	特例 販売業	1	－	－	－	1	－	－
	高度管理 医療機器 販売業・貸与業	287	107	285	13	15	29	101
	合計	566	269	566	30	30	59	266

第2節 毒劇物

		令和6年度		令和7年度				
		施設数	監視延 施設数	施設数	新規	廃止	更新	監視延 施設数
毒物劇物	一般 販売業	172	44	171	7	8	12	52
	農薬用 品目 販売業	20	16	20	6	6	2	9
	特定 品目 販売業	5	－	5	－	－	－	－
	合計	197	60	196	13	14	14	61

第5章 環 境 衛 生

第1節 環境衛生施設状況

区 分			令和 6 年度		令和 7 年度				
			施 設 数	監視件数 (検査)	施 設 数	許可件数 (検査)	廃止件数	監視件数 (検査)	
理 容 所			347	7	349	5	3	7	
美 容 所			966	55	991	46	21	54	
ニク グリ 所	計		134	6	131	2	5	6	
	ク リ ニ ング 所		63	5	62	2	3	3	
	取 次 店		71	1	69	－	2	3	
旅 館 業	計		143	27	150	9	2	42	
	旅 館 ・ ホ テ ル		91	16	89	－	2	19	
	簡 易 宿 所		52	11	61	9	－	23	
	下 宿		－	－	－	－	－	－	
公 衆 浴 場	計		55	34	56	2	1	37	
	公 営	一 般 公 衆 浴 場	2	－	2	－	－	2	
		その他の公衆浴場	－	－	－	－	－	－	
	私 営	一 般 公 衆 浴 場	12	14	12	－	－	12	
		その他の 公衆浴場	個室付浴場	11	－	11	－	－	2
			サウナ風呂	25	3	26	2	1	19
			そ の 他	5	17	5	－	－	2
興 行 場	計		15	1	15	－	－	2	
	公 営		7	－	7	－	－	－	
	私 営		8	1	8	－	－	2	
墓 埋 法	火 葬 場		25	－	25	－	－	－	
	納 骨 堂		6	－	7	1	－	2	
	墓 地		500	2	499	－	1	3	
特 定 建 築 物	計		137	108	135	－	2	104	
	興 行 場		3	1	3	－	－	1	
	百 貨 店		1	1	1	－	－	1	
	店 舗		36	36	36	－	－	37	
	事 務 所		54	39	53	－	1	38	
	学 校		11	9	10	－	1	8	
	旅 館		19	20	19	－	－	18	
	そ の 他		13	2	13	－	－	1	
簡 易 専 用 水 道			678	537	679	5	4	469	
専 用 水 道			14	－	14	－	－	－	
温 泉 利 用			24	15	24	－	－	14	
遊 泳 用 プ ー ル			16	17	16	－	－	16	

第2節 ねずみ昆虫駆除状況

1. 昆虫駆除状況

単位 m²

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
総 数	20,280	20,280
道 路	—	—
公 園	—	—
墓 地	—	—
溝	20,280	20,280
そ の 他	—	—

2. ねずみ駆除状況

単位 kg

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
殺 そ 剤 配 付 量	13.5	16.25

第3節 埋葬及び火葬の死体・死胎数

区 分	総 数			死 体			死 胎		
	総数	埋葬	火葬	総数	埋葬	火葬	総数	埋葬	火葬
令和5年度	5,348	—	5,348	5,306	—	5,306	42	—	42
令和6年度	5,512	—	5,512	5,473	—	5,473	39	—	39
令和7年度	5,111	—	5,111	5,064	—	5,064	47	—	47

第6章 動物保健

第1節 狂犬病予防及び動物愛護事業

1. 犬の登録頭数・予防注射数

区 分	登録頭数	転 入	鑑 札 再 交 付	予 防 注 射 済 票 交 付 数				注射済票 再 交 付
				計	保 健 所	集合注射	そ の 他	
令和6年度	21,431	303	52	11,640	5	-	11,635	7
令和7年度	21,850	354	62	11,802	2	-	11,800	4

2. 犬の収容状況及び咬傷犬届出件数

区 分	保護数	飼い主から の引取り数	犬譲渡数	返還数	殺処分数	保護中死亡	事故届出件数	
							飼 犬	野犬
令和6年度	99	12	78	22	-	5	8	-
令和7年度	74	9	48	18	4	4	7	-

3. 猫の収容状況

区 分	負傷猫 保護数	飼い主不明 の引取り数	飼い主から の引取り数	猫譲渡数	返還数	殺処分数	保護中死亡
令和6年度	33	305	19	305	-	6	38
令和7年度	41	274	24	309	4	8	29

4. 犬の苦情状況

区 分	苦情総数	放し飼い取締 依頼	その他				保護依頼	犬の引取り 依頼
			鳴き声	糞尿	飼育指導	その他		
令和6年度	53	5	19	3	23	3	99	29
令和7年度	71	13	19	5	22	12	72	17

5. 猫の苦情状況

区 分	苦情総数	餌やり	鳴き声	糞尿	飼育指導	その他
令和6年度	101	36	1	49	8	7
令和7年度	119	31	5	63	9	11

6. 地域猫対策状況

区 分	認定数	対象猫数	地域猫対策不妊去勢手術数	
			オス	メス
令和6年度	16	351	90	79
令和7年度	22	343	101	90

7. 動物愛護教室等開催状況

区 分	犬のしつけ教室		動物愛護教室	
	回	人	回	人
令和6年度	8	73	34	1,401
令和7年度	9	69	31	1,575

8. 第一種動物取扱業者登録件数

区 分	販売	保管	貸出	訓練	展示	その他
令和6年度	70	113	4	16	18	2
令和7年度	70	117	5	16	19	3

9. 第二種動物取扱業者届出件数

区 分	譲渡し	保管	貸出	訓練	展示	その他
令和6年度	7	4	1	-	4	-
令和7年度	7	4	1	-	4	-

第2節 化製場等施設状況

1. 死亡獣畜取扱場

区 分	施 設 数	許 可 件 数	廃 止 件 数
令和6年度	-	-	-
令和7年度	-	-	-

2. 化製場

区 分	施 設 数	許 可 件 数	廃 止 件 数
令和6年度	53	-	-
令和7年度	53	-	-

3. 動物の飼養・収容施設

区 分	施 設 数	許 可 件 数	廃 止 件 数
令和6年度	28	-	-
令和7年度	31	3	-

第7章 医事・地域医療

第1節 医療施設監視業務

1. 医療監視及び検査・処分状況

医療関係施設について、医療監視員による関係法律の規定の遵守を督促するとともに、構造設備の管理・改善等についての検査及び指導を実施する。

区 分		医療施設関係申請・届出等受理件数										許可証の発行数	届出済証の発行数	立 入 検 査				
		開設許可	変更許可	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	構造設備使用許可	その他の許可・認可	その他の届出			延件数	新規開設に伴う件数	構造設備等変更に伴う件数	苦情等に伴う件数	定期立入検査
令和6年度		81	48	112	131	8	1	123	22	2	169	150	31	106	31	25	3	47
令和7年度		106	37	144	133	5	3	154	16	4	196	154	32	124	48	17	7	47
医療施設区分	病院	1	17	1	3	-	-	2	15	-	28	39	-	58	1	13	3	36
	診療所	104	19	112	42	4	2	107	1	4	158	128	1	33	21	4	2	6
	歯科診療所	1	1	3	17	1	1	7	-	-	10	2	4	4	3	-	3	-
	助産所	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施術所	-	-	27	64	-	-	36	-	-	-	-	27	23	22	-	1	-
	歯科技工所	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
	衛生検査所	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	5

2. 医療従事者免許取扱状況

区 分		総 数	免許申請	免許証籍 訂正書換	免 許 証 再交付申請	ま っ 消
令和 6 年度		625	349	255	18	3
令和 7 年度		702	373	304	21	4
免 許 証 種 別 区 分	医 師 免 許 証	79	50	24	3	2
	歯 科 医 師 免 許 証	5	2	1	－	2
	保 健 師 免 許 証	77	33	42	2	－
	助 産 師 免 許 証	8	6	2	－	－
	看 護 師 免 許 証	401	184	203	14	－
	臨 床 検 査 技 師 免 許 証	16	7	8	1	－
	衛 生 検 査 技 師 免 許 証	－	－	－	－	－
	診 療 放 射 線 技 師 免 許 証	7	4	3	－	－
	診 療 X 線 技 師 免 許 証	－	－	－	－	－
	理 学 療 法 士 免 許 証	64	48	15	1	－
	作 業 療 法 士 免 許 証	36	33	3	－	－
	視 能 訓 練 士 免 許 証	3	1	2	－	－
	受胎調節実地指導員指定証	6	5	1	－	－

第2節 救急医療

1. 1次救急医療

公益社団法人和歌山市夜間・休日急患対策協会を指定管理者とし、一般診療体制が手薄となる休日及び夜間において「夜間・休日応急診療センター」を運営し、地域住民の初期救急医療体制の確保を図った。

和歌山市夜間・休日応急診療センター

ア 診療科目 内科・小児科・耳鼻咽喉科・歯科

イ 診療時間

《夜間診療》

平日

内 科 20時～24時

小 児 科 20時～翌6時

耳鼻咽喉科 20時～24時

土曜日・休日・年末年始(12/29～1/3)

内科・小児科 19時～翌6時

耳鼻咽喉科 19時～24時

(年末年始のみ翌6時まで診療)

《休日診療》

休日・年末年始(内科・小児科・耳鼻咽喉科 12/30～1/3、歯科 12/29～1/4)

内科・小児科 10時～12時・13時～17時

耳鼻咽喉科 13時～17時

歯科 10時～12時・13時～15時

(歯科は、お盆期間(8/13～8/15)も診療しています。)

ウ 利用状況

内科・小児科・耳鼻咽喉科

区 分		受 診 者 数	内 訳			診 療 日 数	一 日 平 均
			内 科	小 児 科	耳鼻咽喉科		
令和 6年度	計	29,123	12,136	13,728	3,259	437	66.7
	夜 間	19,883	7,813	9,869	2,201	365	54.5
	休 日	9,240	4,323	3,859	1,058	72	128.3
令和 7年度	計	23,484	8,892	11,981	2,611	437	53.7
	夜 間	15,960	5,726	8,448	1,786	365	43.7
	休 日	7,524	3,166	3,533	825	72	104.5

歯科

区 分	受 診 者 数	診 療 日 数	一 日 平 均
令 和 6 年 度	507	76	6.7
令 和 7 年 度	542	76	7.1

平成 19 年 10 月 1 日から、和歌山北部小児救急医療ネットワーク“すこやかキッズ”が、和歌山市夜間・休日応急診療センター内において、診療時間と内容を拡充し、和歌山北部の小児一次救急診療体制の拠点としてスタートした。

第 3 節 献 血

献血推進事業の円滑な運営を図るため、献血思想の普及、献血推進に関する広報活動並びに献血組織の指導育成等、市民への啓発及び協力を要請している。

1. 献血実施状況

区分 年度	総 数				移 動 採 血 車			献 血 ル ー ム		
	受 付	不 適	採 血	献血量	受 付	不 適	採 血	受 付	不 適	採 血
	人	人	人	リットル	人	人	人	人	人	人
令和6年度	26,237	2,404	23,833	8,754.74	12,988	1,457	11,531	13,249	947	12,302
令和7年度	27,485	2,628	24,857	9,075.56	13,872	1,596	12,276	13,613	1,032	12,581

第 4 節 小児成育医療支援事業

和歌山県立医科大学内に「小児成育医療支援室」を設置し、心のケアを要する子ども及び家族の相談業務を行った。

令和 6 年度 相談件数 1,776 件

令和 7 年度 相談件数 1,747 件

第 5 節 和歌山・有田保健医療圏における周産期医療ネットワーク事業

安心・安全な周産期医療体制を構築するため、和歌山県立医科大学内に「和歌山周産期医療ネットワーク協議会」を設置し、和歌山周産期情報センターを運営した。

令和 6 年度和歌山周産期情報センターでの対応件数 68 件

令和 7 年度和歌山周産期情報センターでの対応件数 65 件

第6節 保健所実習・研修受入状況

区 分	団 体 名	期 間	人 員
医 学 生	和歌山県立医科大学(医学部)	6月25日、6月27日	20名
助 産 学 生	東京医療保健大学(和歌山助産学専攻科)	11月11日、11月17日、12月2日	3名
	和歌山県立医科大学 (保健看護学部助産学専攻科)	5月21日、6月26日	2名
看 護 学 生	和歌山県立医科大学(保健看護学部)	5月12日 ～ 5月30日 9月 8日 ～ 9月 9日 1月13日 ～ 1月23日	8名 14名 8名
	東京医療保健大学(和歌山看護学部)	4月21日 ～ 4月25日 6月 2日 ～ 6月20日	8名
	和歌山県立高等看護学院	2月19日 ～ 2月20日	6名
歯 科 衛 生 士 学 生	和歌山県歯科衛生士専門学校	4月15日、4月16日 4月22日、4月23日 5月13日、5月14日 7月1日、7月2日 7月8日、7月9日 9月9日、9月10日 10月7日、10月8日 11月11日、11月12日	25名
総 数			94名

第8章 衛生研究所

第1節 施設概要

施設

敷地面積	1,253.12 m ²	
建物延面積	1,482.23 m ²	
1階	439.83 m ²	事務室、資料室、I C P / M S 分析室等
2階	462.20 m ²	水質検査室、環境検査室、高度安全実験室
3階	462.20 m ²	食品等化学検査室、微生物検査室
塔屋	118.00 m ²	

構造 鉄筋コンクリート3階建 一部塔屋付

開設日 昭和52年4月1日

業務内容

各種試験検査

公衆衛生情報の収集及び解析

調査研究及び研修

第2節 試験検査事務

衛生研究所における検査業務は、保健所や環境政策課等の行政機関からの依頼検査と市民等からの依頼検査に大別される。また、業務の種類で分類すると、食品関係の検査業務、用水の検査業務、微生物関係の検査業務及び環境関係の検査業務に分けられる。

1. 食品等化学検査

食品関係の検査業務は、保健所からの行政依頼検査と市民や製造業者からの依頼検査がある。検査の内容は、食品中の保存料・甘味料・着色料等の添加物や残留農薬等の規格基準検査、乳等規格検査及び家庭用品検査で、その検査状況は表1のとおりである。

表1 食品等化学検査状況

ア 食品化学検査

依頼者別 及び種目別 検体種別	依頼別(検体数)				項目別(項目数)										
	総 数	保 健 所 依 頼	一 般 依 頼	自 主 検 査	総 数	食 品 規 格	食 品 添 加 物 試 験							乳 等 規 格	そ の 他
							甘 味 料	着 色 料	発 色 剤	漂 白 剤	品 質 保 持 剤	防 か び 剤	保 存 料		
令和6年度	186	97	-	89	17,378	16,636	12	48	6	9	10	472	130	26	29
令和7年度	213	110	1	102	18,582	17,713	32	72	8	9	14	232	434	38	30
魚 介 類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	9	4	-	5	54	-	-	-	-	6	-	-	48	-	-
肉 卵 類 及 び その加工品	45	23	-	22	795	730	-	-	8	-	-	-	57	-	-
穀 類 及 び その加工品	13	10	-	3	14	-	-	-	-	-	14	-	-	-	-
野菜類、果実及び その加工品	83	33	1	49	17,372	16,947	32	60	-	3	-	232	98	-	-
菓 子 類	16	11	-	5	135	-	-	-	-	-	-	-	135	-	-
牛乳及び加工乳	6	5	-	1	24	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-
乳 製 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳 類 加 工 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム 類、氷菓	5	4	-	1	14	-	-	-	-	-	-	-	-	14	-
清 涼 飲 料 水	10	5	-	5	36	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	26	15	-	11	138	-	-	12	-	-	-	-	96	-	30

イ 家庭用品検査

区 分	総 数 (検 体 数)	品 目 別 (項 目 数)		
		衣 類	そ の 他	総 数
令和6年度	10	10	-	10
令和7年度	12	12	-	12

2. 水 質 検 査

用水等の検査業務は、行政機関からの依頼により公衆浴場水等及び井戸水を対象に行っている。検査項目として公衆浴場水等では理化学検査項目と細菌検査項目（大腸菌群・レジオネラ属菌）を実施し、その他の項目については必要に応じ実施している。井戸水ではペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を実施している。その検査状況は表2のとおりである。

表2 水 質 検 査 状 況

検査区分		月別		総数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		令和6年度	令和7年度														
浴場水	検体数	42	37	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	13	-	-	-
	項目数	213	188	-	-	-	-	-	-	-	-	61	62	65	-	-	-
井戸水	検体数	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	項目数	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3. 微 生 物 検 査

微生物関係の主な検査業務は、臨床検体微生物検査、食品微生物検査であり、その他環境水細菌検査等を実施している。

感染症対策の一環として実施している臨床検体微生物検査は、ノロウイルス、麻疹ウイルス、風疹ウイルス等の感染症発生時に原因究明又は2次感染防止のために行う検査と、赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O157等の健康保菌者検索を行う検便検査がある。また、令和7年度から急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス検査を行っている。

食品微生物検査は、保健所からの依頼による行政検査と市民等からの依頼検査があり、衛生指標菌及び食中毒起因微生物の検査を行っている。

また、新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、デング熱、MER S等の新たな感染症や、健康危機事象発生時の迅速な検査対応のため、新興感染症等の検査体制の整備も重要な業務である。

検査状況は表3のとおりである。

表3 微生物検査状況

月別 検査区分		総 数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		令和 6年度	令和 7年度												
総数	検体 数	1,875	2,526	119	180	204	306	347	339	204	211	274	119	74	149
	項目 数	6,502	12,458	564	857	1,202	1,270	1,430	2,709	694	1,060	1,141	536	290	705
臨床 検査	細菌	検体 数	557	484	42	65	39	60	43	31	46	60	20	32	15
	細菌	項目 数	1,559	1,762	123	228	129	286	141	140	134	247	66	125	67
	ウイルス	検体 数	312	473	35	32	52	63	58	49	48	43	29	28	19
	ウイルス	項目 数	1,128	3,277	314	256	362	283	281	333	295	372	206	224	198
	寄生虫 虫卵	検体 数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寄生虫 虫卵	項目 数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品 検査 等	一般 依頼	検体 数	76	54	6	5	9	3	5	5	4	2	-	5	4
	一般 依頼	項目 数	217	158	9	9	28	7	15	13	6	10	-	21	17
	収 去	検体 数	219	393	-	21	51	124	10	32	35	17	102	-	1
	収 去	項目 数	1,119	1,671	-	144	432	522	25	114	105	64	264	-	1
	食中 毒 苦情	検体 数	326	280	15	1	17	4	98	28	1	11	-	19	85
	食中 毒 苦情	項目 数	1,505	1,586	84	1	108	31	776	166	1	41	-	59	318
その他 の 検査	環境 水 細菌	検体 数	125	137	12	4	12	4	14	4	24	16	25	6	12
	環境 水 細菌	項目 数	167	176	12	4	12	4	14	4	38	28	38	6	12
	自主 検査	検体 数	259	705	9	52	24	48	119	190	46	62	98	29	7
	自主 検査	項目 数	806	3,828	22	215	131	137	178	1,939	115	298	567	101	25

4. 環 境 検 査

環境関係の検査業務は、主に行政機関からの依頼によるものであり、水質検査、大気等検査を実施している。

水質検査については、公共用水域、工場・事業場排水、地下水及びゴルフ場排水等の測定であり、大気等検査については、工場等の敷地境界線における悪臭測定である。

検査状況は表４のとおりである。

表４ 環 境 検 査 状 況

検査区分		月別 総 数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		令和 6年度	令和 7年度												
総 数	検体数	747	886	71	53	71	54	60	46	65	68	54	123	109	112
	項目数	8,125	8,505	609	811	791	840	515	567	626	743	725	722	963	593
公共用水域	検体数	261	276	30	21	24	18	24	18	24	25	24	18	24	26
	項目数	3,981	4,015	426	364	423	364	162	273	423	360	423	147	361	289
工 場 排 水	検体数	237	236	20	16	30	13	30	10	28	13	11	26	20	19
	項目数	2,228	2,230	125	239	332	150	308	90	134	206	61	103	302	180
地 下 水	検体数	42	40	－	7	－	10	－	6	－	7	－	6	4	－
	項目数	926	922	－	189	－	246	－	162	－	139	－	138	48	－
ゴ ル フ 場 農 薬	検体数	5	5	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－
	項目数	215	215	－	－	－	－	－	－	－	－	215	－	－	－
大 気 等	検体数	24	24	－	－	6	－	－	6	－	－	6	－	－	6
	項目数	24	24	－	－	6	－	－	6	－	－	6	－	－	6
し 尿 処 理 施 設 機 能	検体数	24	24	4	1	1	4	1	1	4	1	1	4	1	1
	項目数	152	152	26	6	6	26	6	6	26	6	6	26	6	6
排 水 処 理 施 設 機 能	検体数	24	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	項目数	140	140	2	2	2	10	36	6	2	12	4	22	28	14
分 析 技 術 協 同 研 究	検体数	58	149	－	－	－	1	－	－	－	11	－	64	53	20
	項目数	260	554	－	－	－	2	－	－	－	11	－	268	213	60
そ の 他	検体数	72	108	15	6	8	6	3	3	7	9	5	3	5	38
	項目数	199	253	30	11	22	42	3	24	41	9	10	18	5	38

第 9 章 健康危機管理

第 1 節 健康危機管理

和歌山市では、突発的な事件や重大な感染症、災害等さまざまな健康危機事象に的確に対応し、市民の安全と健康を守るため、和歌山市健康危機管理指針（平成 11 年 7 月策定）に基づき、日頃より医療機関・消防局・警察等の関係機関との連携を強化するとともに、危機対応能力の維持向上に努めている。

庁内関係部局や外部の関係機関と連携しながら、職員を対象とした研修を実施し、日頃から職員の健康危機管理意識を醸成するとともに、対処技術の維持向上に努めている。また、厚生労働省等が開催する研修へ職員を積極的に派遣している。

近い将来発生するといわれている東海・東南海・南海地震や南海トラフ巨大地震を想定し、和歌山市において大規模災害発生時の医療救護体制の確立を目指し、和歌山市医師会及び薬剤師会等関係機関、市内の医療機関、消防局等と定期的に意見交換会及び訓練を実施し、現状と課題の明確化及び対応等について検討している。また、市内の透析医療機関災害対策連絡会議を行い、災害時の対応や支援体制について意見交換を実施している。

令和 7 年度は災害時医療救護マニュアルの改定協議を行い、災害時の連携体制を確認するとともに、市保健医療調整本部訓練を実施した。また、災害時透析医療体制を協議するワーキンググループ会議を開催し、透析実施医療機関による「和歌山市災害透析医療ネットワーク会議」の設置と相互支援協定の締結に繋げた。部内においても、災害対応検討ワーキンググループを組成し、保健活動マニュアルの作成と周知のための研修会を実施した。

和歌山市における健康危機管理体制整備としては、和歌山市感染症対策ネットワーク活動として市内病院とともに全体会議と研修会等を開催した。また、庁内関係機関による健康危機管理連絡会議を開催し、「和歌山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行った。

1. 会議、研修会及び訓練

(1) 保健所が実施した会議、研修等

名 称	内 容	参加機関
災害医療に係る全体会	「和歌山市医療救護マニュアルの改定案について」 「令和 7 年度災害医療訓練について」	災害拠点病院・災害支援病院・救護拠点医療機関・市医師会等
災害時透析医療に係るワーキンググループ会議	「和歌山市の災害時の透析医療体制について」 (計 6 回)	透析専門医療機関
透析医療機関災害対策連絡会議	「和歌山市災害時人工透析対応マニュアルについて」 「和歌山市災害透析医療ネットワーク会議および会議参加医療機関の相互支援に関する協定について」	透析医療機関・災害医療コーディネーター等
EMIS 説明会	「EMIS 新システムについて」	病院・有床診療所 (計 2 回)

名 称	内 容	参加機関
感染症対策ネットワーク 全体会議	「市感染症ネットワーク活動報告」「和歌山市内の病院 から実践報告～感染対策の向上を目指して～」	病院
感染症対策ネットワーク 研修	「もう一度見直してみよう 『手指衛生』」	病院
感染症対策向上加算等に 係る合同カンファレンス	「新興感染症を想定して」	病院・診療所等
健康危機管理連絡会議	「和歌山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定 について」	市関係各課
災害時保健活動ワーキン ググループ会議	「和歌山市保健活動マニュアルの作成について」 (計 10 回)	部内関係各課
災害時保健活動研修会	「和歌山市保健活動マニュアルについて」 「避難所ラピッドアセスメント演習」	部内関係各課

(2) 研修会・会議等への派遣

【参加】

- ・災害時健康危機管理支援チーム養成研修 基礎編（主催：日本公衆衛生協会）
- ・和歌山県災害医療従事者研修（主催：和歌山県）
- ・病原体等の包装・運搬講習会（主催：厚生労働省）
- ・サーベイランスオフィサープログラム（主催：JIHS）
- ・感染症・IHEAT 管理者マネジメント研修（主催：日本公衆衛生協会）
- ・IHEAT 専門講習会（主催：日本公衆衛生協会）
- ・手指衛生指導者育成セミナー（主催：日本感染学会）
- ・下津港検疫感染症総合措置訓練（主催：大阪検疫所）
- ・関西空港検疫所検疫措置訓練（主催：関西空港検疫所）

【講師派遣】

- ・「手洗い講座」市立小学校 3 ヲ所
- ・「施設における感染症対策」等 社会福祉法人等 4 ヲ所

【学会発表等】

- ・「急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスについて」
第 93 回和歌山医学会総会
- ・「地域の VRE 感染症対策から始まった感染症対策ネットワークの構築について」
第 64 回近畿公衆衛生学会

(3) 訓練等

名 称	内 容	参加者・参加機関	参加数
保健医療調整本部訓練	大規模災害時の連携体制	災害調整組織・災害医療コーディネーター・日赤救護班・県医務課・部内職員等	84 名

災害時初動対応訓練	災害時の保健所参集・初動対応	部内職員	20 名
災害時医療情報収集訓練	災害時の医療機関情報収集・対応等	部内職員	15 名
災害時避難所情報収集・分析訓練	避難所における避難者の健康管理・支援活動等	部内職員	24 名 (計 2 回)
健康危機管理研修 「パンデミック等対応」	新型インフルエンザ等感染症発生時の初動対応	部内職員	21 人

第 1 0 章 付属資料

- 和歌山市健康危機管理基本指針
- 和歌山市保健所運営協議会条例
- 和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会条例
- 和歌山市健康わかやま 2 1 推進協議会条例

○和歌山市健康危機管理基本指針

制定 平成 11 年 7 月 1 日

改正 平成 12 年 4 月 1 日

改正 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨

この指針は、市民の生命、健康を脅かす事態に対し、的確に対応するための健康危機管理の基本的な枠組みについて定める。

第 2 節 定義

- 1 この指針において「健康危機管理」とは、食中毒、毒物劇物中毒、感染症、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康を脅かす事態が発生し、市政及び市民生活に多大な混乱を起こすことが想定される場合に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、原因究明及び医療体制の確保等に関する業務をいう。
- 2 この指針において「健康危険情報」とは、食中毒、毒物劇物中毒、感染症、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康に関わる情報をいう。

第 3 節 和歌山市地域防災計画との関係

地震等の災害に起因する健康危機管理については、和歌山市地域防災計画により対応する。

第 4 節 和歌山市危機管理指針との関係

和歌山市危機管理指針第 4 章に規定されている特定危機事象のうち、健康推進部が所管する特定危機事象に係る特定危機事象対処計画に該当するものであり、特定危機事象毎の個別の対処計画は、本指針を基本として定めるものとする。

第 5 節 健康危機管理に従事する者の心構え

- 1 健康危機管理業務に従事するに当たっては、市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、予断を持って安易に経験則に頼ることなく、健康被害が生じている等の事実を真摯に受け止め、科学的客観的な評価に努める。また常に新しい知識の修得に努める。
- 2 健康危機管理業務においては個人の人権及び高齢者、若年者等に十分配慮し適切な対応をする。

第 2 章 情報の収集及び対応

第 1 節 健康危険情報の収集

- 1 保健所長は、健康危機管理の進行管理を務める。

- 2 保健所長は、関係部局を介してあるいは直接保健所担当課が入手した初期の健康危険情報について、保健所担当課に調査、情報収集等の必要な指示を行う。また必要に応じて関係機関に連絡し、連携を図る。
- 3 保健所長は、原因が不明等の理由で、情報収集窓口が明確でない健康危険情報を入手した場合、健康危機管理班を情報収集担当窓口として初期対応を行う。
- 4 健康推進部長は、保健所及び衛生研究所の人員調整及び役割調整を行う。定期的な課長会議を開催し、部内での情報共有に努める。
- 5 保健所担当課は、調査、情報収集、検査等を迅速かつ的確に実施する。また、その報告を健康推進部長及び保健所長に行う。
- 6 保健所長は、必要に応じ、厚生労働省、和歌山県に健康危険情報の発生を報告するとともに、関係機関、関係団体及び関係部局と緊密な連携を図る。
- 7 保健所長は、関係法令及びマニュアル等に基づき、適時適切な予防対策を講じる。
- 8 保健所長は、健康危機に関し、関係機関、関係団体等に対して指導を行うときは、緊急やむを得ない場合を除き、文書によるものとする。ただし、文書によることができない場合にあっては、追って文書により指導の内容を明らかにする。

第2節 和歌山市健康危機管理連絡会議

- 1 初期の健康危険情報をもとに、関係部局担当者等が情報交換し、迅速かつ適切に重大性の判断とその後の対策を協議し、健康危機管理の推進を図るため、和歌山市健康危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の組織及び所掌事務等については、和歌山市健康危機管理連絡会議設置要綱で定める。

第3節 和歌山市地域保健医療協議会

- 1 平常時の健康危機管理体制の整備と危機対応能力の維持向上を図るとともに健康危機発生時における関係機関との連絡調整を円滑に実施するため、和歌山市地域保健医療協議会（以下「保健医療協議会」）において、健康危機管理体制について協議する。
- 2 保健医療協議会の組織及び所掌事務等については、和歌山市地域保健医療協議会条例で定める。

第4節 和歌山市健康危機管理調整会議

- 1 重大な被害をもたらす健康危機の発生、又は発生のおそれのある場合あるいは広域に発生している健康危機に対して、関係部局が情報を共有し、高次の調整を行うなど、健康危機管理を円滑に推進するとともに、発生した健康危機事象の市民への影響度等を勘案し、警戒本部もしくは対策本部の設置の是非を決定するために、和歌山市健康危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
- 2 調整会議の組織及び所掌事務等については、和歌山市健康危機管理調整会議設置要綱で定める。

第5節 和歌山市健康危機管理警戒本部

- 1 和歌山市健康危機管理調整会議における協議の結果、発生している健康危機事象の市民への影響度が多大であり、複数の部局間が協力してその対応に当たる必要があると判断されたとき、和歌山市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- 2 警戒本部の組織及び所掌事務等については、和歌山市健康危機管理警戒本部設置要綱で定める。

第6節 和歌山市健康危機管理対策本部

- 1 和歌山市健康危機管理調整会議における協議の結果、発生している健康危機事象の市民への影響度が多大であり、かつ被害規模が特に甚大である等、全庁体制でその対応に当たる必要があると判断されたとき、和歌山市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- 2 対策本部の組織及び所掌事務等については、和歌山市健康危機管理対策本部設置要綱で定める。

第7節 情報の提供

- 1 保健所長は、健康危険情報の概要、講じた対策及び個人的防衛方法等について、適宜、広報広聴課を通じて報道機関に、また本市の広報媒体や関係団体等を通じて、広く市民や関係者に対して情報提供をする。
- 2 保健所長は、必要に応じ、厚生労働省、和歌山県、医療機関及び研究機関等に対して発生している健康危険情報の概要、講じた対策等について、迅速かつ的確に伝達する。
- 3 保健所長は、健康危険情報に関係する医学的な情報を収集するとともに、診断及び治療方法、特殊検査機関、検体の採取と保存方法等についての情報を、医療機関へ迅速に提供する。

第3章 体制の整備充実と連携

第1節 救急搬送体制

初動時における救急搬送体制は重要であり、特殊な救急事故の傷病者搬送について和歌山市消防局は、保健所、警察、医療機関など関係機関との連携を密にするとともに、関係規定の整備及び救急資機材の充実強化並びに救急隊員の知識の向上を図り、より効果的な搬送体制の確立に努める。

第2節 救急医療体制

和歌山県救急医療情報センターの協力を得るとともに、和歌山県立医科大学附属病院高度救命救急センター、日本赤十字社和歌山医療センター高度救命救急センター及び市内救急告示病院等を中心に、和歌山市医師会に協力を求めるとともに、必要に応じ県内他市町村の二次医療機関等の協力を得て、救急医療の確保に取り組むものとする。

る。

和歌山市保健所はこれらの医療機関間の連絡調整に努める。

第3節 検査体制

食中毒、毒物劇物中毒、感染症、医薬品、飲料水その他何らかの原因による健康危害に対する検査は効果的な治療を行う上で重要な要素であるとともに、原因の究明は、健康被害拡大防止の面でも重要である。健康危機事象発生時には、救命救急センター及びその他の医療機関における臨床検査に加えて、迅速で、多様性のある検査体制が必要になる。

和歌山市衛生研究所は、必要に応じて、和歌山県環境衛生研究センターや近畿ブロック広域協力協定書に基づき近畿ブロック内の衛生研究所及び国立感染症研究所等と連携を取り、発生した健康危機事象に即応する検査体制を迅速に整備するとともに、平常時より、様々な健康危機事象の発生に備え、情報の収集、検査機器の整備及び検査技術の確保に取り組むものとする。

第4節 情報基盤の整備・習熟

健康危機管理を円滑に遂行するには、情報収集能力、稀な疾病や治療薬の情報、専門家へのアクセスなどが大きな要因となる。また行政機関、医療機関、研究機関、警察等関係機関との夜間・休日の連絡体制はきめ細かく整備する。情報収集のための機器の整備とその操作の習熟にも努める。

第5節 警察との連携

健康危機の原因として犯罪が推測されるときは、警察と可能な限り緊密な情報交換をする。危機現場等で採取した検体については、警察活動にとっても重要であると同時に、医学的にも治療方針の決定に重要なものであり、疫学的にも原因究明や予防対策上、必須であるとの相互理解のもとに、検体の賢明な配分を約束し、検査結果についての情報の共有化に努める。

第6節 平常時の健康危機管理体制の整備と危機対応能力の維持向上

- 1 平常時に健康危機を想定しておくことは、危機対応の推進を図る上で重要であり、危険情報の入手が夜間や休日にあることを想定して、連絡体制の整備が必要である。
- 2 保健所は、国内の主な健康危機管理の事例を検討して学習し、マニュアルに追補して充実させていく。
- 3 保健所は、定例的に、人事異動等による関係機関の体制の変更等を確認するとともに、医療機関、和歌山県等の関係機関との連携が円滑に行なわれることを確認するための模擬訓練の実施、関係職員に対して必要な研修を行うなど、本市の健康危機管理体制の整備状況を確認する。
- 4 本市域外での健康危機の発生に際しては、専門技術職員等の応援の要請には、可能な限り応えることも、本市の健康危機管理の平常時対応の一端とみなす。

第7節 関係する要綱・マニュアル等の見直し

関係する条例、要綱又はマニュアル等については、定期的あるいは必要に応じ適宜見直しを行う。

○和歌山市保健所運営協議会条例

昭和 29 年 3 月 29 日

条例第 21 号

改正 昭和 38 年 12 月 26 日 条例第 36 号

昭和 40 年 10 月 13 日 条例第 41 号

昭和 52 年 12 月 23 日 条例第 37 号

平成 2 年 3 月 30 日 条例第 9 号

平成 6 年 10 月 13 日 条例第 27 号

平成 9 年 3 月 27 日 条例第 32 号

平成 9 年 12 月 22 日 条例第 72 号

平成 19 年 3 月 22 日 条例第 8 号

平成 24 年 3 月 23 日 条例第 3 号

平成 27 年 3 月 19 日 条例第 15 号

平成 29 年 3 月 24 日 条例第 30 号

(設置)

第 1 条 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 11 条の規定に基づき、和歌山市保健所に和歌山市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命し、並びに第 5 号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 医療関係団体の代表者

(3) 社会福祉団体の代表者

(4) 学識経験者

(5) 和歌山市教育委員会の教育長

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康局健康推進部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年12月26日）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年10月13日 昭和40.12.1施行、規則55）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和52年12月23日）

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月13日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月27日）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日）抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職する和歌山市教育委員会の旧教育長（同項に規定する旧教育長をいう。以下この項において同じ。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間は、この条例による改正後の和歌山市保健所運営協議会条例第 2 条第 2 項第 6 号の規定は適用せず、この条例による改正前の和歌山市保健所運営協議会条例第 2 条第 2 項第 6 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の和歌山市保健所運営協議会条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市保健所運営協議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

○和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会条例

平成30年3月23日

条例第13号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により本市が定める和歌山市いのち支える自殺対策計画（以下「計画」という。）の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (2) 計画の推進状況の監視
- (3) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 精神保健福祉又は法律に関する学識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉、教育、労働又は警察の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康局健康推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○和歌山市健康わかやま 2 1 推進協議会条例

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

条例第 2 6 号

(設置)

第 1 条 本市に、和歌山市健康わかやま 2 1 推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 2 1 世紀における市民健康づくり運動（第 3 号において「健康わかやま 2 1」という。）の基本計画（次号において「計画」という。）に基づく措置の進捗の状況について検証すること。
- (2) 計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) その他健康わかやま 2 1 の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健及び医療に関する学識経験を有する者又はその関係者
- (2) 地域組織団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康局健康推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

令和 8 年 9 月 発行

保健所年報

令和 7 年度

編集発行 和歌山市保健所総務企画課庶務班

〒640-8137 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号

TEL (073)488-5107 (直通)

この用紙は再生紙です